



**日本財団**  
The Nippon Foundation

助成事業

平成 18 年度

「危険物の海上運送に関する調査研究」

報告書

平成 19 年 3 月

社団法人 日本海事検定協会



## ま え が き

本報告書は、国土交通省海事局の指導の下に、平成 18 年度に日本財団の助成を得て、「危険物の海上運送に関する調査研究」について危険物等海上運送国際基準検討委員会を設けて調査研究を行い、その内容を取りまとめたものである。

### 危険物等海上運送国際基準検討委員会

—敬称略、順不同、括弧内は前任者—

委員長	浦井環	東京大学生産技術研究所
委員	新井充	東京大学大学院
委員	上原陽一	横浜安全工学研究所
	太田進	独立行政法人海上技術安全研究所
	岡村敏	元国際海事機関海洋環境部次長
	岡泰資	横浜国立大学大学院
	竹内正敏	社団法人日本海事検定協会
	田村昌三	横浜国立大学
	津田眞吾	社団法人日本海難防止協会
	(鍋田勝義)	
	時繁哲治	財団法人日本海事協会
	豊田耕二	社団法人日本化学工業協会
	半田收	社団法人日本船主協会
	松村隆義	財団法人日本舶用品検定協会
	三宅康雅	社団法人日本海事検定協会
	(八十川欣勇)	
	矢萩強志	財団法人日本船舶技術研究協会
	園田敏彦	国土交通省海事局検査測度課
	東城英雄	海上保安庁交通部安全課
	平原祐	国土交通省海事局安全基準課

### 危険物運送要件部会

—敬称略、順不同、括弧内は前任者—

部	会	長	岡	泰	資	横	浜	国	立	大	学	大	学	院
委		員	青	戸	久	日	本	危	険	物	倉	庫	協	会
			梅	木	正	日	本	産	業	ガ	ス	協	会	
			岡	部	亮	財	団	法	人	日	本	船	舶	技
			甲	斐	文	社	団	法	人	日	本	海	難	防
			片	桐	昂	社	団	法	人	全	国	火	薬	類
			萱	原	正	危	険	物	保	安	技	術	協	会
			川	上	洋	財	団	法	人	日	本	船	用	品
			栗	原	洋	日	本	火	薬	工	業	会		
			黒	越	仁	社	団	法	人	日	本	船	主	協
			高	橋	孝	日	本	ポ	リ	エ	チ	レ	ン	ブ
			飛	延	孝	社	団	法	人	日	本	海	事	検
			長	榮	弘	高	圧	ガ	ス	保	安	協	会	
			長	田	泰	社	団	法	人	日	本	船	主	協
			能	登	洋	日	本	危	険	物	コ	ン	テ	ナ
			幅	道	雄	日	本	有	機	過	酸	化	物	工
			藤	野	泰	ド	ラ	ム	缶	工	業	会		
			松	尾	守	財	団	法	人	日	本	海	事	協
			松	木	邦	社	団	法	人	日	本	化	学	工
			三	宅	庸	社	団	法	人	日	本	海	事	検
			八	十	川	社	団	法	人	日	本	海	事	検
			山	田	貢	日	本	内	航	海	運	組	合	総
			吉	田	良	社	団	法	人	日	本	旅	客	船
			高	嶺	研	国	土	交	通	省	海	事	局	安
			(	梶	田	智	弘	)						
			東	城	英	海	上	保	安	庁	交	通	部	安
			平	瀬	利	国	土	交	通	省	海	事	局	検

### 特殊貨物運送部会

—敬称略、順不同、括弧内は前任者—

部	会	長	太	田	進	独	立	行	政	法	人	海	上	技
委		員	宇	佐	美	社	団	法	人	日	本	船	主	協
			岡	部	亮	財	団	法	人	日	本	船	舶	技
			黒	越	仁	社	団	法	人	日	本	船	主	協
			香	林	大	日	本	内	航	海	運	組	合	総
			佐	々	木	社	団	法	人	日	本	海	事	検
			城	田	英	独	立	行	政	法	人	海	上	技
			飛	延	孝	社	団	法	人	日	本	海	事	検
			松	尾	守	財	団	法	人	日	本	海	事	協
			三	宅	庸	社	団	法	人	日	本	海	事	検
			村	上	幸	社	団	法	人	日	本	鉄	鋼	連
			村	山	雅	社	団	法	人	日	本	船	舶	品
			八	住	俊	日	本	鋁	業	協	会			
			高	嶺	研	国	土	交	通	省	海	事	局	安
			(	梶	田	智	弘	)						
			佐	藤	将	国	土	交	通	省	海	事	局	検

### 危険性評価試験部会

部 会 長  
委 員

新 井 充  
安 藤 隆 之  
飯 塚 義 明  
石 光 進  
遠 藤 新 治 郎  
岡 部 亮 介  
栗 原 洋 一  
古 積 博  
鈴 木 勝  
長 谷 川 和 俊  
松 永 猛 裕  
三 宅 庸 雅  
(八十川欣勇)  
山 中 す み へ  
高 嶺 研 一  
(梶田智弘)  
平 瀬 利 明

—敬称略、順不同、括弧内は前任者—  
東 京 大 学 大 学 院  
独 立 行 政 法 人 産 業 安 全 研 究 所  
有 限 会 社 P H A コ ン サ ル テ ィ ン グ  
国 立 医 薬 品 食 品 衛 生 研 究 所  
日 本 無 機 薬 品 協 会  
財 団 法 人 日 本 船 舶 技 術 研 究 協 会  
日 本 火 薬 工 業 会  
独 立 行 政 法 人 消 防 研 究 所  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
危 険 物 保 安 技 術 協 会  
独 立 行 政 法 人 産 業 技 術 総 合 研 究 所  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
  
東 京 歯 科 大 学  
国 土 交 通 省 海 事 局 安 全 基 準 課  
  
国 土 交 通 省 海 事 局 検 査 測 度 課

### ばら積み液体危険物部会

部 会 長  
委 員

岡 村 敏  
石 綿 庸 雅  
内 田 成 孝  
太 田 進  
岡 部 亮 介  
岸 本 研 一  
黒 越 仁  
関 口 秀 俊  
谷 有 三  
戸 松 憲 治  
富 澤 茂  
三 宅 庸 雅  
瀬 川 恵 子  
高 橋 治  
中 橋 亨  
(北林邦彦)  
(井田充彦)  
村 岡 英 一

—敬称略、順不同、括弧内は前任者—  
元 国 際 海 事 機 関 海 洋 環 境 部 次 長  
社 団 法 人 日 本 化 学 工 業 協 会  
全 国 内 航 タ ン カ ー 海 運 組 合  
独 立 行 政 法 人 海 上 技 術 安 全 研 究 所  
財 団 法 人 日 本 船 舶 技 術 研 究 協 会  
財 団 法 人 日 本 海 事 協 会  
社 団 法 人 日 本 船 主 協 会  
東 京 工 業 大 学 大 学 院  
社 団 法 人 日 本 船 主 協 会  
日 本 内 航 海 運 組 合 総 連 合 会  
社 団 法 人 日 本 中 小 型 造 船 工 業 会  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
環 境 省 地 球 環 境 局 環 境 保 全 対 策 課  
国 土 交 通 省 海 事 局 検 査 測 度 課  
国 土 交 通 省 総 合 政 策 局 環 境 海 洋 課  
  
国 土 交 通 省 海 事 局 安 全 基 準 課

危険物輸送UN対応部会

—敬称略、順不同、括弧内は前任者—

部 会 長  
委 員

上 原 陽 一  
青 戸 久 明  
新 井 充  
石 光 進  
石 綿 雅 雄  
遠 藤 新 治 郎  
岡 泰 資  
小 川 輝 繁  
小 野 純 生  
片 桐 昂 史  
萱 原 正 博  
栗 原 洋 一  
黒 越 仁 潔  
鈴 木 孝 治  
高 橋 孝 三  
田 村 昌 一  
中 村 清 一  
長 榮 弘 征  
能 登 洋 一  
幅 野 泰 弘  
藤 野 哲 朗  
水 野 庸 雅  
三 宅 欣 勇  
八 十 川 中 す み へ  
吉 田 千 秋  
小 杉 洋 一  
( 北 村 牧 子 )  
佐 藤 淳 年  
佐 藤 将 年  
( 内 山 正 人 )  
高 橋 治  
竹 谷 里 志  
野 村 秀 徳  
山 上 奈 三  
吉 澤 司  
( 湊 孝 一 )

横 浜 安 全 工 学 研 究 所  
日 本 危 険 物 倉 庫 協 会  
東 京 大 学 大 学 院  
国 立 医 薬 品 食 品 衛 生 研 究 所  
社 団 法 人 日 本 化 学 工 業 協 会  
日 本 無 機 薬 品 協 会  
横 浜 国 立 大 学 大 学 院  
横 浜 国 立 大 学 大 学 院  
財 団 法 人 日 本 舶 用 品 検 定 協 会  
社 団 法 人 全 国 火 薬 類 保 安 協 会  
危 険 物 保 安 技 術 協 会  
日 本 火 薬 工 業 会  
社 団 法 人 日 本 船 主 協 会  
社 団 法 人 日 本 船 舶 品 質 管 理 協 会  
日 本 ポ リ エ チ レ ン プ ロ ー 製 品 工 業 会  
横 浜 国 立 大 学  
日 本 ド ラ ム 缶 更 正 工 業 会  
高 圧 ガ ス 保 安 協 会  
日 本 危 険 物 コ ン テ ナ 協 会  
日 本 有 機 過 酸 化 物 工 業 会  
ド ラ ム 缶 工 業 会  
社 団 法 人 全 日 本 航 空 事 業 連 合 会  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会  
東 京 歯 科 大 学  
財 団 法 人 理 工 学 振 興 会  
厚 生 労 働 省 医 薬 局 化 学 物 質 安 全 対 策 室

総務省消防庁危険物保安室  
国土交通省総合政策局

国土交通省海事局検査測度課  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策室  
経済産業省原子力安全・保安院保安課  
経済産業省原子力保安・安全院保安課  
国土交通省航空局技術部運航課

事 務 局

本 庄 三 郎  
鈴 木 勝  
濱 田 高 志  
山 崎 晃  
大 澤 せ つ 子

社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 安 全 技 術 室  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 理 化 学 分 析 C  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 安 全 技 術 室  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 安 全 技 術 室  
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 安 全 技 術 室

## 目 次

はじめに		
第 1 章	調査研究の目的及び概要	
1.1	調査研究の目的	-1
1.2	調査研究の概要	-1
1.2.1	DSC 小委員会への対応	-1
1.2.2	UN 委員会への対応	-1
1.2.3	委員会の開催	-1
1.2.4	海外委員会等への派遣	-2
第 2 章	国際海事機関 危険物・固体貨物及びコンテナ小委員会	
2.1	第 11 回 DSC 小委員会への対応	-3
2.2	DSC 小委員会等審議概要	-3
2.2.1	第 11 回 DSC 小委員会の報告	-3
2.2.2	第 10 回 BLG 小委員会の報告	-6
2.2.3	BLG 小委員会第 12 回 ESPH 作業部会の報告	-8
第 3 章	国連危険物輸送及び分類調和専門家委員会	
3.1	第 29 回及び 30 回 UNSCETDG への対応	-9
3.2	第 11 回及び 12 回 UNSCEGHS への対応	-9
3.3	UNSCETDG 等審議概要	-9
3.3.1	第 29 回 UNSCETDG 審議概要	-9
3.3.2	第 30 回 UNSCETDG 審議概要	-12
3.3.3	第 11 回 UNSCEGHS 審議概要	-14
3.3.4	第 12 回 UNSCEGHS 審議概要	-15
3.3.5	第 3 回 UNCOETDG&GHS 審議概要	-17
おわりに		-19
付録 1	DSC 小委員会等審議概要	
付録 1.1	第 11 回 DSC 小委員会提案文書概要	-21
付録 1.2	第 11 回 DSC 小委員会審議概要	-41
付録 1.3	第 10 回 BLG 小委員会審議概要	-54
付録 1.4	BLG 小委員会第 12 回 ESPH 作業部会審議概要	-57
付録 2	UNSCETDG 等審議概要	
付録 2.1	第 29 回 UNSCETDG 提案文書概要	-59
付録 2.2	第 29 回 UNSCETDG 審議概要	-84
付録 2.3	第 30 回 UNSCETDG 提案文書概要	-90
付録 2.4	第 30 回 UNSCETDG 審議概要	-105
付録 2.5	第 11 回 UNSCEGHS 提案文書概要	-109
付録 2.6	第 11 回 UNSCEGHS 審議概要	-114
付録 2.7	第 12 回 UNSCEGHS 提案文書概要	-117
付録 2.8	第 12 回 UNSCEGHS 審議概要	-120
付録 2.9	第 3 回 UNCOETDG&GHS 審議概要	-124



## はじめに

危険物、液状化物質等の船舶運送中に人命、船体、財貨等に有害な影響を及ぼすおそれのある貨物については、その取り扱いを適切、かつ、国際的に統一した基準で行うことが要請されている。このため、国際海事機関（IMO）は SOLAS 条約第 VI 章・第 VII 章をはじめ各種の規則・基準を整備し、その多くは日本国内法にも取り入れられている。これら規則・基準の IMO における審議の詳細は、危険物、固体貨物及びコンテナ小委員会（DSC 小委員会）に委ねられている。DSC 小委員会は、危険物、固体ばら積み貨物、コンテナ等貨物の海上運送に係る IMDG コード（国際海上危険物規程）、BC コード（固体ばら積み貨物の安全実施規則）、CSS コード（貨物の積付け及び固定に関する安全実施規則）等について審議を行なっている。また、海洋汚染防止条約附属書Ⅲ（MARPOL 条約）に基づく個品運送の海洋汚染物質の特定及びその運送要件は IMDG コードにより規定されており、同小委員会への付託事項の一つである。また、ばら積み液体及び気体物質小委員会（BLG 小委員会）にて検討が行われているばら積み液体危険物の海洋に対する危険性評価法は、基本的に個品危険物（海洋汚染物質）のそれと同じであり、その運送に係る国際規則は共にわが国危険物運送規則である「危険物船舶運送及び貯蔵規則（危規則）」に採り入れられている等、危険物の個品運送及びばら積み運送は相互に密接な関係がある。

一方、国連危険物輸送・分類調和専門家委員会（UN 委員会）は、危険物の国際的な安全輸送要件（危険物の定義、分類、容器及び包装、表示及び標札、危険性評価試験方法及び判定規準等）及び製造、輸送、貯蔵等の全ての分野における化学物質の分類及び表示の世界的調和（GHS）についての検討を行っている。UN 委員会で決定された輸送要件や有害化学物質の分類及び表示の要件は、危険物輸送や GHS に関する国連勧告としてまとめられ、危険物の海上運送規則である IMDG コードをはじめとする各輸送モードの国際運送基準や各国危険物輸送規則のモデル規則及び有害物質の分類表示に関する規則に取り入れられている。

DSC 小委員会及び UN 委員会で検討される内容は広範かつ詳細に及んでいるが、国内関連規則に直接係わりがあることから同小委員会及び委員会への提案については、日本の実状を踏まえた正確な対応が要請される。

こうした背景から、危険物及び特殊貨物の海上運送に関する専門家により構成される本委員会は、DSC 小委員会及び UN 委員会における各種検討事項について日本の意見を集約し、同小委員会及び委員会への日本意見をより確実に表明するとともに、関連情報を収集するために同小委員会等へ専門家を派遣している。また BLG 小委員会及びその作業部会にも専門家を派遣し、最新の情報を入手し本調査研究に反映させると共に、ばら積み危険物の海上運送に係る国際基準の策定に参画している。

本報告書は、本委員会の活動の成果をまとめたものである。

\*\*\*



## 第1章 調査研究の目的及び概要

### 1.1 調査研究の目的

国際海事機関（IMO）の「危険物・固体貨物及びコンテナ小委員会（DSC 小委員会）」及び「ばら積み液体及び気体物質小委員会（BLG 小委員会）」並びに国連（UN）の「危険物輸送及び分類調和専門家委員会（UN 委員会）」への対応を検討するために、危険物及び特殊貨物の海上運送に関する専門家から成る委員会を設置し、我が国関係業界等の意見を包括的に集約すると共に、専門家を両国際機関委員会に派遣し各国専門家と直接意見や情報を交換することにより我が国の意見を反映し、危険物及び特殊貨物の安全でスムーズな海上運送に寄与することを目的とする。

### 1.2 調査研究の概要

#### 1.2.1 DSC 小委員会及びBLG 小委員会への対応

IMO 第 11 回 DSC 小委員会での審議に対応するため「危険物等海上運送国際基準検討委員会」並びに同委員会の下に「危険物運送要件部会」、「特殊貨物運送部会」及び「危険性評価試験部会」を設置し各国提案文書等の詳細な検討を行い、DSC 小委員会への我が国の対応案を作成した。更に、危険物及び特殊貨物の海上運送に係る専門家を DSC 小委員会及び同作業部会に派遣し、危険物等海上運送に係る国際基準に我が国意見の反映をはかると共に、最新の情報を入手し我が国の海事関係者に周知した。

また、IMO 第 10 回 BLG 小委員会及び同小委員会第 12 回汚染危険評価（ESPH）作業部会に専門家を派遣し、ばら積み危険物の海上運送に係る国際基準の策定に参画すると共に、「危険物等海上運送国際基準検討委員会」の下部組織として設置した「ばら積み液体危険物部会」を通じて最新の情報を我が国の海事関係者に周知した。

#### 1.2.2 UN 委員会への対応

第 29 回及び 30 回国連危険物輸送専門家小委員会（UNSCETDG）、第 11 回及び 12 回国連分類調和専門家小委員会（UNSCGHS）並びに第 3 回国連危険物輸送及び分類調和専門家委員会での審議に対応するため「危険物等海上運送国際基準検討委員会」の下に「危険物輸送 UN 対応部会」を設置し各国提案文書等の詳細な検討を行った。更に、これら検討結果を踏まえ、同 UN 小委員会に日本代表委員を派遣し、危険物等海上運送に係る国際基準に我が国意見及び提案文書の反映をはかると共に、国連勧告に関する最新の情報を入手し我が国の関係者に周知した。

#### 1.2.3 委員会の開催

(1) 危険物等海上運送国際基準検討委員会

第 1 回会合：平成 18 年 6 月 5 日

第 2 回会合：平成 19 年 2 月 28 日

(2) 危険物運送要件部会

第 1 回会合：平成 18 年 8 月 21 日

第 2 回会合：平成 18 年 10 月 19 日

(3) 特殊貨物運送部会

第 1 回会合：平成 18 年 6 月 20 日

第 2 回会合：平成 18 年 8 月 22 日

第 3 回会合：平成 18 年 10 月 19 日

(4) ばら積み液体危険物部会

第1回会合：平成18年6月28日

第2回会合：平成18年10月31日

(5) 危険物輸送UN対応部会

第1回会合：平成18年6月12日

第2回会合：平成18年8月9日

第3回会合：平成18年11月20日

第4回会合：平成19年1月15日

**1.2.4 海外委員会等への派遣**

(1) IMO 第10回BLG小委員会：平成18年4月3日～7日

派遣者： 濱田高志

(2) 第29回UNSCETDG及び第11回UNSCEGHS：平成18年7月3日～14日

派遣者： 八十川欣勇

三宅庸雅

(3) IMO・BLG小委員会第12回ESPH作業部会：平成18年9月4日～8日

派遣者： 濱田高志

(4) IMO 第11回DSC小委員会：平成18年9月11日～15日

派遣者： 浦 環

濱田高志

(5) 第30回UNSCETDG及び第12回UNSCEGHS並びに第3回UNCOETDG&GHS：平成18年12月4日～15日

派遣者： 八十川欣勇

三宅庸雅

\* \* \*

## 第2章 国際海事機関 危険物、固体貨物及びコンテナ小委員会

### 2.1 第11回DSC小委員会への対応

危険物等海上運送国際基準検討委員会及び関連部会において第11回DSC小委員会提案文書概要（付録1.1）を作成し、これに基づき審議検討を行った。その検討結果を同付録1.1に示す。

### 2.2 DSC小委員会等審議概要

#### 2.2.1 第11回DSC小委員会報告

##### (1) 会合の概要

① 平成18年9月11日～15日 ロンドンICO（国際コーヒー機関）

② 参加国又は機関

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、豪、バハマ、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キューバ、キプロス、北朝鮮、コンゴ、デンマーク、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ギリシャ、インドネシア、イラン、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、リベリア、リトアニア、マレーシア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、蘭、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、韓国、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、ツバル、英、米、ウルグアイ、ベネズエラ、香港、クック諸島、IAEA、EC、MOWCA、ICS、ISO、IUMI、ICFTU、BIMCO、IACS、ICHCA、CEFIC、OCIMF、IICL、IFSMA、IRU、DGAC、INTERCARGO、IMarEST、WNTI、IBTA及びVOHMA

③ 議長等

議長：Mrs. Olga Pestel Lefèvre（仏）

副議長：Capt. J. Pablo Heusser（チリ）

事務局：Mr. I. Rahim

④ 日本からの出席者（敬称略、順不同）

小磯 康	在連合王国大使館一等書記官
高橋 治	国土交通省海事局検査測度課
浦 環	東京大学 生産工学研究所
太田 進	独立行政法人海上技術安全研究所
松尾 守	財団法人日本海事協会
保坂 均	社団法人日本船主協会（ロンドン）
濱田 高志	社団法人日本海事検定協会

##### (2) 議題

① 議題の採択

② 他のIMO機関の決定

③ 国連勧告との調和を含むIMDGコード及び追補の改正

④ 固体ばら積み貨物の性状評価を含むBCコードの見直し

⑤ BCコードの強制化

⑥ 海難・事故報告及びその分析

⑦ 海上保安強化のための措置

- ⑧ コンテナの重大構造欠損に関するガイダンス：重大欠陥の報告手順
- ⑨ SPSコードの見直し
- ⑩ CSSコードの改正
- ⑪ LHNS及びOSVガイドラインの見直し
- ⑫ BLUコードの穀類への適用拡大
- ⑬ コンテナ固縛時の安全作業環境整備に関するガイダンス
- ⑭ 船内における殺虫殺菌剤の使用に関する勧告の見直し
- ⑮ SOLAS及び2000HSC Codeにおける個品危険物に関する要件の適用
- ⑯ 作業計画及びDSC 12の議題
- ⑰ 2007年議長及び副議長の選出
- ⑱ 海上安全委員会への報告

**(3) 審議結果一覧**

表 2.2.1 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 1.1 に示す。

**(4) 審議の概要**

審議の概要を付録 1.2 に示す。

**表 2.2.1 DSC 11 審議結果一覧表 (1/3)**

(平成18年9月11日～15日、ロンドン)

議題	文書番号	提案国等	文書標題	対応	審議結果
1	11/1/Rev. 1	事務局	暫定議題	—	—
	11/1/1	事務局	暫定議題の注釈	—	—
2	11/2	事務局	A 24、FP 50、DE 49、MEPC 54、BLG 10、MSC 81及びFAL 33の審議結果	適宜	ノートされた。
	11/2/Add. 1	事務局	FAL 33の審議結果	適宜	DSC 11/3/12参照
3	11/3	E&T	ETグループの報告	適宜	ノートされた。
	11/3/1	ポーランド	IMDGコードの改正：硝酸マグネシウム（UN 1474）の特別要件	適宜	原則合意（E&Tグループ）
	11/3/2	ドイツ及びスウェーデン	IMDGコードの改正：限定的波高海域におけるRO-RO船による危険物の運送	適宜	合意されなかった。
	11/INF.5	フィンランド	低波高海域（LWHA）コンセプトの取り入れに関する研究	適宜	DSC 11/3/2参照
	11/3/3	ドイツ	IMDGコードの改正：CTU内にて冷却目的に使用される無包装のドライアイス	適宜	原則合意（E&Tグループ）
	11/3/4	ドイツ	IMDGコードの改正：削除された国連番号	支持	原則合意（E&Tグループ）
	11/3/5	ドイツ	IMDGコードの改正：隔離グループ及びインデックス	支持	原則合意（E&Tグループ）
	11/3/6	WG議長	MARPOL73/78条約附属書Ⅲ見直しに関するWGの報告	適宜	原則合意（E&Tグループ）
	11/3/7	ベルギー	IMDGコードの改正：ポータブルタンクによる運送	適宜	原則合意（E&Tグループ）
	11/3/8	カナダ	IMDGコードの改正：火薬類の積載及び取り扱いに関連する事件	適宜	原則合意（E&Tグループ）
11/3/9	ドイツ	IMDGコードの改正：（家庭用）アルカリ蓄電池が関連する事故	適宜	取り下げ	

表 2.2.1 DSC 11 審議結果一覧表 (2/3)

議題	文書番号	提案国等	文書標題	対応	審議結果
3	11/3/10	ベルギー、フランス及びオランダ	IMDGコードの改正：隔離要件	適宜	継続審議
	11/3/11	米国	IMDGコードの改正：運送書類への隔離グループの記載	適宜	原則合意 (E&Tグループ)
	11/3/12	事務局	IMDGコードの改正：クラス7貨物の運送阻害	適宜	FAL委員会への意見を準備した。
	11/3/13	イラン	IMDGコードの改正：危険物収納コンテナのブラカード貼付位置	適宜	合意されなかった。
	11/3/14	韓国	IMDGコードの改正：二酸化炭素 (UN 1013) の特別要件SP 911の削除	適宜	原則合意 (E&Tグループ)
	11/3/15	米国	IMDGコードの改正：UN 3166及びUN 3171の使用	支持	原則合意 (E&Tグループ)
	11/3/16	英国	IMDGコードの改正：積載及び隔離要件	適宜	継続審議
4	11/4	WG議長	BCコードの見直し：DSC 10で開催されたWGの報告	適宜	承認された。
	11/4/1	オーストラリア及び日本	BCコードの見直し：CGの報告 (パート1)	適宜	継続審議 (CG設置)
	11/4/2	ベネズエラ	BCコードの見直し：DRI (A) Briquettes, hot-moulded Finesの分析	適宜	継続審議 (CG設置)
	11/4/3	ベネズエラ	BCコードの見直し：DRI (A) Briquettes, hot-moulded Finesの運送に伴う危険性	適宜	継続審議 (CG設置)
	11/4/4	ベネズエラ	BCコードの見直し：DRI (A) Briquettes, hot-moulded Finesの運送に関する安全作業	適宜	継続審議 (CG設置)
	11/4/5	ドイツ	BCコードの見直し：硫黄の分類	適宜	合意されなかった。
	11/4/6	イタリア	BCコードの見直し：Chopped tyreのばら積み運送	適宜	継続審議
	11/4/7	米国	BCコードの見直し：MHBの判定基準の策定	適宜	継続審議
	11/4/8	カナダ	BCコードの見直し：石炭の自己発熱	適宜	ノートされた。
	11/4/9	オーストラリア	BCコードの見直し：Fuzzy cotton seedの運送	適宜	合意された。
	11/4/10	マーシャル諸島及びINTERCAR GO	BCコードの見直し：CGの報告 (パート1) へのコメント	適宜	継続審議 (CG設置)
11/INF.6	オーストラリア	BCコードの見直し：Fuzzy cotton seedの試験結果	適宜	DSC 11/4/9参照	
5	11/5	オーストラリア及び日本	BCコードの強制化：CGの報告 (パート2)	適宜	継続審議 (CG設置)
	11/5/1	オーストラリア及び日本	BCコードの強制化：CGの報告 (パート3)	適宜	継続審議 (CG設置)
	11/5/2	オーストラリア	BCコードの強制化：BCコード強制化後の適用除外規定	適宜	継続審議 (CG設置)
6	11/6	ドイツ	RICKMERS GENOA号での爆発事故	適宜	国連への提案を要請した。
	11/INF.4	事務局	RICKMERS GENOA号での爆発事故	適宜	DSC 11/6参照
	11/6/1	カナダ	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	11/6/2	ベルギー	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。

表 2.2.1 DSC 11 審議結果一覧表 (3/3)

議題	文書番号	提案国等	文書標題	対応	審議結果
6	11/6/3	イタリア	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	11/6/4	カナダ	損傷コンテナによる事件、個品危険物	適宜	継続審議
	11/6/5	スウェーデン	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	11/6/6	フランス	ばら積船ADAMANDAS号の全損事故	適宜	DSC 11/4/2参照
	11/INF.3	フランス	ばら積船ADAMANDAS号の全損事故の調査報告	適宜	DSC 11/4/2参照
	11/6/7	韓国	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	11/6/8	米国	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	11/6/9	チリ	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
7	11/7	DG議長	海上保安強化のための措置：DSC 10で開催されたDGの報告	適宜	BCコード新11章案が合意された。
	11/7/1	ICHCA	海上保安強化のための措置：港湾地域における危険物の安全運送及び関連作業に関する勧告の見直し	適宜	改正案が準備された。
9	11/9	事務局	SPSコードの見直し：小委員会の権限範囲に関連するSPSコードの抜粋	適宜	継続審議（E&Tグループ）
	11/9/1	事務局	SPSコードの見直し：NAV 51、SLF 48、FP 50及びDE 49の審議結果	適宜	ノートされた。
10	11/10	スウェーデン	CSSコードの改正：RO-RO船よる自動車運送のための固定設備に関するガイドライン（決議A.581(14)）の見直し提案	適宜	継続審議（CG設置）
11	11/11	オーストラリア	LHNS及びOSVガイドラインの見直し：CGの報告	適宜	承認された。
12	11/12	米国	BLUコードの穀類への適用拡大：CGの報告	適宜	継続審議（CG設置）
13	11/13	英国	コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンスに関するCGの報告	適宜	継続審議（CG設置）
14	11/14	英国	くん蒸貨物輸送ユニット	適宜	継続審議
18	11/17	事務局	危険物輸送に関する国連勧告と危険物運送規則の世界的調和促進のための選択肢	適宜	ノートされた。
	11/18	事務局	IMDGコードの実施	適宜	ノートされた。
	11/18/1	ドイツ	水と反応する物質の消火設備及び積載方法	適宜	ノートされた。

## 2.2.2 第10回 BLG 小委員会報告

### (1) 会合の概要

- ① 平成18年4月3日～7日 ロンドンIMO本部
- ② 参加国又は機関

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、豪、バハマ、ベルギー、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キプロス、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ギリシャ、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ケニヤ、リベリア、マレーシア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、蘭、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、トルコ、ツバル、英、米、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、香港、EC、ICS、IUMI、ICFTU、CIRM、IAPH、BIMCO、IACS、ICHCA、CEFIC、OCIMF、

FOEI、IFSMA、INTERTANKO、IUCN、SIGTTO、DGAC、ICCL、EUROMOT、IPIECA、IPTA及びIBTI

③ 議長等

議長：Mr. Z. Alam（シンガポール）

副議長：Mr. S. Oftedal（ノルウェー）

事務局：Mr. J. West-Wood Booth & Mr. S. Micallef

④ 日本からの出席者（敬称略、順不同）

植村 忠之 在連合王国大使館一等書記官

神谷 和也 国土交通省海事局検査測度課

篠村 義夫 財団法人日本船舶技術研究協会

岡村 敏 財団法人日本船舶技術研究協会

石綿 雅雄 社団法人日本化学工業協会

戸松 憲治 日本内航海運組合総連合会

濱田 高志 社団法人日本海事検定協会（他 計30名）

(2) 議題

- ① 議題の採択
- ② 他のIMO機関の決定
- ③ 化学物質の安全及び汚染危険度評価及び改正の準備
- ④ 2004年バラスト水管理規制条約の統一の実施のための指針の作成
- ⑤ 毒性物質を含む貨物を輸送する全ての種類のタンカーの人員保護の要件
- ⑥ ガス燃料船の規定の策定
- ⑦ 決議MEPC.2(VI)の改正
- ⑧ 汚水の排出速度に関する基準の策定
- ⑨ IACS統一解釈の検討
- ⑩ 海難分析
- ⑪ バラスト水管理の安全性
- ⑫ 船上における窒素酸化物排出削減のための同等措置指針
- ⑬ 硫黄酸化物排出制限の強化のための他の技術的検証方法の指針
- ⑭ MARPOL附属書VI及び窒素酸化物技術コード
- ⑮ 海上における油輸送作業からの海洋汚染防止のためのMARPOL附属書Iの改正
- ⑯ 作業計画及びBLG11の議題
- ⑰ 2007年議長及び副議長の選出
- ⑱ 海上安全委員会及び海洋環境保護委員会への報告

(3) 審議の概要

審議の概要（ケミカル物質の安全及び汚染危険性の評価並びにその結果による改正の準備（第3議題）関係）を付録 1.3 に示す。

### 2.2.3 第12回 BLG 小委員会 ESPH 作業部会報告

#### (1) 会合の概要

① 平成18年9月4～8日 英国 Maritime & Coastguard Agency本部

② 参加国又は機関

ベルギー、フィンランド、仏、独、日本、マレーシア、メキシコ、蘭、ノルウェー、パナマ、シンガポール、スウェーデン、タイ、クック諸島、IAPH、ICS、INTERTANKO、IPTA及びCEFIC

③ 議長等

議長：Mrs. M.C. Tiemens-Idzinga（蘭）

事務局：Mr. S. Micallef

④ 日本からの出席者（敬称略、順不同）

岡村 敏 財団法人日本船舶技術研究協会

石綿 雅雄 社団法人日本化学工業協会

関口 俊秀 東京工業大学

濱田 高志 社団法人日本海事検定協会

#### (2) 議題

① 洗浄剤の評価

② 新規物質の評価

③ データの不足した既存物質の評価

④ MEPC.2/Circ.の見直し

#### (3) 審議の概要

審議の概要を付録 1.4 に示す。

\*\*\*

### 第3章 国連危険物輸送及び分類調和専門家委員会

#### 3.1 第29回及び30回 UNSCETDG への対応

危険物等海上運送国際基準検討委員会及び危険物輸送 UN 対応部会において、それぞれ第29回及び30回 UNSCETDG 提案文書概要（付録 2.1 及び 2.3）を作成し、これに基づき審議検討を行った。その検討結果を同付録 2.1 及び 2.3 に示す。

#### 3.2 第11回及び12回 UNSCEGHS への対応

危険物等海上運送国際基準検討委員会及び危険物輸送 UN 対応部会において、それぞれ第11回及び12回 UNSCEGHS 提案文書概要（付録 2.5 及び 2.7）を作成し、これに基づき審議検討を行った。その検討結果を同付録 2.5 及び 2.7 に示す。

#### 3.3 UNSCETDG 等審議概要

##### 3.3.1 第29回 UNSCETDG 審議概要

###### (1) 会合の概要

① 平成18年7月3日～12日 ジュネーブ国連欧州本部

② 参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チェコ、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、メキシコ、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国、ブルガリア、ケニア、ニュージーランド、スロバキア、スイス、ザンビア、IAEA、ICAO、EC、IMO、OCTI、OTIF、ABSА、AEGPL、AFEMS、AHS、AISE、CGA、CEPE、CLEPA、COSTHA、COLIPA、DGAC、EIGA、EFMA、FEA、GEA、IATA、ICCA、ICCR、ICDM、ICIBCA、ICPP、IDGCA、IEC、IFALPA、IFDI、ISO、PRBA、SAAMI、SEFEL、UIC、USFCC、VOHMA及びWNTI

③ 議長等

議長：Mr. S. Benassai（イタリア）

副議長：Ms. L. Hume-Sastre（カナダ）

④ 日本からの出席者（敬称略、順不同）

石和 浩次 社団法人電池工業会

木下 裕道 社団法人日本電機工業会

斉藤 修一郎 社団法人日本電機工業会

中島 紀昭 独立行政法人産業技術総合研究所

三宅 庸雅 社団法人日本海事検定協会

八十川 欣勇 国連危険物輸送専門家小委員会委員・社団法人日本海事検定協会

###### (2) 議題

① 議題の採択

② 火薬類の輸送

③ ガスの輸送

④ 容器（IBCs及び大型容器を含む。）

(a) 容器試験

- (b) IBCs
- (c) その他の提案
- ⑤ 少量危険物
- ⑥ 分類及び容器包装
  - (a) 電池／燃料電池
  - (b) 感染性病原物質
  - (c) その他の提案
- ⑦ UNモデル規則の関するその他の提案
- ⑧ IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和
- ⑨ UNモデル規則による危険物輸送規則の地球的調和を容易にするための選択肢（世界危険物輸送条約）
- ⑩ 危険有害通報の促進
- ⑪ モデル規則の策定基本指針
- ⑫ GHSに関する問題
- ⑬ その他
- ⑭ 報告書の承認

**(3) 審議結果一覧**

表 3.3.1 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.1 に示す。

**(4) 審議の概要**

審議の概要を付録 2.2 に示す。

**表 3.3.1 UNSCETDG 29 審議結果一覧表 (1/3)**

(平成18年7月3日～12日、ジュネーブ)

議題	文書番号	提案国等	文 書 標 題	対応	備考・結果
1	C3/57	事務局	予定議題	適宜	*採択
	C3/57/a1	事務局	文書リスト	資料	資料
	C3/57/a2	事務局	会合時間表	資料	資料
2	05/11	スペイン	改訂通気管試験（試験8(d)）	適宜	*採択
	05/29	ドイツ	HOBtの分類	賛成	*採択
	06/7	ノルウェー	火薬類と硝安との混載	賛成	*採択
	06/29	英国	信号筒及び信号炎管（1.4G/1.4S）の輸送	賛成	採択
	06/62	カナダ	1.4Sに分類するための追加試験	適宜	新提案
3	06/1	EIGA	サルベージ容器	適宜	新提案
	06/2	EIGA	引火性ガスの分類に関するISO基準	適宜	採択（4/06/02）
	06/4	EIGA	UN勧告、GHS及びRID/ADRの数値の調和	適宜	*採択（4/06/03）
	06/17	ISO	第 6.2 章の参照 ISO の最新化	適宜	*採択
	06/26	ドイツ	ガス容器に関する第6.2章の改正	適宜	*採択
	06/39	米国	包装基準P200のSP “d”	適宜	持越し
	06/40	米国	ゲルマン（UN2192）の充填率	適宜	*採択
	06/41	米国	包装基準P200の充填率の改正	適宜	採択
	06/44	CGA	ゲルマンの充填率	適宜	*採択
4a	06/59	仏	落下試験要件	適宜	*採択
4b	06/14	ドイツ	ISO16106の参照	適宜	*採択
	06/20	ICPP/ICCA	IBCsの底部持ち上げ試験	適宜	採択
	06/24	ドイツ	IBCsの水圧試験	適宜	新提案
	06/25	ドイツ	IBCsの紫外線防護	適宜	新提案

注：\*印は、修正又は一部が採択されたものである。

表3.3.1 UNSCETDG 29 審議結果一覧表 (2/3)

議題	文書番号	提案国等	文 書 標 題	対応	備考・結果
4b	06/30	英国	IBCsの安全積重ね加重表示	適宜	*採択
	06/32	米国	IBCsの振動試験	適宜	*採択
4c	06/6	ノルウェー	容器の使用材料	賛成	次回新提案
5	06/45	英国	適用除外危険物	適宜	*採択
	06/49	ICCA/DGAC	薬学研究開発用少量サンプルの適用除外	適宜	次回新提案
	06/56	事務局	L/Qに関する改正	適宜	*採択
	06/66	ICAO	少量危険物に関する意見	適宜	報告
6a	05/43	PRBA	リチウムイオン電池提案に関する検討問題	資料	説明資料
	05/44	PRBA	リチウムイオン電池のSP188の改正	賛成	不採択
	05/45	PRBA	リチウムイオン電池の新エントリー	賛成	不採択
	05/46	PRBA	リチウムイオン電池におけるWhの使用	賛成	*不採択
	06/50	仏/米国	クラス2.1、4.3、8の物質を内蔵する燃料電池	賛成	*採択
6b	06/3	ドイツ	感染性病原物質：培養株の定義	賛成	取下げ
	06/13	ドイツ	医療廃棄物の分類	賛成	採択
	06/16	オーストリア	PI P650のドライアイス及び液体窒素の要件	適宜	取下げ
	06/31	オーストリア	感染動物死体の分類要件	適宜	取下げ
	06/34	WHO	6.2章の変更に対する意見	適宜	採択
	06/46	英国	ばら積み動物死体の輸送	賛成	次回修正提案
	06/60	IATA	P650 (Div.6.2の包装基準)	適宜	不採択
6c	06/9	ICCA	環境有害物質“cleaning pad”の新SP	適宜	採択
	06/10	ICCA/ICCTA	硝酸(UN2031)の容器基準	適宜	採択
	06/11	ドイツ	クロロシラン類の規定の改正	適宜	次回修正提案
	06/12	ICCA	有機酸化物の新処方物	賛成	*採択
	06/19	英国	人の経験によるClass 6.1及び8の分類基準	賛成	趣旨採択 (4/06/04)
	06/22	米国	IBC包装基準のSPの改正	適宜	*採択
	06/23	ドイツ	塩素 (UN1017) の分類変更	適宜	採択
	06/33	米国	アルコール/ガソリン混合燃料	適宜	*採択
	06/36	英国	臭素 (UN1744) の包装基準	適宜	*採択
	06/42	CEPE	特別包装規定 (SPP) PP1の改正	適宜	新提案
	06/47	ICCA	固体物質のバルクコンテナ輸送規定	適宜	修正提案
	06/52	ICCA	UN1336 (水湿性) のIBCs輸送	適宜	取下げ
	06/57	事務局	UN1569 (臭化アセトン)	適宜	採択
	06/58	事務局	SP198の改正	適宜	採択
7	06/8	ドイツ	換気済薫蒸貨物輸送ユニットの輸送	適宜	採択
	06/15	オーストリア	危険物輸送関係者の責任の割当て	適宜	不採択
	06/18	FIATA	オーバーパックの定義及び表示	反対	不採択
	06/21	米国	固体環境有害物質のバルクコンテナ輸送	適宜	採択
	06/35	英国	Class 3-9の物質のタンク輸送	適宜	次回新提案
	06/67	ICAO	DGP/20によるモデル規則改正提案	適宜	採択
8	06/53	英国	IAEA規則との調和	適宜	*採択
9	06/5	WNTI	世界危険物輸送条約	適宜	検討資料
	06/38	蘭	世界条約による調和	適宜	検討資料
	06/43	英国	世界条約問題解決のための第1段階	適宜	趣旨採択
	06/65	ICAO	世界調和のための選択肢に関する意見	適宜	報告
10	06/37	英国	標札様式 (5.2章) の許容差	適宜	取下げ
11	06/48	英国	モデル規則の策定基本指針	適宜	趣旨採択
	06/54	蘭	危険物の分類と輸送条件との関係	適宜	報告

注：\*印は、修正又は一部が採択されたものである。

表3.3.1 UNSCETDG 29 審議結果一覧表 (3/3)

議題	文書番号	提案国等	文 書 標 題	対応	備考・結果
12	06/27	ドイツ	GHSで未規定の爆発性状	適宜	*採択 (4/06/05)
	06/28	ドイツ	不安定ガスの物理化学的危険性	適宜	趣旨採択 (4/06/06)
	06/51	蘭	水生環境有害性	適宜	不採択
	06/61	SAAMI	GHS2.1章(火薬類)の改正	適宜	不採択(4/06/07)
13	06/55	IDGCA	SADT試験法の改正	適宜	次回修正提案
	06/63	ICAO	ICAO DGPの決定事項	適宜	報告
	06/64	ICAO	ICAO包装基準の様式替え	適宜	報告

注：\*印は、修正又は一部が採択されたものである。

### 3.3.2 第30回 UNSCETDG 審議概要

#### (1) 会合の概要

① 平成18年11月28日～12月7日 ジュネーブ国連欧州本部

② 参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スペイン、スウェーデン、英国、米国、ケニア、ルーマニア、スイス、IAEA、ICAO、EC、IMO、OTIF、UPU、WHO、OTIF、AEGPL、AHS、AISE、CGA、CEPE、CLEPA、COSTHA、COLIPA、DGAC、EIGA、EFMA、FEA、FIATA、EMPAC、IATA、IAPRI、ICCA、ICCR、ICDM、ICIBCA、ICPP、IFALPA、IFDI、ISO、RCMASA、PRBA、SAAMI、UIC、USFCC、VOHMA及びWNTI

③ 議長等

議長：Mr. S. Benassai (イタリア)

副議長：Ms. L. Hume-Sastre (カナダ)

④ 日本からの出席者（敬称略、順不同）

園田 敏彦 国土交通省海事局検査測度課

斉藤 修一郎 社団法人日本電機工業会

中島 紀昭 独立行政法人産業技術総合研究所

兜森 俊樹 社団法人日本電機工業会

佐藤 光雄 社団法人日本電機工業会

松木 邦夫 社団法人日本化学工業会

三宅 庸雅 国連危険物輸送専門家小委員会委員・社団法人日本海事検定協会

八十川 欣勇 社団法人日本海事検定協会

#### (2) 議題

① 議題の採択

② 危険物輸送勧告の改正提案

(a) 危険物輸送モデル規則

(b) 試験及び判定基準マニュアル

(c) 放射性物質に関する規定

③ UNモデル規則による危険物輸送規則の地球的調和を容易にするための選択肢（世界危険物輸送条約）

- ④ 危険有害通報の促進
- ⑤ モデル規則の策定基本指針
- ⑥ GHSに関する問題
- ⑦ 2007 - 2008年次の作業計画
- ⑧ 経済社会理事会勧告案 2006/...
- ⑨ 2007 - 2008年次の役員選出
- ⑩ その他
- ⑪ 報告書の承認

(3) 審議結果一覧

表 3.3.2 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.3 に示す。

(4) 審議の概要

審議の概要を付録 2.4 に示す。

表 3.3.2 UNSCETDG 30 審議結果一覧表 (1/2)

(平成18年12月4日～12日、ジュネーブ)

議題	文書番号	提案国等	文 書 標 題	対応	備考・結果
1	C3/59	事務局	予定議題	適宜	採択
	C3/59/a1	事務局	文書リスト	資料	資料
2a	06/11	ICCA	クロロシラン類の規定の改正	適宜	採択
	06/39	米国	包装基準P200のSP “d”	適宜	*採択
	06/69	オーストリア	危険物輸送関係者の責任の割当て	適宜	不採択
	06/70	豪州	PI P099の改正	適宜	採択
	06/71	EIGA	ガス用サルベージ容器	適宜	不採択
	06/72	ICCA	コンテナ等収納証明書の署名	適宜	採択
	06/73	ICCA	PI P520の改正	適宜	不採択
	06/74	ノルウェー	重合ゴム容器	賛成	*採択
	06/75	ドイツ	6.2章（ガス容器）の改正	適宜	*採択
	06/76	IATA	貨物フォワーダーによる輸送物の作成	適宜	次期提案
	06/77	ICCA/DGAC	少量薬学研究開発物質の適用除外	適宜	不採択
	06/78	カナダ	IBCsの振動試験判定基準	適宜	*採択
	06/79	CEPE	UN3082へのPP 1 の適用	適宜	*採択
	06/81	DGAC/ICCR	落下試験の落下面の要件	賛成	*採択
	06/82	カナダ	引火性ガスを内蔵する燃料電池	適宜	*採択
	06/83	IFALPA	リチウムイオン電池の新エントリー	適宜	採択
	06/84	英国	閃光組成物の定義（2.1.3.5.5）	適宜	*採択
	06/85	英国	貨物コンテナの定義	適宜	不採択
	06/87	ISO	ISO規格の最新化	適宜	採択
	06/89	PRBA	リチウムイオン電池のSP188の改正	適宜	取下げ
06/90	EFMA	硝安肥料（UN 2067）の分類	適宜	*採択	
06/91	英国	ばら積み動物死体の輸送	適宜	*採択	
06/92	英国	適用除外危険物	適宜	*採択	
06/93	米国	吸入毒性液体のタンクの割当て	適宜	*採択	
06/94	米国	シランに対するP200 “d” の削除	適宜	採択	
06/95	米国	UN3475へのIBCsの割当て	適宜	採択	
06/96	CGA	P200の充填率及び使用圧力の改正	適宜	*採択	

注：\*印は、修正又は一部が採択されたものである。

表 3.3.2 UNSCETDG 30 審議結果一覧表 (2/2)

議題	文書番号	提案国等	文 書 標 題	対応	備考・結果
2a	06/97	米国	リチウム電池のSP188の改正	適宜	*採択
	06/98	米国	煙火 (1.4G/1.4S) への大型容器の使用	適宜	取下げ
	06/99	米国	P200の充填率の改正	適宜	採択
	06/100	UPU	郵便による危険物の輸送	適宜	*採択
	06/101	事務局	危険物輸送勧告の改正案	適宜	*採択
	06/102	事務局	その他の改正	適宜	採択
	06/103	事務局	適用除外危険物	適宜	*採択
2b	06/80	スイス	試験マニュアル23節の改正	適宜	*採択
	06/101	事務局	危険物輸送勧告の改正案	適宜	*採択
	06/102	事務局	その他の改正	適宜	採択
2c	06/53	英国	IAEA規則との調和	資料	資料
	06/88	英国	Class 7の適用除外輸送物	適宜	採択
	06/68	オーストリア	専用積載輸送時の表示	適宜	取下げ
5	06/86	英国	規則策定基本指針案	適宜	*採択

注：\*印は、修正又は一部が採択されたものである。

### 3.3.3 第11回 UNSCEGHS 審議概要

#### (1) 会合の概要

- ① 平成18年7月12日～14日 ジュネーブ国連欧州本部
- ② 参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、カタール、セネガル、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国、カンボジア、キプロス、ガンビア、インドネシア、ケニア、韓国、ラオス、メキシコ、ナイジェリア、フィリピン、ロシア、スロベニア、スイス、タイ、UNITAR、EC、OECD、AISE、CGA、CEFIC、CI、DGAC、EFMA、EIGA、IFPCM、ICCA、IFPCM、IPPIC、ISO及びSDA

- ③ 日本からの出席者（敬称略、順不同）

加藤 二子 経済産業省製造産業局化学物質管理課  
 城内 博 日本大学大学院理工学研究科  
 中島 紀昭 独立行政法人産業技術総合研究所  
 藤原 修三 独立行政法人産業技術総合研究所  
 三宅 庸雅 社団法人日本海事検定協会  
 八十川 欣勇 社団法人日本海事検定協会

#### (2) 議題

- ① 議題の採択
- ② GHSの最新化
  - (a) 物理化学的危険性
  - (b) 健康有害性
  - (c) 環境有害性
  - (d) その他

- ③ ハザードコミュニケーション
  - (a) ラベル要素の序列
  - (b) 危険有害性情報及び注意書きのコード化
  - (c) 選択可能方式：指針及びその実施
  - (d) 極小寸法容器の表示
  - (e) その他の提案
- ④ GHSの実施
  - (a) 政府又は機関からの報告
  - (b) 他の国際機関との協力
  - (c) その他
- ⑤ キャパシティ・ビルディング
- ⑥ 調整及び作業計画
- ⑦ その他
- ⑧ 報告書の承認

(3) 審議結果一覧

表 3.3.3 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.5 に示す。

(4) 審議の概要

審議の概要を付録 2.6 に示す。

表 3.3.3 UNSCEGHS 11 審議結果一覧表

(平成18年7月12日～14日、ジュネーブ)

文書番号	議題	提案国等	文 書 標 題	対 応	備考・結果
06/01	2c	OECD	ODCs の分類及び表示システムの詳細比較	適 宜	検討継続
06/02	2a	EIGA	引火性ガスの分類に関するISO基準	適 宜	採択
06/03	2a	EIGA	UN勧告、GHS及びRID/ADRの数値の調和	適 宜	採択（一部修正）
06/04	4c	英国	人の経験によるClass6.1及び8の分類基準	適 宜	趣旨採択
06/05	2a	ドイツ	GHSで未規定の爆発性状	適 宜	採択（一部修正）
06/06	2a	ドイツ	不安定ガスの物理化学的危険性	適 宜	趣旨採択
06/07	2a	SAAMMI	GHS2.1章（火薬類）の改正	適 宜	不採択
06/08	3b	CEFIC	危険有害性情報及び注意書きのコード化	適 宜	採択（一部修正）
06/09	3b	CEFIC/他	危険有害性情報及び注意書きのコード化（Annexの様式替え）	適 宜	検討継続
06/10	2d	事務局	包装手段の定義	適 宜	報告
06/11	3e	CEFIC	区分1.5/1.6の火薬類の絵表示	適 宜	取下げ
06/12	3d	CEFIC	極小寸法容器の表示	適 宜	趣旨採択
06/13	2b	OECD	発がん性潜在力の評価法	適 宜	採択
06/14	2b	OECD	毒性ガス混合物	適 宜	検討継続
06/15	2b	事務局	健康有害性に関する用語の明確化	適 宜	採択
06/16	2b	OECD	感作性の強弱	適 宜	検討継続
06/17	2c	OECD	水生生物に対する慢性毒性の分類体系	適 宜	検討継続

3.3.4 第12回 UNSCEGHS 審議概要

(1) 会合の概要

- ① 平成18年12月12日～14日 ジュネーブ国連欧州本部
- ② 参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、セネガル、スペイン、スウェーデン、英国、米国、カンボジア、ガンビア、インドネシア、ナイジェリア、フィリピン、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スイス、タイ、UNEP/SCB、UNITAR、FAO、ILO、WHO、EC、OECD、AEGPL、AISE、CGA、CEFIC、DGAC、EIGA、IFPCM、ICCA、ICPP、IPIECA、IPPIC、RCMASA、SAAMI及びSDA

③ 日本からの出席者（敬称略、順不同）

加藤 二子	経済産業省製造産業局化学物質管理課
城内 博	日本大学大学院理工学研究科
園田 敏彦	国土交通省海事局検査測度課
中島 紀昭	独立行政法人産業技術総合研究所
藤原 修三	独立行政法人産業技術総合研究所
三宅 庸雅	社団法人日本海事検定協会
森田 健	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
八十川 欣勇	社団法人日本海事検定協会

(2) 議題

- ① 議題の採択
- ② GHSの最新化
  - (a) 物理化学的危険性
  - (b) 健康有害性
  - (c) 環境有害性
  - (d) その他
- ③ ハザードコミュニケーション
  - (a) ラベル要素の序列
  - (b) 危険有害性情報及び注意書きのコード化
  - (c) 選択可能方式：指針及びその実施
  - (d) 極小寸法容器の表示
  - (e) その他の提案
- ④ GHSの実施
  - (a) 政府又は機関からの報告
  - (b) 他の国際機関との協力
  - (c) その他
- ⑤ キャパシティ・ビルディング
- ⑥ 2007 - 2008年次の作業計画
- ⑦ 経済社会理事会勧告案 2006/...
- ⑧ 2007 - 2008年次の役員選出
- ⑨ その他
- ⑩ 報告書の承認

(3) 審議結果一覧

表 3.3.4 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.7 に示す。

#### (4) 審議の概要

審議の概要を付録 2.8 に示す。

表 3.3.4 UNSCEGHS 12 審議結果一覧表

(平成18年12月12日～14日、ジュネーブ)

文書番号	議題	提案国等	文 書 標 題	対 応	備考・結果
06/19	2	事務局	GHS 改訂初版への修正案	適 宜	採択（一部修正）
06/20	2d	CEFIC	GHS付属書1、2、3の改定案	適 宜	検討継続
06/21	3d	英国	IMO MARPOL Annex IIによるばら積み物質の輸送情報	適 宜	採択（一部修正）
06/22	2d	事務局	危険有害性クラス、区分のカットオフ値/濃度限界の修正	適 宜	採択（一部修正）
06/23	2b	ドイツ	GHS3.4章判定論理3.4.1及び3.4.2の改正	適 宜	採択（一部修正）
06/24	3c	フランス	ビルディングブロックアプローチの実施ガイドランス	適 宜	採択（一部修正）
06/25	2a	米国	毒性ガスの混合物	適 宜	採択

#### 3.3.5 第3回 UNCETDG&GHS 審議概要

##### (1) 会合の概要

- ① 平成18年12月10日 ジュネーブ国連欧州本部
- ② 参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、アイルランド、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、セネガル、スペイン、スウェーデン、英国、米国、コロンビア、ガーナ、インドネシア、ナイジェリア、フィリピン、ルーマニア、スイス、タイ、UNEP/SCB、UNITAR、FAO、ILO、WHO、CEC、OECD、CEFIC、IFPCM、AEGPL、DGAC、ICCA、IATA、ISO、SDA、CGA、IPPIC及びSAAMI

- ③ 日本からの出席者（敬称略、順不同）

加藤 二子 経済産業省製造産業局化学物質管理課  
城内 博 日本大学大学院理工学研究科  
園田 敏彦 国土交通省海事局検査測度課  
三宅 康雅 危険物輸送・分類調和専門家委員会委員・社団法人日本海事検定協会  
八十川 欣勇 社団法人日本海事検定協会

##### (2) 議題

- ① 議題の採択
- ② 議長等の選出
- ③ ECOSOCの決議及び決定
- ④ 今次2年間（2005－2006）の危険物輸送専門家小委員会の作業
- ⑤ 今次2年間（2005－2006）の分類調和専門家小委員会の作業
- ⑥ 次期2年間（2007－2008）の作業計画
  - (a) 作業計画及び関連提案
  - (b) 会合日程
- ⑦ ECOSOC決議案（2007/...）
- ⑧ その他の事項

⑨ 報告書の承認

(3) 審議の概要

審議の概要を付録 2.9 に示す。

\* \* \*

## お わ り に

海上運送される危険物や特殊貨物は極めて種類が多く運送に係る要件も多岐にわたっている。従って、多くの技術分野の専門家集団により、海上運送に関する検討がなされ安全策を講じている。日本の代表として IMO 及び UN 等の国際会議に参加している団員は、多くの技術分野の専門家集団により検討された的確な結論を基に立脚された意見を述べ討議に参加している。すなわち、国際会議での議論の前に、日本において専門家集団による十分な情報交換、議論、分析、検討、そして結論付けがおこなわれていなければならない。このような、組織化された専門集団による検討がなければ、国際会議での日本の議論は、表面的で形式的な空疎なものになりかねない。

先進工業国であり、工業製品の種類も多い日本の取り扱う貨物は、当然多様なものとなる。そのため、上記専門家集団の活躍が極めて重要であり、その活動は単に国内問題に留まらず世界の海事の安全に繋がるといってよい。

日本における専門家集団に対応している本委員会では、IMO 及び UN 委員会に提出される諸問題を検討するだけでなく、独自に調査課題を設定して、その解決策を探求し、地道で総合的な活動を行うことにより危険物や特殊貨物の安全運送の確保に寄与している。

なお、本委員会では、来年度以降も引き続き IMO 及び UN への各国の提案文書を詳細に検討し、各種安全基準の改善に努める予定である。

本報告書の作成にあたり、ご協力いただいた関係各位に厚く謝意を表するとともに、本報告書が海上運送の安全の一助となれば幸である。

\*\*\*



## 付録1 DSC 小委員会等審議概要



付録1.1 第11回DSC小委員会提案文書概要

(2006年9月11日～15日；ロンドンInternational Coffee Organization 本部)

文書番号	表題	提案内容	対応	備考
11/1/Rev.1 (事務局)	暫定議題	一覧表参照		
11/1/1 (事務局)	暫定議題の注釈	<p>○ 暫定議題の注釈 各議題の検討すべき内容の概要説明 (今期会合では次のWGが予定されている)</p> <p>WG1 Amendments to the BC Code and its mandatory application (議題4及び5)</p> <p>WG2 Measures to enhance maritime security (議題7)</p> <p>WG3 Guidance on providing safe working conditions for securing of containers (議題13)</p>		
11/2 (事務局)	A 24, FP 50, DE 49, MEPC 54, BLG 10, MSC 81 及び FAL 33 の審議結果	<p>Related documents: A 24/5(b)/2, FP 50/21, DE 49/20, MEPC 54/21, BLG 10/19, MSC 81/25 and FAL 33/19 【提案のポイント】 小委員会の各議題毎に、関連するA 24, FP 50, DE 49, MEPC 54, BLG 10, MSC 81 及び FAL 33 における審議結果をそれぞれの報告書のパラグラフを引用することで紹介している。</p>	適宜対処	ノートされた。
11/2/Add.1 (事務局)	FAL 33 の審議結果	<p>Related documents: FAL 33/19 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ FAL 33 は 2006 年 7 月 3 日から 7 日に開催された。</li> <li>○ IMDG コードの改正に伴い FAL.5/Circ.15 (EDI FOR THE CLEARANCE OF SHIPS: IMO Compendium on facilitation and electronic business) 中に言及されている FAL Form 7 (DG Manifest) に関連する部分の見直しが必要であり、DSC小委員会に対し見直しを行うよう要請する。なお、FAL.5/Circ.15 の見直し関連部分は ANNEX として本文書に添付されている。</li> <li>○ 医療及び公衆の健康の為に目的運送されるクラス 7 物質の運送阻害を防ぐため、運送書類又は DG Manifest に“Cobalt-60 in this shipment has been specifically produced for immediate use in medical consumer, public health or agriculture applications”との記述を行うこととすると合意した。DSC小委員会に対し本件に関する技術的見地からのコメントを要請する。</li> </ul>	適宜対処 (DSC 11/3/12 参照)	DSC 11/3/12 参照
11/3 (E&T)	E&Tグループの報告	<p>Related documents: DSC 10/3/1, DSC 10/3/3, DSC 10/3/6, DSC 10/3/11, DSC 10/3/12, DSC 10/3/13, DSC 10/3/14, DSC 10/3/16, DSC 10/3/17, DSC 10/3/18, DSC 10/3/20, DSC 10/3/22 and DSC 10/WP.4/Add.1 【提案のポイント】 2005 年 10 月 3～7 日に開催された E&amp;T グループの作業報告。IMDG コード第 32 回改正のエアラッタ及び DSC10 での検討結果を基にした IMDG コード第 33 回改正案の作成等を行った。第 33 回改正案の主な点は次の通りある：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 煙火の無試験分類法の導入</li> <li>○ 引火性液体類及び毒物の判定基準の変更</li> <li>○ エアゾール (UN 1950) の細分類の取り扱いの変更</li> <li>○ 新有機過酸化物標札の導入</li> </ul>	適宜対処	ノートされた。

<p>11/3/1 (ポーランド)</p>	<p>IMDG コードの改正：硝酸マグネシウム (UN 1474) の特別要件</p>	<p>◦ 天地無用表示の適用の拡大          ◦ 硝酸アンモニウム (UN 1942) 及び硝酸アンモニウム肥料 (UN 2067) の積載要件の変更          ◦ フラスチックビーズ (UN 2211) 及びプラスチック成型用コンパウンド (UN 3314) の積載要件の変更          ◦ くん蒸中のコテンナ (UN 3359) の運送要件の変更          ◦ 冷凍コテンナの防爆要件の変更          ◦ 同一外装内 (少量危険物) の隔離要件の変更          ◦ 腐食性物質相互の隔離要件の変更          ◦ 特定の物質相互の隔離要件の免除          ◦ 既存危険物の削除          ◦ 新規危険物の追加          なお、同改正案は 2006 年 5 月に開催された MSC81 で採択されている (MSC.205(81))。</p>	<p>適宜対処 (国連に提案すべきものである。)</p>	<p>原則合意された。(詳細については E&amp;T グループにて検討されることとなった。)</p>
<p>11/3/2 (ドイツ及びスウェーデン)</p>	<p>IMDG コードの改正：限定的波高海域における RO-RO 船による危険物の運送</p>	<p>Related documents:          IMDG Code          【提案のポイント】          ◦ 硝酸マグネシウム (MAGNESIUM NITRATE: UN 1474) は酸化性物質に分類されているが、海上運送上な状態になって危険な事例が無く、陸上運送では危険物とされていない。          ◦ 国連試験法及び EU 試験法に基づいて硝酸マグネシウムの六水和物 (通常、硝酸マグネシウムが存在する状態) を試験した結果、酸化性物質に該当しないとの結果が得られた。          ◦ よって、硝酸マグネシウムのエントリーに SP223 を追加することを提案する。          “SP223: If the chemical or physical properties of a substance covered by this description are such that, when tested, it does not meet the established defining criteria for the class or division listed in column 3, or any other class or division, it is not subject to the provisions of this Code except in the case of a marine pollutant where 2.10.3 applies.”</p>	<p>適宜対処</p>	<p>合意されなかった。</p>
<p>11/3/2 (ドイツ及びスウェーデン)</p>	<p>IMDG コードの改正：限定的波高海域における RO-RO 船による危険物の運送</p>	<p>Related documents:          DSC/Circ. 33 and DSC 11/INF.5          【提案のポイント】          ◦ RO-RO 船による個品危険物の運送に関する MoU がバルト海沿岸諸国間で締結されており、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ラトビア、リトアニア、スウェーデン及びポーランドが加盟している。          ◦ MoU は海陸間輸送を円滑に行うため 20 年以上前に締結されたもので、安全レコードは優秀である。          ◦ IMDG コードの規定は大洋航海する船舶にて運送される場合とバルト海のような穏やかな海域 (年間を通じて 90% の期間は有効波高が 2.3m である) を航行する船舶にて運送される場合を区別していない。          ◦ 2004 年 1 月 1 日の IMDG コード強化以降、免除を規定した MoU はコードの 7.9.1 の規定に従うこととなり、5 年ごとの更新が必要となる。          ◦ バルト海と同じような状況は多の地域でも起こりうる問題であり、恒久的な免除規定が必要である。          ◦ よって、IMDG コードに次の新規規定 7.9.1.5 を追加することを提案する：</p>	<p>適宜対処</p>	<p>合意されなかった。</p>

11/3/INF.5 (フィンランド)	低波高海域 (LWHA) コンセ プトの取り入れに 関する研究	<p>“7.9.1.5 Sea areas with limited wave heights Competent authorities may jointly authorize any other provision by equivalent arrangement in sea areas with limited wave heights if satisfied that such provision is at least as effective and safe as provided by the IMDG Code. A copy of the arrangement shall be sent to the International Maritime Organization. A copy of the equivalent arrangement or an electronic copy thereof shall be maintained on board each ship transporting dangerous goods in accordance with the arrangement.”</p> <p>Related documents: DSC/Circ. 33 and DSC 11/3/2 【提案のポイント】 DSC 11/3/2 のサポーター文書であり、低波高海域 (LWHA) コンセプトの解説である。</p>	適宜対処	DSC 11/3/2 参照
11/3/3 (ドイツ)	IMDG コードの 改正：CTU 内に使 用される無包装 のドライアイス	<p>Related documents: None 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大量のドライアイスをむき出しのまま魚介類と共に収納し、危険物としての申告がなされずに運送されているコンテナが見かけられ、多い時には10トンものドライアイスが収納されている場合もある。</li> <li>ドライアイスは運送中に気化し、船倉内の酸素濃度を著しく低下させることとなるため何らかの注意措置が執られない限り運送は出来ない。</li> <li>ドライアイス (UN 1845, class 9) に適用される PI は P003 で PP18 によって容器内の圧力を下げるためのベントの備え付けが要求される。BK2 の規定がないため、コンテナへのばら積みは出来ない。</li> <li>ドライアイスに適用される SP297 は次のとおり規定している： <ul style="list-style-type: none"> <li>冷却用固体二酸化炭素を収納する貨物輸送ユニットには、パラ 5.4.2.1.8 の要件に従って、その二側面に「二酸化炭素 (固体のもの、ドライアイス) 注意喚起(WARNING CO<sub>2</sub> SOLID (DRY ICE))」又は「二酸化炭素 (固体のもの、ドライアイス) 注意喚起(WARNING CO<sub>2</sub> SOLID (DRY ICE))」又は「二酸化炭素 (固体のもの、ドライアイス) 甲板下に積載しないこと。(CARBON DIOXIDE, SOLID - DO NOT STOW BELOW DECK)」と表示しなければならぬ。</li> <li>二酸化炭素 (固体のもの、ドライアイス) は、輸送物に「二酸化炭素 (固体)」又は「ドライアイス」が表示されている場合であって冷却されている物質が、(冷凍診療用見本等) 診察又は治療の目的で使用されていることを示す表示がなされている場合には、輸送書類要件から除外される。</li> <li>他の貨物を冷却する目的で船積み輸送されている二酸化炭素 (固体のもの、ドライアイス) には、本コードの規定を適用しない。</li> </ul> </li> <li>国連勧告の SP297 は次のとおり規定している： <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶にて運送する場合には、固体二酸化炭素を収納する貨物輸送ユニットには、その二側面に「二酸化炭素 (固体のもの、ドライアイス) 注意喚起(WARNING CO<sub>2</sub> SOLID (DRY ICE))」と表示しなければならぬ。その他固体二酸化炭素を収納した輸送物を船舶にて運送する場合には、輸送物に「二酸化炭素 (固体のもの、ドライアイス) 注意喚起(WARNING CO<sub>2</sub> SOLID</li> </ul> </li> </ul>	ドライアイスのばら積み禁止であるとの解釈は支持して差し支えない。他の事項については適宜対処。(但し、コンテナのドアへの注意喚起表示は必要である。しかし、ドアへの表示要件は 5.4.2.1.8 (明細書に関する規定) 以外無い?)	原則合意された。(詳細については E&T グループにて検討されることとなった。)

11/3/4 (ドイツ)	IMDG コードの 改正：削除され た国連番号	<p>(DRY ICE)又は「二酸化炭素 (固体のもの) 甲板下に積載しないこと。(CARBON DIOXIDE, SOLID - DO NOT STOW BELOW DECK)」と表示しなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化炭素 (固体のもの、ドライアイス) は、輸送物に「二酸化炭素 (固体)」又は「ドライアイス」と表示されている場合であって、冷却されている物質が、(冷凍診療用見本等) 診察又は治療の目的で使用されていることを示す表示がなされている場合には、輸送書類要件から除外される。</li> <li>ドライアイスの温度は-78.5℃であり、ばら積みはドライアイスがコンテナの部に直接接触することとなりコンテナの構造安全性に大きな影響を及ぼしかねない。</li> <li>以上のことから： <ul style="list-style-type: none"> <li>ドライアイスのばら積み禁止であることを確認し、</li> <li>SP297の内容を国連勧告のそれと同じものを提案し、</li> <li>5.4.2.1.8 項を次のように改正することを提案する： <p>“When packages containing <del>either</del> carbon dioxide solid (<del>SO2-dry ice</del>) <del>is used for cooling purposes;</del> are loaded into the container/vehicle the exterior of the container/vehicle is <del>externally conspicuously marked or labelled in a conspicuous place, such as, at the door end, with the words: “DANGEROUS CO2 (DRY ICE) - INSIDE. VENTILATE THOROUGHLY BEFORE ENTERING</del> on two sides “WARNING CO2 SOLID (DRY ICE)””;</p> </li> </ul> </li> </ul> <p>Related documents: None 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上運送では危険物とならず航空運送上危険物となるもの (国連勧告で SP106 が付されたもの：UN 3166, UN 3171, UN 3334 及びUN 3335) があるが、それらの危険物は IMDG コードに規定されていない。</li> <li>ADR/RID はそれらの危険物を DG リストに含め注釈を付けている。</li> <li>ユージーブレンドリーの観点から IMDG コードの DG リストにもそれらの危険物を規定することを提案する。</li> </ul>	支持して差し支えない。	原則合意された。(詳細については E&T グループにて検討されることとなった。)
11/3/5 (ドイツ)	IMDG コードの 改正：隔離グ ループ及びイン デックス	<p>Related documents: None 【提案のポイント】 次の提案を行う：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>BATTERIES; WET, FILLED WITH ACID electric storage (UN 2794) を酸類の隔離グループに追加することを提案する。</li> <li>アルカリ金属及びアルカリ土類金属をリストアップした SP 182 及び SP 183 の内容に合わせ、ALKALI METAL AMALGAM, LIQUID (UN 1389) 及び ALKALI EARTH METAL AMALGAM, LIQUID (UN 1392) に関連するインデックスを修正することを提案する。</li> <li>INDEX 中の名称“Caesium”と“Caesium”の使用法を手エックすることを提案する。</li> </ol> <p>Related documents: DSC 9/WP.4, DSC 10/3/1, DSC 10/WP.1 and DSC 10/17 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DSC 10 で開催された WG の報告書である。4 の TOR のうち、MARPOL 条約附属書 III 改正案、附属書 III 改正へ向けての Timetable 及び公法条約改正案は DSC 10 のプレナリーに提出され小委</li> </ul>	支持して差し支えない。	原則合意された。(詳細については E&T グループにて検討されることとなった。)
11/3/6 (WG 議長)	MARPOL 73/78 条約附属書 III 見 直しに関する WG の報告		適直対処 (なお関係省庁への意見照会が必要である。)	原則合意された。(詳細については E&T グループにて検討されることとなった。)

11/3/7 (ベルギー)	IMDG コードの 改正：ポータブル タンクによる 運送	<p>員会にて合意された。本文書は、DSC 10 のプレナリー以降に引き続き検討を行い準備した IMDG コード改正案を含むものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ IMDG コード第 2.9.3 章は国連勧告第 2.9 章の水生環境有害物質の規制に関する部分の規定をそのまま取入れたもので、第 2.10 章が海洋汚染物質の規制に関する部分である。</li> <li>◦ 第 2.9.2 章及び第 2.10 章の改正案がそれぞれ annex 1 及び annex 2 に収録され、同改正に伴うその他の章の改正案が annex 3 に示されている。</li> </ul> <p>注：改正案のポイントは次のとおりである：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 海洋汚染物質の包括的リスト (comprehensive list) を非包括的リスト (non-exhaustive list) に移行するとの決定に従い DG リストから「●」を削除した。</li> <li>◇ DG リスト又は INDEX に具体的な品名 (化学名) が規定され、「P」の文字が付されている場合には海洋汚染物質として運送しなければならず、「P」が付されていなければ海洋汚染物質として運送する必要はない。</li> <li>◇ 具体的品名 (化学名) が規定されていない物質については (Generic 又は NOS 品名に該当する場合) には、第 2.10 章 (第 2.9.3 章) の基準に従い海洋汚染物質に該当するかどうかを判定し、該当する場合には海洋汚染物質として運送しなければならぬ。</li> </ul> <p>Related documents: IMDG Code Amdt 33 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ タンクの特別要件「TP13」は自蔵式呼吸具の備え付けを要求しており海上運送にのみ適用されている要件である。この要件は SOLAS II-2/19 (旧 II-2/54) 規則が設定される以前に吸入毒性がある物質を IMO タンクで運送するために導入されたものである。</li> <li>◦ 現在 SOLAS II-2/19 規則は 4 セットの自蔵式呼吸具の備え付けを要求しており追加の呼吸具は不要であると考ええる。</li> <li>◦ IMDG コードには呼吸具の数 (合計) についての規定はなく、当該物質を収納したポータブルタンクの数と呼吸具の数について各主管庁で見解が分かれるところとなっている。</li> <li>◦ 他の輸送モード規則 (ADR, RID, 49CFR) では自蔵式呼吸具の備え付けを要求していないため船舶への積み替え時に問題となることがある。</li> <li>◦ よって、特別要件「TP13」の削除を提案する。</li> </ul> <p>注：国連勧告第 14 回改訂版は IMDG コードと同様の「TP13」を規定しており、海上運送時にのみ適用する等の文言はない。</p>	適宜対処	原則合意された。 (詳細については E&T グループにて検討されることとなった。)
11/3/8 (カナダ)	IMDG コードの 改正：火薬類の 積載及び取り扱 いに関連する事 件	<p>Related documents: IMDG Code Amdt29 Volume II Class 1 section 7.5, EMS Guide S-X and MSC/Circ.675, annex 2 Damaged Packages Section 9.2 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ IMDG コード第 7.1.7 章は火薬類の取り扱いに関する事項を規定している。</li> <li>◦ 火薬類の取り扱いに関する規定は IMDG コードの第 30 回改正のリフォーミング時に変更が加えられ、第 29 回改正の“Precaution for loading and unloading”の項に規定されていた下記“7.5 Defective package”もリフォーミング時に削除された。</li> </ul>	適宜対処	原則合意された。 (詳細については E&T グループにて検討されることとなった。)

<p>1113/9 (ドイツ)</p>	<p>IMDG コードの 改正：(家庭用) アルカリ蓄電池 が関連する事故</p>	<p>“Defective packages 7.5 Any leaking, broken or otherwise defective package, including a package, which has been affected by moisture, should not be accepted for shipment. Advice should be sought from the shipper concerning withdrawal, repair or replacement. No repair of damaged or defective packages should be permitted on board the ship. In all cases of spillage, refer to the IMO Emergency Procedure for Ships Carrying Dangerous Goods (EmS).”</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ カナダの港で火薬類の荷役時に小規模な爆発及び火災事故が起きた。容器から漏れた少量(5～10g)のTNT(wetted, UN 0209)が乾き、荷役作業中に金属製ブラットフォームと金属製甲板が接触することによって発生した火花が原因で爆発及び火災が起こった。</li> <li>○ 港湾地域における危険物の取り扱いに関するMSC/Circ.675やEmS Guideには火薬類が容器から漏洩している場合に取るべき措置が記述されているが、明確な強制要件は定められていない。</li> <li>○ よって“7.1.7.4.3 Wetness”に次の規定を追加することを提案する： “7.1.7.4.3.1 In the event that any package of Class 1 is found to be damaged, expert advice shall be obtained for its safe handling and disposal. The responsible person supervising the handling shall ensure that spillage is immediately collected and safe arrangements are made for its repackaging or disposal. Unloading procedures and equipment used shall be of such a nature that sparks are not produced, in particular where the floors of the cargo compartment are not constructed of close-boarded wood. All cargo handlers shall be briefed by the shipper or receiver of the possible risks and necessary precautions, prior to commencing the handling of the explosives.”</li> </ul> <p>Related documents: None 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2005年5月にアジアからヨーロッパに向けて航行中のコンテナ船で、コンテナに収納された家庭用の電気機器に使用されるアルカリ乾電池が原因と考えられる火災が発生した。当該乾電池は適切に包装され、短絡防止措置が施され、腐食性の電解液が漏洩しないものであった。</li> <li>○ 当該乾電池を収納した2本のコンテナは加熱されている燃料タンクに面した船倉の下層部分に積載され、コンテナ内の温度は70℃程度になっていたと推測される。船級協会によれば、このような状況は常識的範囲内であるとのことである。</li> <li>○ 火災の原因は、乾電池が長時間高温状態にさらされた結果、電池そのものの密閉性が損なわれ、包装に使用されていたプラスチックが溶け、電池内部から発生した水素に短絡による火花が引火したと考えられる。</li> <li>○ 火災は2週間にわたってくすぶり続け、SOLAS条約の規定に従った固定式消火装置及びその後で使用された水による消火手順が有効ではなかった。</li> <li>○ BATTERIES, DRY, CONTAINING POTASSIUM HYDROXIDE, SOLID electric storage UN 3028の特別要件SP304は“Batteries, dry, containing corrosive electrolyte which will not flow out of the battery if the battery case is cracked are not subject to the provisions of this Code provided the batteries are securely packed and protected against short-circuits. Examples of such batteries are: alkali-manganese, zinc-carbon, nickel-metal hydride and nickel-cadmium batteries.”と規定している。</li> <li>○ よって、海上運送上における乾電池の危険性を明確にするため次のとおり提案する：  <ul style="list-style-type: none"> <li>● UN 3028の関連名称として“Alkaline storage batteries”をINDEXに追加する。</li> <li>● 特別要件SP 304を削除する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>適宜対処 ( BATTERIES, CONTAINING SODIUM, UN3292, class 4.3 には該当しないのか？ドイツ提案が合意された場合、一般的にアルカリ乾電池はすべて危険物となる。)</p>	<p>取り下げられた。 (ドイツが検討を続けることとなった。)</p>
-------------------------	---	---	---	---

11/3/10 (ベルギー、フランス及びオランダ)	IMDG コードの 改正：隔離要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ems の Fire-Fighting Schedule を修正する。</li> <li>積載要件に“away from all sources of heat”を追加する。</li> <li>通常の運送状態で貨物が遭遇すると考えられる最高温度をコード中に規定する (7.1.1.14)。</li> </ul> <p>Related documents: IMDG Code part 7.2 and DSC 11/17 【提案のポイント】 ベルギー、フランス及びオランダは DSC 10/3/10 (オランダ) の DSC 10 における審議結果に関連し様々な隔離要件の詳細な見直しをおこなった。その結果、次の提案をする：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>“Away from”が適用される危険物同士はコンテナ内で 3m 以上の距離が確保できる場合には同一コンテナに収納出来ることとする。(7.2.2.3)</li> <li>Segregation table において、class 1.4 と class 2.2、class 1.4 と class 2.3 及び class 4.1 と class 5.1 との間の隔離要件を“separated from”とする。また、class 4.1 のヘッドイングを“Flammable solids”のみとする。</li> <li>Class 3 の liquid desensitized explosives に“Separated from classes 4.1, 4.3 and 8”及び“Away from class 6.1”を追加する。また、solid desensitized explosives 及び数種の危険物に“Away from classes 2.2 and 6.1”及び“Separated from classes 2.1, 2.3, 3, 4.2, 4.3, 5.1 and 8”を追加する。</li> <li>毒物及び腐食性物質と食品の隔離を確実にするための： <ul style="list-style-type: none"> <li>7.1.5.1 の第 1 文を“<del>Substance and articles for which toxicity is indicated by a label of class 6.1, packing group I and II or a label of class 2.3, 6.1 or 8 shall be stowed “separated from” foodstuffs except when the substances and foodstuffs are in different closed cargo transport units”</del>と修正し、“<del>7.1.5.4—Substances and articles for which toxicity is indicated by a label of class 6.1, packing group III shall be stowed “away from” foodstuffs”</del>を削除し、</li> <li>7.1.5.5 をリナンバリングすると共に“away from”の定義を削除する。</li> </ul> </li> <li>Class 4.3 の積載 (隔離) 要件として“7.1.10.1.5 Substances of class 4.3 shall be stowed “separated from” aqueous solutions”を追加する。</li> <li>コンテナ内の隔離要件の変更に伴い 5.4.2.1.2 に規定された Packing certificate の文言を提案 1 に合わせ修正する。また、7.2.2.3 を参照している主管庁承認に関する規定 7.9.2.1 から 7.2.2.3 への参照を削除する。</li> <li>BAATTERIES, WET, FILLED WITH ACID electric storage (UN 2794) を酸類の隔離グループに追加する。</li> </ol>	<p>提案 1 及び 6：DSC10 にて却下された内容であり、反対。 提案 2：提案の真意を確認した上で適宜対処する (クラス 4.1 は可燃性固体、自己反応性物質及び鈍性爆薬からなる。隔離表のクラス 4.1 のヘッドイングを可燃性固体のみとした場合には自己反応性物質及び鈍性爆薬の隔離要件が無くなることとなる。) 提案 3：前段部分は支持して差し支えない。後段部分は上記提案 2 との関係を整理する必要がある。提案 4、5 及び 7：支持して差し支えない。(DSC 11/3/16 参照)</p>	<p>合意されなかつた。(関係国が引き続き検討を行うこととなった。)</p>
11/3/11 (米国)	IMDG コードの 改正：運送書類への隔離グループの記載	<p>Related documents: None 【提案のポイント】 IMDG コード 5.4.1.5.11.1 は NOS 品名で運送される物質、混合物等が荷送人の判断によりいずれかの隔離グループに該当すると思われる場合にはその旨を運送書類に記載することと規定しているが、その記述法が明確に規定されていない。</p>	<p>適宜対処</p>	<p>原則合意された。(詳細については E&amp;T グループにて検討されることとなった。)</p>

11/3/12 (事務局)	IMDG コードの 改正：クラス 7 貨物の運送阻害	<p>よって当該規定を次のとおり改正することを提案する：</p> <p>“For substances, mixtures, solutions or preparations consigned under N.O.S. entries not included in the segregation groups listed in 3.1.4.4 but belonging, in the opinion of the consignor, to one of these groups (see 3.1.4.2), the appropriate segregation group name preceded by the phrase “IMDG Code segregation group” shall be <del>shown</del> included in the transport document after the dangerous goods description (for example, IMDG Code segregation group-1 Acids).”</p> <p>Related documents: FAL 33/2 and resolution A.984(21) 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ FAL 32 は IMDG コードの要件に適合しているコバルト 60 の運送は拒否されるべきものではないとするクラス 7 (Cobalt-60) 貨物の運送阻害に関する FAL.6/Circ.60 を策定した。</li> <li>◦ A 24 は FAL での検討結果を受け、医療及び公衆衛生目的に使用されるクラス 7 貨物の運送阻害の排除に関する決議 A.984(24)を採択した。更に、A24 は医療目的のクラス 7 貨物の運送が阻害されることによる多大な不利益について懸念を示すと共に、事務局に対し、IAEA と協力のの上、IMO 内にこの問題を解決するためのメカニズムを策定できないか検討するよう指示した。</li> <li>◦ A 24 の指示に従い関係加盟国と検討を行った結果、としてクラス 7 貨物の運送阻害に関する情報収集を行い必要な場合には適切な措置 (関係主管庁へコンタクトを取ることも含め) を執るために、IMO 事務局内にコンタクトポイントを設定することが適当ではないかとの結論に至った。</li> <li>◦ 手続き上時間のかかる方法ではあるが、クラス 7 貨物の運送に係る否定的認識を払拭するためには、医療及び公衆衛生の目的で運送されるクラス 7 貨物に対する新たな国連番号及び正式品名の付与も考慮すべき方策といえる。しかしながら、ことの重要性及び緊急性から FAL33 は運送書類又は IMO 貨物明細書 (Cargo Declaration: FAL Form 2) に医療及び公衆衛生の目的で運送されるクラス 7 貨物である旨の記述を行う必要性についての検討を行うこととする。</li> <li>◦ DSC 11 は上記内容を検討し適切な対応をとることを求められている。</li> </ul>	適直対処 ( DSC 11/2/Add.1 参照)	今後、運送阻害問題解決のためメカニズム設置の進行状況を小委員会に対し報告するよう事務局に対し要請した。輸送文書への記載事項については、FAL に対しては問題点を指摘することとした。
11/3/13 (イラン)	IMDG コードの 改正：危険物収 納コンテナのプ ラカード貼付位 置	<p>Related documents: DSC 9/15 annex 13 and DSC 9/WP.8 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ IMDG コードはプラカードをコンテナの前後面及び両側面に貼付することを要求しているが、各面のどの位置に貼付するかは規定しておらず、作業関係者に誤解を与える原因となっている。</li> <li>◦ よってプラカードの貼付位置を次のとおり規定することを提案する： <ul style="list-style-type: none"> <li>• Left side 700 mm × 700 mm bottom right side</li> <li>• Right side 700 mm × 700 mm bottom right side</li> <li>• Front bottom of right door 2 × (350 mm × 350 mm)</li> <li>• Rear bottom right side 700 mm × 700 mm</li> </ul> </li> <li>◦ 上記位置を規定することには次の利点をもたらすこととなる： <ul style="list-style-type: none"> <li>• 貼付作業の安全性が向上する。</li> <li>• 正認識と副認識の区別が容易となる。</li> <li>• 貼付部分が限定されるためプラカードを剥がすことによるコンテナ表面の損傷を最小限にする事が出来る。</li> </ul> </li> </ul>	適直対処 (意思表明が必要なる場合には反対する。)	合意されなかつた。
11/3/14	IMDG コードの	Related documents:	適直対処	原則合意された。

<p>(韓国)</p>	<p>改正：二酸化炭素 (UN 1013) の特別要件 SP 911 の削除</p>	<p>IMDG Code paragraph 3.3.1 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CARBON DIOXIDE (class 2.2, UN 1013) は次の特別要件 SP911 が規定されている： “Shipments of small cylinders, with a capacity not exceeding 100 cm3, provided that they are overpacked in wooden boxes or fibreboard boxes with a maximum gross mass of 40 kg, are not subject to the provision of this Code.”</li> <li>○ 一方、少量危険物規程は内装の許容量を 120ml と規定しており、これらの要件は相反するもので混乱を招くものとなっている。</li> <li>○ よって、SP911 を削除することを提案する。</li> </ul>	<p>(救命器具及び UN2990 UN3072 に適用される SP956 との関係を整理する必要がある。)</p>	<p>(詳細については E&amp;T グループにて検討されることとなった。)</p>
<p>11/3/15 (米国)</p>	<p>IMDG コードの改正：UN 3166 及び UN 3171 の使用</p>	<p>Related documents: CDG 42/4/1/22, CDG 43/3/1/10, CDG 44/3/1/10, DSC 1/3/1/1/10, DSC 1/3/1/1/10, DSC 15.10 to 15.18), DSC 1/3/2/6, DSC 1/3/2/19, DSC 1/27 (paragraphs 3.1.18 and 3.1.19), DSC 6/3/1, DSC 6/3/25, DSC 6/15 (paragraphs 3.35 and 3.36), DSC 7/3/1, DSC 7/15 (paragraphs 3.38 and 3.39) and DSC 11/3/4</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本文書はドイツ提案文書 (DSC 11/3/4) に関連して提出した文書である。</li> <li>○ 国連勧告、ICAO TI、ADR、RID 及び 49CFR の DG リストには UN3166 (ENGINE, INTERNAL COMBUSTION or VEHICLE, FLAMMABLE GAS POWERED or VEHICLE, FLAMMABLE LIQUID POWERED) 及び UN3171 (BATTERY-POWERED VEHICLE or BATTERY-POWERED EQUIPMENT) が規定されているが IMDG コードには規定されていない。</li> <li>○ 自動車には様々な種類に危険物が内蔵されており、その危険性から 49CFR では自動車の運送を規制している。</li> <li>○ IMDG コードに UN 3166 及び UN 3171 が規定されていないため、49CFR やその他国内規則に基づいて自動車危険物として運送される場合に UN3363 (DANGEROUS GOODS IN MACHINERY or DANGEROUS GOODS IN APPARATUS) と誤申告される場合がある。</li> <li>○ よって、ドイツ提案 (DSC 11/3/4) を支持すると共に、次の特別要件 SPxxx を追加することを提案する： “xxx UN 3166 and UN 3171 are not subject to the provisions of this Code. The use of these entries is permitted, when required according to national, international, and modal regulations.”</li> <li>○ なお、技術の進歩により、大型のリチウムイオン電池、水系燃料電池等の様々な新しい装置を動力源とする自動車が開発されており、これらに有する危険性についての検討が必要であり今後資料等を提出する予定である。</li> </ul>	<p>支持して差し支えない。(DSC 11/3/4 参照)</p>	<p>原則合意された。(詳細については E&amp;T グループにて検討されることとなった。)</p>
<p>11/3/16 (英国)</p>	<p>IMDG コードの改正：積載及び隔離要件</p>	<p>Related documents: DSC 11/3/10, and IMDG Code parts 7.1 and 7.2</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本文書はベルギー、フランス及びオランダ提案 (DSC 11/3/10) に関連して提出した文書である。</li> <li>○ IMDG コードの積載及び隔離要件に不整合があることを指摘した提案に感謝する。</li> <li>○ コードの第 7.1 章及び第 7.2 章は在来型の積載方法を念頭に置いたものであり、現在のコンテナによる危険物の運送を考慮した要件の現実的な見直しが必要である。</li> <li>○ DSC 10 に提案した DSC 10/3/21 も関連して検討されるべきである。</li> <li>○ よって、小委員会は E&amp;T グループの次回会合に IMDG コードの積載及び隔離要件の見直しを行いその結果を小委員会に報告するよう指示することを提案する。</li> </ul>	<p>作業の進め方については支持して差し支えない。なお、文書 DSC10/3/21 は DSC10 で検討されたが支持・不支持両方の意見があり、それら意見をもとに英国が</p>	<p>DSC 11/3/10 参照</p>

<p>11/4 (WG 議長)</p>	<p>BCコードの見直し：DSC 10で開催されたWGの報告</p>	<p>Related documents: DSC 9/4/10, DSC 10/4, DSC 10/4/1, DSC 10/4/2, DSC 10/4/3, DSC 10/5, DSC 10/5/1, DSC 10/5/2, DSC 10/6, DSC 10/6/3, DSC 10/6/11, MSC 79/12/1 and MSC 79/23/Add.4 【提案のポイント】 DSC 10におけるWGの報告である。提案されているBC Code 改正は以下の通り。 ○ 通風要件の明確化 (新 3.5.2.5 節の追加) (Paragraph 6) ○ UN 3170 の通風を連続通風にする。 (Paragraph 7) ○ 新スケジュール2件の追加：DSC 10/4/1 by Italyに基づくCHOPPED RUBBER AND PLASTIC INSULATION (Paragraph 8) 及びDSC 10/4/2 by Italyに基づくCHOPPED RUBBER AND PLASTIC (Paragraph 9)。なお、これら貨物の固定式ガス消火設備の無い船舶による運送については、仮に、日数を5日に制限している (Paragraph 10)。 ○ MSDS の提供 (DSC 10/6 by Estonia) については、要件の追加には馴染まないとの意見であった。その他の主な検討事項は、CG に送られた。</p>	<p>新たな提案を行うこととなった。よって、DSC 10/3/21 をそのまま E&amp;T で検討することは？である。 (DSC 11/3/10 参照)</p>	<p>承認された。</p>
<p>11/4/1 (オーストラリア及び日本)</p>	<p>BCコードの見直し：CGの報告 (パート1)</p>	<p>Related documents: DSC 10/17, DSC 11/5 and DSC 11/5/1 【提案のポイント】 CGの報告である。 ○ シードケークの分類については、蒙を中心に検討された結果が示されている。(Annex 1) ○ DRI Fines については、意見がまとまらず、DSC 11での検討のための案 (通風については、基本的にイナージェットのオプティミズを提示 (Annex 2) 当面のBC Code 改正案としては、CGで合意済みのものが Annex 3, DSC 11での検討用のものが Annex 4 である。</p>	<p>適宜対処。但し、DRI貨物については、関係提案 (DSC 11/4/2, 11/4/3, 11/4/4, 11/4/10, 11/6/6 and 11/INF.3) と合わせて検討のこと。</p>	<p>コレスポンデンスグループが設置され継続審議となった。</p>
<p>11/4/2 (ベネズエラ)</p>	<p>BCコードの見直し：DRI (A) Briquettes, hot-moulded Fines の分析</p>	<p>Related documents: MSC/Circ. 1149, DSC 9/15, MSC 79/24 Resolution MSC. 193(79), DSC 10/WP.5 and DSC.1/Circ.36 【提案のポイント】 11種類のDRI Finesを試験して、7時間以内では、どの試験も反応しなかった旨を報告している。</p>	<p>適宜対処 (関係提案文書 DSC 11/4/1, 11/4/3, 11/4/4, 11/4/10, 11/6/6 and 11/INF.3)</p>	<p>コレスポンデンスグループが設置され継続審議となった。</p>

11/4/3 (ベネズエラ)	BC コードの見直し : DRI (A) Briquettes, hot-moulded Fines の運送に伴う危険性	Related documents: MSC/Circ. 1149, DSC 9/15, MSC 79/24 Resolution MSC. 193(79), DSC 10/4/5, DSC 10/6/11 and DSC.1/Circ.36 【提案のポイント】 DSC 11/4/2 で7時間以内ではどの試料も反応しなかったのに対して、さらに時間がたてばガスが発生する可能性があるとして、DRI Fines の個別スケジュール案 (Annex 1) を提案している。通風要件としては、計測 (Monitoring) に基づく表層機械通風を提案している。	適直対処 (関係提案文書 DSC 11/4/1, 11/4/2, 11/4/4, 11/4/10, 11/6/6 and 11/INF.3)	コレスポнден スグループが設 置され継続審議 となった。
11/4/4 (ベネズエラ)	BC コードの見直し : DRI (A) Briquettes, hot-moulded Fines の運送に関する安全作業	Related documents: MSC/Circ. 1149, DSC 9/15, MSC 79/24 Resolution MSC. 193(79), DSC 10/4/5, DSC 10/6/11 and DSC.1/Circ.36 【提案のポイント】 DRI Fines の取扱に関するベネズエラの経験を説明している。その上で、MSC/Circ.の作成を提案しているが、Circular 案は、示されていない。	適直対処 (関係提案文書 DSC 11/4/1, 11/4/2, 11/4/3, 11/4/10, 11/6/6 and 11/INF.3)	コレスポнден スグループが設 置され継続審議 となった。
11/4/5 (ドイツ)	BC コードの見直し : 硫黄の分類	Related documents: MSC. 193(79) 【提案のポイント】 BC Code の硫黄のスケジュールの改正を提案している。 。 IMDG Code では、粉状の硫黄を危険物としており、ペレット等の硫黄は危険物ではない (UN 1350 に含まない) としている。 。 BC Code では、粉状の硫黄のばら積み運送を禁止しており、ペレット等の硫黄を危険物として いる。 。 この矛盾を解消するには、BC Code の硫黄はペレット等であることを明記し、MHB にすべきである。	適直対処 (我が国は、DSC 7/4/3 で、危険物の硫黄に加え、MHB の硫黄のスケジュールを追加することを提案している。 IMDG Code の SP 223 は硫黄には適用されない。) なお、サイズを明記することは不 適当であり「形成されたもの」等の表現が望ましい。	合意されなかつた。
11/4/6 (イタリヤ)	BC コードの見直し : Chopped tyre のばら積み運送	Related documents: DSC 10/4/1, DSC 10/4/2 and DSC 11/4 (paragraphs 8, 9 and 10) 【提案のポイント】 以下の調査結果を踏まえて、CHOPPED TIRE RUBBER とは別の貨物としての CHOPPED (SHREDDED) TIRE の運送方法 (個別スケジュール; Annex 1) を提案している。 。 油や金属の混ざらない粉砕タイヤは、自然発火の可能性は低く、主な火災の原因は放火や落雷である。 。 十分に大気に曝せば、粉砕タイヤの酸化発熱は抑制できる。 。 細かく砕いたゴムと CHOPPED (SHREDDED) TIRE の火災危険性は異なる。 。 なお、DSC 10 で合意されたスケジュール (DSC 10/4/2 & DSC 11/4 paragraph 9) と、この提案の	適直対処	コレスポнден スグループが設 置され継続審議 となった。

11/4/7 (米国)	BC コードの見直し： MHB の判定基準の策定	スケジュールの違いは、DSC 10 での合意は、ゴム以外を含まないものであるのに対して、ここでは、油分を含まず、船積み前に 15 日以上 Curing された貨物の運送方法を提案していることである。 Related documents: DSC 10/4/1 and MSC/Circ. 1146 【提案のポイント】 MHB のクライテリアを提案している。内容は、着火し易いもの、自己発熱のあるもの、可燃性ガスを発するものを MHB とすべきとしており (Paragraph 4)、このクライテリアに沿って、非危険物の硝酸アンモニウム肥料、クロマイト鉱及びタピオカを MHB とし、併せて MSC/Circ.1146 を改正するとの提案である。	適宜対処	コレスポンデンスが設置され継続審議となった。
11/4/8 (カナダ)	BC コードの見直し： 石炭の自己発熱	Related documents: BC Code Coal Schedule "Segregation and stowage requirements" and section 4 "Assessment of acceptability of consignments for safe shipment" 【提案のポイント】 Self-unloader type の船は、隔壁の耐火・耐液の観点から、自己発熱する石炭の長期航海に用いるのは不適當であるとして、BC Code への新 4.2.4 節の追加を提案している。新 4.2.4 節では、船舶の船倉に耐火・耐液が貨物の個別スケジュールで要求される場合、Self-unloader type の船であって、船倉下部に貨物排出口のあるものは、当該貨物の長期航海には適さないとしている。	適宜対処 (改正案の主旨は理解できるが、BC Code の強制化を論じる中で要件の遵守を求め、規程を導入することには問題があると考えられる。)	原則合意された。
11/4/9 (オーストラリア)	BC コードの見直し： Fuzzy cotton seed の運送	Related documents: DSC 9/4/10, DSC 11/4/1 and DSC 11/INF.6 【提案のポイント】 。 Fuzzy cotton seed の性状を説明し、この貨物は Seed Cake とは異なり、また、国際穀類コードを適用するのは妥當ではないとした上で、BC Code への個別スケジュール (Annex) の取り入れを提案している。 。 水分値 9%以下、且つ、油分 20.5%以下のものであれば、自然発熱の問題が無いとして、こうした貨物に関するスケジュールを提案している。	適宜対処	継続審議となった。
11/INF.6 (オーストラリア)	BC コードの見直し： Fuzzy cotton seed の試験結果	Related documents: DSC 9/4/10, DSC 11/4/1 and DSC 11/4/9 【提案のポイント】 1998 年に実施された "Cotton Seed" の試験結果である。試験の結果、試験は Class 4.1 にも Class 4.2 にも該当しないことが確認されている。 なお、提案文書には、関連文書として DSC 11/4/6 が言及されているが、これは、DSC 11/4/9 の間違いである。	適宜対処	DSC 11/4/9 参照
11/4/10 マーシャル諸島及び INTERCARGO	BC コードの見直し： CG の報告 (パート 1) へのコメント	Related documents: DSC 11/4 and DSC 11/4/1 【提案のポイント】 DRI Fines に関する CG 報告 (主に Annex 2) へのコメント。 。 DRI の一部名称の修正 。 DRI の性状に関する記述の修正	適宜対処 (関係提案文書 DSC 11/4/1, 11/4/2, 11/4/3, 11/4/4, 11/6/6 and 11/INF.3)	コレスポンデンスが設置され継続審議となった。

11/5 (オーストラリア 及び日本)	BC コードの強制 化: CG の報告 (パート2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>積付隔離要件 (他の貨物と同一船倉への積載禁止) の追加</li> <li>積載前 72 時間山積みしておく (安定化) 要件の追加</li> <li>イナージェルグについては、その問題点を指摘し、(船倉は気密でないこと、船倉内には空気が存在すること等) 専用船が適当としている。</li> <li>運送禁止 (運送前に再度ベレット化) が最善としている。</li> </ul> <p>Related documents: DSC 10/17, DSC 10/5, DSC 11/4/1 and DSC 11/5/1 【提案のポイント】 CG の報告であり、以下の改正案を提示している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>BC Code - Foreword 改正案 (Annex 1)</li> <li>BC Code - 新第 1 章 (Annex 2)</li> <li>SOLAS (II-2 章, VI 章, VII 章) 改正案 (Annex 3)</li> </ul> </p>	適宜対処	コレスポンデンスグループが設置され継続審議となった。
11/5/1 (オーストラリア 及び日本)	BC コードの強制 化: CG の報告 (パート3)	<p>Related documents: DSC 10/17, DSC 11/4/1 and DSC 11/5 【提案のポイント】 CG 報告であり、強制/非強制部分については、合意には達しなかったため、以下の案/意見を 紹介している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本文の強制/非強制部分に関するコーデネータ案 (Annex 1)</li> <li>この意見に対するコメント (Paragraph 4) (報告には記載されていないが、この部分はデンマークのコメントである。)</li> <li>個別スケジュールの強制/非強制の原則に関するコーデネータ案 (Annex 2)</li> <li>Group B 貨物に関する個別スケジュールの強制/非強制部分に関する日本のエキスパート (日本船主協会) の意見 (Annex 3)</li> <li>Group B を除く Group A 貨物に関する個別スケジュールの強制/非強制部分に関する日本のエキスパート (日本船主協会) の意見 (Annex 4)</li> <li>Group C 貨物に関する個別スケジュールの強制/非強制部分に関する日本のエキスパート (日本船主協会) の意見 (Annex 5)</li> </ul> <p>強制化に向けての修正については、以下の意見が収録されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通風の要否に関する SOLAS との矛盾点の指摘 (Annex 6)</li> <li>オランダが提供した新 9 章案 (Annex 7)</li> <li>個別スケジュールの修正に関する日本のエキスパートの意見 (Annex 8)</li> <li>非常措置指針に関するコメント (Paragraph 9) (報告には記載されていないが、この部分はオランダのコメントである。)</li> <li>硫黄に関するコメント (Paragraph 10)</li> </ul>	適宜対処 なお、硫黄の個別スケジュールについては、DSC 11/4/5 を参照のこと。	コレスポンデンスグループが設置され継続審議となった。
11/5/2 (オーストラリア)	BC コードの強制 化: BC コード強制 化後の適用除外規定	<p>Related documents: DSC 11/5/1 and MSC/Circ. 1146 【提案のポイント】 各種要件を免除する際の手続き (新 4.9 節) を BC Code に追加することを提案している。 注: 新 4.9 節は、IMDG Code 7.9.1 (MSC.157(78)) をベースに書かれており、4.9.1 で "this section" としているのは、"paragraph 4.9" の意味と考えられる。</p>	適宜対処 (4.4 節の提案については、矛盾を指摘して差し支えない。) (当該貨物を運	コレスポンデンスグループが設置され継続審議となった。

<p>11/6 (ドイツ)</p>	<p>海難・事故報告及びその分析： RICKMERS GENOA 号での爆発事故</p>	<p>また、固定式ガス消火設備を免除できない貨物（正しくは、当該貨物を積載する船倉）及び固定式ガス消火設備が有効でない貨物については、各貨物のスケジュールで、その旨を明記することを提案している。 なお、4.4 節（BROWN COAL BRIQUETTES, COAL, PEAT MOSS, PITCH PRILL, SUGAR のスケジュールへの記述の追加）は、MSC/Circ.1146 と矛盾する。</p>	<p>送る船倉については、固定式消火設備の要件を免除できないことを明記する提案が合意された場合、英文については修正を要する。また、固定式ガス消火設備が有効でない貨物のスケジュールに記述を追加するのであれば、MSC/Circ.1120 を勘案し、4 条給水（SOLAS II-2/19.3.1.2）に言及すべきと考えられる。（なお、新 4.9 節案は、表現が適切でないので、注意すること。）</p>	<p>適直対処 （検討をすべきとの主旨は支持出来る。手続き上、新議題としての提案が必要かもしれない。） （たとえ非開放型コンテナに収納されていたとしても、クラス 4.3 の危険物を積載する貨物区域</p>	<p>Related documents: DSC 11/INF.4 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2005 年 5 月黄海で、一般貨物船 RICKMERS GENOA 号と同 SUN CROSS 号の衝突事故が発生し、SUN CROSS 号が沈没し、15 名の乗組員中 2 名のみが救助され 13 名は行方不明となった。</li> <li>RICKMERS GENOA 号も左舷に重大な損傷を受け、1 番船倉が 6m 浸水し、半日後に同船倉で爆発が発生し 1 等航海士が行方不明となった。</li> <li>RICKMERS GENOA 号の 1 番船倉にはバッグ入りの粒状マグネシウム（商品名“SUPER SUL MG89”）が収納されたコンテナが積載されており、同貨物は危険物との申告がされていないかつた。</li> <li>IMDG コードでは粒状マグネシウム（UN2950）には特別要件 SP223 が付されており、試験の結果をもとに非危険物と判定できることとなっており、未申告であったことが即法令違反になるか明白ではないため確認の試験を行った。</li> <li>蒸留水を用いて反応を確認する国連試験の結果では、当該貨物はクラス 4.3 の危険物に該当しな</li> </ul>	<p>国連へ提案を行うよう要請した。</p>
-----------------------	--	---	--	--	---	------------------------

		<p>いことが確認されたが、海水との反応を確認した試験では大量の水素を発生する結果（クラス4.3に該当）となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮にクラス4.3の危険物に該当した場合には水密性のあるIBC容器を使用することによって事故は防げたかもしれないし、海水との接触により水素が発生した場合には防爆型の通風装置の使用により船倉内の換気を行うことも出来たはずである。しかしながら、SOLAS II-2/19規則はクラス4.3の危険物を非開放型コンテナに収納して積載する貨物区域には機械式通風装置（防爆型に限らず）の設置を要求していない。</li> <li>以上のことから次の事項について検討を行うことを提案する： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蒸留水を用いたクラス4.3の国連試験は海上運送における危険物を評価する上で適当かどうか？</li> <li>・ 非開放型コンテナに収納されたクラス4.3を積載する貨物区域には機械式通風装置（防爆型）は必要なのか？</li> </ul> </li> </ul>	<p>には、防爆型機械式通風装置が必要ではないか？</p>	
11/INF.4 (事務局)	<p>海難・事故報告及びその分析：RICKMERS GENOA号での爆発事故</p>	<p>Related documents: DSC 11/6 【提案のポインント】 DSC 11/6の参考資料として国連試験等の結果が提示されている。</p>	<p>適宜対処</p>	<p>DSC 11/6 参照</p>
11/6/1 (カナダ)	<p>海難・事故報告及びその分析：CIPの結果報告</p>	<p>Related documents: MSC/Circ.859 【提案のポインント】 2005年に実施したCIPの結果報告である。</p>	<p>適宜対処</p>	<p>ノートされた。</p>
11/6/2 (ベルギー)	<p>海難・事故報告及びその分析：CIPの結果報告</p>	<p>Related documents: MSC/Circ.859 【提案のポインント】 2005年に実施したCIPの結果報告である。</p>	<p>適宜対処</p>	<p>ノートされた。</p>
11/6/3 (イタリア)	<p>海難・事故報告及びその分析：CIPの結果報告</p>	<p>Related documents: MSC/Circ.859 【提案のポインント】 2005年に実施したCIPの結果報告である。</p>	<p>適宜対処</p>	<p>ノートされた。</p>
11/6/4 (カナダ)	<p>海難・事故報告及びその分析：損傷コンテナによる事件、個品危険物</p>	<p>Related documents: CSC Convention 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バンクローバーのターミナルでトップピックによってつり上げられた危険物入りコンテナが5m下の地面に落下する事故があった。</li> <li>・ 原因はコンテナの上部ドア側のピックポケットが過度に摩擦/変形していたためにトップピックのツイスロックがはずれ、コンテナが落下したものである。</li> <li>・ よって ACEP に基づく試験項目の一つとしてコーナーポケットの状態チェックを含めるべきと考える。</li> </ul>	<p>適宜対処 (HCL-5 (Table 5.9)では、Corner fittings and their weld attachmentsが検査項目としてあげられており、修理基準はCracked, loose, broken, apertures outside ISO dimensional</p>	<p>継続審議となった。</p>

11/6/5 (スウェーデン)	海難・事故報告及びその分析：CIPの結果報告	<p>Related documents: MSC/Circ.859 【提案のポイント】 2005年に実施したCIPの結果報告である。</p> <p>Related documents: MSC 76/23 paragraphs 13.12 to 13.16, DSC 10/17 paragraphs 4.25 to 4.29, DSC.1/Circ.36 and DSC 11/INF.3 【提案のポイント】 DRIをイナターディングして運送している際に、貨物が危険な状態(619°C)となり、検討の結果、爆発の危険性が高いため、船を沈めた。この経験に基づき、以下を勧告している(第5節)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DRIの反応性を下げるため専門家に相談し、非常時の計画を備えよ。</li> <li>○ 船積みには、貨物の状態に注意し続けること。</li> <li>○ 船倉の水密性に特別な注意を払い、船倉には、窒素発生装置を備えること。</li> <li>○ 温度、酸素濃度、水素濃度を計測できる装置を備えること。</li> <li>○ 温度が60°Cを超えたら、連続計測を行うこと。</li> <li>○ 貨物が反応を開始したら、その部分は、直ちに船倉から出すこと。反応している貨物を出すまで、出港しないこと。</li> <li>○ BC Code に以下を明確に規定すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● DRIの種類、危険性、必要な注意事項</li> <li>● 避けるべき貨物の状態、危険な反応を起こす貨物</li> <li>● 船舶の適性 (suitability)</li> <li>● 反応が起こった際に取るべき措置及び避けるべき措置。船長及び乗組員に、貨物の安全な取扱い(水素が発生した場合の措置を含む)に関する情報を提供すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>BC Code については、以下を提案している(第6節)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DRI Finesの取り入れの審議においては、現行BC CodeのDRI-A及びDRI-Bのスケジュールも見直すこと。</li> <li>○ 現行BC CodeのDRIにも、DRI Finesと同様の要件を課すこと。</li> <li>○ 全てのDRIは、窒素発生装置を備えた上で、イナターディングにより運送すること(現行BC Codeでは、DRI-Aは連続通風、DRI-Bはイナターディング)。窒素の抜けを防ぐため、航海中には船倉の水密性を監視すること。</li> <li>○ 非常時の要件を見直し、貨物の一部でも反応し始めたら、速やかに荷揚げを検討すべきであり、また、関係官庁は貨物の関係部分を排出しない限り航海を許可すべきでない旨を明記すること。</li> </ul>	<p>tolerances となつている。) 適直対処</p> <p>適直対処(関係提案文書 DSC 11/4/1, 11/4/2, 11/4/3, 11/4/4, 11/4/10 and 11/INF.3) (DRI(A)については安全運送の実績がある。よつて、(A)にはイナターディングは不要であるとの立場にて対応して差し支えない。)</p>	ノートされた。
11/6/6 (フランス)	海難・事故報告及びその分析：ばら積船号ADAMANDASの全損事故	<p>Related documents: DSC.1/Circ.36 【提案のポイント】 DSC 11/6/6の補足情報であり、特に、航海中の船倉状態の変化について詳細に報告している。</p>	<p>(関係提案文書 DSC 11/4/1, 11/4/2, 11/4/3, 11/4/4, 11/4/10 and 11/6/6)</p>	DSC 11/3/4 参照
11/INF.3 (フランス)	海難・事故報告及びその分析：ばら積船号ADAMANDASの全損事故の調査報告	<p>Related documents: DSC.1/Circ.36 【提案のポイント】 DSC 11/6/6の補足情報であり、特に、航海中の船倉状態の変化について詳細に報告している。</p>	<p>Related documents: DSC.1/Circ.36 【提案のポイント】 DSC 11/6/6の補足情報であり、特に、航海中の船倉状態の変化について詳細に報告している。</p>	DSC 11/3/4 参照

11/6/7 (韓国)	海難・事故報告及びその分析：CIPの結果報告	Related documents: MSC/Circ.859 【提案のポインント】 2005年下半期及び2006年上半期に実施したCIPの結果報告である。	適宜対処	ノートされた。
11/6/8 (米国)	海難・事故報告及びその分析：CIPの結果報告	Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポインント】 2005年に実施したCIPの結果報告である。	適宜対処	ノートされた。
11/6/9 (手1)	海難・事故報告及びその分析：CIPの結果報告	Related documents: MSC/Circ.859 【提案のポインント】 2005年7月から2006年6月の間に実施したCIPの結果報告である。	適宜対処	ノートされた。
11/7 (DG議長)	海上保安強化のための措置：DSC 10で開催されたDGの報告	Related documents: MSC.122(75), as amended, MSC.193(79), MSC/Circ.675 and MSC/Circ.787 【提案のポインント】 DSC 10におけるDGの報告である。概要は以下の通り。 ○ BC Codeの保安要件 (Annex 1 to DSC 11/7) を作成した。(昨年度の船技協SPS報告書付録6参照) ○ MSC/Circ.675については、ICHCA (International Cargo Handling Co-ordination Association: 国際貨物輸送調整会議) と IAPH (International Association of Ports and Harbours: 国際港湾協会) に見直しを委ねた。 ○ MSC/Circ.787については、SOLAS条約第XI-2章、ISPS Code, ILO/IMO Code of Practice on Security in Port, ISO/PAS, WCO Framework への注意喚起を促すためのScopeの改正案が用意された。	適宜対処 第7議題関係対処方針案：MSC/Circ.675及びMSC/Circ.787は、貨物の取扱に関する参考書的な資料であり、強要件ではない。よって、最も慎重な対処を要求されるのはBC Codeである。BC Codeの強制化に関する提案文書の中では、BC Codeの保安要件の強制/非強制の別については明確に論じていない。保安要件は、基本的には、強制化の対象から外すべく対処する。	改正BCコードの新第11章案が合意された。
11/7/1 (ICHCA)	海上保安強化のための措置：港湾地域における	Related documents: DSC 9/15, annex 7, MEPC 54/21 and BLG 10/19 【提案のポインント】	適宜対処 (上記参照)	MSC/Circ.675の改正案が準備された。

11/9 (事務局)	危険物の安全運送及び関連作業に関する勅告の見直し	この文書では、MSC/Circ.675の改正案が示されている。  Related documents: SPS Code (A.534(13), as modified by MSC/Circ.739, which also incorporate the amendments introduced by MSC/Circ.478 and DSC 10/17 【提案のポイント】 SPS Code 案の第7章「火薬類の積載」の要件について、検討を要請している。	適宜対処	継続審議となった。(詳細についてはE&Tグループで検討されることとなった。)
11/9/1 (事務局)	SPSコードの見直し：小委員会 の権限範囲に 関するSPS コードの 抜粋	Related documents: NAV 51/19 section 8, SLF 48/21 section 13, FP 50/21 section 8 and DE 49/20 section 12 【提案のポイント】 SPS Code に関する DE 49 等の検討結果を紹介している。DE 49 は CG を設置したとのこと。	適宜対処	ノートされた。
11/10 (スウェーデン)	CSSコードの改正：RO-RO 船よ る自動車運送 のための固定 設備に関する ガイドライン (A.581(14)) の見直し提案	Related documents: DSC 10/7, DSC 10/17 paragraphs 7.2 and 7.3, and CSS Code 【提案のポイント】 A.581(14)「Road Vehicle 固定指針」(CSS Code Appendix 4)の固縛装置の荷重に関する要件の改正について、DSC 10 で基本的に合意され、他に改正すべき点がないか、検討を要請されたことを受けて出された提案であり、当該要件と CSS Code Annex 13「非定型貨物固定指針」の固縛荷重に関する要件を比較し、また、その他の固定荷重に関する要件について調査した上で、DSC 10 で提案した通りの改正で良い旨を説明している。  参考：DSC 10 における対処方針：適宜対処（離島航路自動車渡船特例では、具体的固縛方法を規定しているが、特にアタリは無い。）第 6.1 節は、MSC/Circ.812 で改正されていることに注意	適宜対処（合意される見直し。）支持しても差し支えない。	コレスポンデン スグループが設 置され継続審議 となった。
11/11 (オーストラリア)	LHNS 及び OSV ガイドラインの 見直し：CG の報 告	Related documents: DSC 10/10/2, SLF 48/WP.4, SLF 48/WP.6 (section 5), BLG 10/3/1 and BLG 10/WP.1 【提案のポイント】 新 OSV Guidelines (Annex 1 : A.469(XII)の改訂版) 及び A.673(16): LHNS Guidelines の改正案 (Annex 2 : Draft MSC/Circ.) の承認が求められている。	適宜対処	LHNS 及び OSV ガイドラインの 改正案が準備さ れた。
11/12 (米国)	BLUコードの穀 類への適用拡 大：CGの報告	Related documents: A.862(20), MSC. 193(79), MSC/Circ. 1160 and DSC 10/17 【提案のポイント】 検討結果は以下の通り。 。 BLU Code の改正案は、第 3 節にある。 。 貨物情報の書式は、新 BC Code の第 4 章を反映すべく修正すべき。 。 MSC/Circ.1160 (Manual on loading and unloading of solid bulk cargoes for terminal representatives) の改正案は第 6 節にある。 。 SOLAS 第 VI 章 Part B の Heading から「穀類以外の」との文言を削除するよう提案している。(第 7 節) また、この改正は BC Code 強制化のための SOLAS 条約第 VI 章の改正に影響するので、	適宜対処。 (なお、現時点で BC Code に BLU Code と MSC/Circ.1160 を組み込むのは困難であり、これは Supplements とする案を支持。)	BLU コード及び MSC/Circ.1160 の 改正案が準備さ れ、その他の事項 についてはコレ スポンデン スグループが設 置され継続審議 となった。

11/13 (英国)	コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンスに関するCGの報告	<p>注意すること。(第10節)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BLU CodeとMSC/Circ.1160を、BC Codeに組み込む、または、BC CodeのSupplementsとすることを提案している。</li> </ul> <p>Related documents: MSC 80/21/7 【提案のポイント】 検討の結果、以下の事項が推奨されている(13節)。 13.1 コンテナ船の設計の改善のため、DE小委員会に検討を要請すること。 13.2 CSMの指針であるMSC/Circ.745の改善のため、WGを設置するまたはCGを継続すること。 13.3 CSS Codeへの新Annexの追加のため、WGを設置するまたはCGを継続すること。 13.4 MSC/Circ.886 (Recommendation on safety of personnel during container securing operations)の見直しのため、WGを設置するまたはCGを継続すること。</p>	適宜対処	コレスポナンデンスグループが設置され継続審議となった。
11/14 (英国)	船内における殺菌殺虫剤の使用に関する報告の見直し：くん蒸貨物輸送ユニット	<p>Related documents: DSC 7/17, DSC 10/6/7, DSC 10/3/14, DSC 10/4/4, DSC 10/17 and MSC 81/25 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンテナのくん蒸を行うにあたってのガイドラインがannex 1に収録されている。</li> <li>本ガイドラインは、くん蒸の目的、陸上作業者が理解すべき事項(IMDGコードの要件等)、一般的に使用されるくん蒸剤の説明、船上での作業、人体への危険性、くん蒸剤の検出等のくん蒸コンテナの取り扱いに関する情報が包括的に述べられている。</li> <li>くん蒸作業に関する備忘録もannex 2として収録されている。</li> </ul>	適宜対処	継続審議となった。
11/17 (事務局)	その他の議題：危険物輸送に関する国連勧告と危険物運送規則の世界的調和促進のための選択肢	<p>Related documents: ST/SG/AC.10.C.3/56 paragraphs 106 to 114 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2005年11月28日から12月6日に開催された第28回国連危険物輸送専門家小委員会における危険物輸送に関する世界条約の策定に関する検討結果報告である。</li> <li>主な内容は次のとおりである： <ul style="list-style-type: none"> <li>検討の進め方についてイタリアの専門家からtwo-step approachが提案された数力国の専門家がこれに賛同した。</li> <li>two-step approachとは、第1段階として、現在の枠組みの中で関係する国際機関及び国が効果的に協力して調和のとれた危険物輸送規則を実施する方法を検討し、次の段階で、その協力によって本当に効果が上がっているのか、そして危険物輸送に関する世界条約を策定することが適当かどうかを検討するというものである。</li> <li>現在、国際機関間の協力は非常にうまくいっており、若干の差異はあるもののほぼ各輸送モード規則に国連勧告の内容が広く取り入れられ実施されているが、問題となるのは全ての国の国内規則が合意された国際規則と整合が取られていない点である。</li> <li>調和を図る上での出来るものとしては、様々な国際機関間でその改正規則実施日を統一することが上げられる。</li> <li>世界各国に対し危険物輸送の世界条約策定を支持するかしないかの調査を行ってはどうかとの意見が出された。また、現在、それぞれの輸送モードにおいていくつもの国際条約が存在しており、それぞれ関連する国際機関間でのより緊密な協力が必要となるとの指摘がある。</li> </ul> </li> </ul>	適宜対処	ノートされた。

11/18 (事務局)	その他の議題： IMDG コードの 実施	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一方、2年という現在の国連勧告の改訂サイクルはいくつかの国にとっては規則を実施する上で大きな問題となるとの指摘があり、また、本質的部分に関係ないような編集上の改訂など、本場に必要ない場合以外改訂を行うべきではないとの意見もあった。</li> <li>国連勧告をもとに各機関がそれぞれの実情に合わせて国際規則を策定する現行システムは新しい技術の国連勧告への導入等に柔軟性があるが、世界条約となれば加盟国の全ての合意が必要となるなど硬直化したものとなる。</li> <li>ICAO は世界条約の策定に積極的ではないと表明している。</li> <li>上記意見交換が行われ、今後検討を続けていくことが合意された。</li> </ul> <p>Related documents: MSC 75/24, paragraph 7.32; DSC 9/14; MSC 80/16 and MSC 81/16 【提案のポイント】 2002年から2006年12月までに実施された又は予定されている IMDG コードの実施に関する IMO の技術協力プログラム (トレーニンングコース) の紹介である。</p>	適直対処	ノートされた。
11/18/1 (ドイツ)	その他の議題： 水と反応する物質の消火設備及び積載方法	<p>Related documents: DSC 9/3/3, DSC 7/INF.7, DSC 6/INF.4 and DSC 6/4 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2000年のEmSを策定時に、EmS WGは水と反応する物質 (EmS F-Gが規定されている物質) を固定式水消火装置を備え付けた貨物区域に積載することの問題点を認識したが、引き続き設置されたCGでは専門的な検討が出来ず問題の解決には至らなかった。(DSC 6/4)</li> <li>ドイツは水と反応する物質と水消火装置に関連する危険性について実験を行いその結果を報告した。実験結果によれば、数種の物質は消火媒体として使用されるCO<sub>2</sub>と反応するものもあった。(DSC 6/INF.6)</li> <li>DSC 6はこの問題はEmSの見直しにより解決できるものではなく、EmSの見直しとは分けて検討する必要があると合意し各国に対し提案を行うよう要請した。しかし、DSC 7にはドイツが提案を行ったもの (DSC 7/INF.7)、それ以降他の国の方の提案はなかった。</li> <li>ドイツは国内にて専門家のグループを設置して検討を続けてきた。経済的理由で全ての物質に対する試験を行ってはいないが、本文書のANNEXに上げてられた物質は、水と激しく反応すると共に高温の雰囲気CO<sub>2</sub>と反応して発生したガスが原因となった火災事故が数件発生しているが、本文書に上げられた物質は消火媒体であるCO<sub>2</sub>とも激しく反応する物質であり、この種の物質の危険性及びその危険性に基づいた積載要件、容器要件等を至急検討する必要がある。</li> </ul>	適直対処 (検討すべきとの主旨は支持出来る。手続き上、新議題としての提案が必要かもしれない。)	ドイツがMSCに新作業計画の追加提案を行うこととなった。

\*\*\*

## 付録 1.2 第 11 回 DSC 小委員会審議概要

### 1 会合の概要

(1) 平成 18 年 9 月 11 日～15 日 (ロンドン ICO (国際コーヒー機関))

(2) 参加国又は機関

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、豪、バハマ、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キューバ、キプロス、北朝鮮、コンゴ、デンマーク、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ギリシャ、インドネシア、イラン、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、リベリア、リトアニア、マレーシア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、蘭、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、韓国、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、ツバル、英、米、ウルグアイ、ベネズエラ、香港、クック諸島、IAEA、EC、MOWCA、ICS、ISO、IUMI、ICFTU、BIMCO、IACS、ICHCA、CEFIC、OCIMF、IICL、IFSMA、IRU、DGAC、INTERCARGO、IMarEST、WNTI、IBTA 及び VOHMA

(3) 議長等

議長：Mrs. Olga Pestel Lefevre (仏)

副議長：Mr. Juan P. Heusser (チリ)

日本からの参加者： 小磯 康 (在英日本大使館)

(敬称略)

高橋 治 (国土交通省海事局)

浦 環 (東京大学 生産工学研究所)

太田 進 (独立行政法人海上技術安全研究所)

松尾 守 ((財)日本海事協会)

保坂 均 ((社)日本船主協会 (ロンドン))

濱田高志 ((社)日本海事検定協会)

### 2 審議概況

(1) 議題の採択 (議題 1 関連)

特段の議論はなく、原案 (DSC11/1/Rev1) のとおり採択された。

(2) 他の IMO 機関の決定 (議題 2 関連)

他の IMO 機関の決定については、DSC11/2 に基づき、特段の TOR の審議が不要である内容については作業部会を初日の朝から設立できることが MSC81 で合意されたことが報告された。他の部分については、関連する議題において、事務局より報告されることとされた。

(3) 国連勧告との調和を含む IMDG コード及び追補の改正 (議題 3 関連)

① FAL 委員会の審議結果について

(i) FAL Form 7 (DG Manifest) の改正 (DSC 11/2/Add.1, ANNEX)

FAL.5/Circ.15 (EDI FOR THE CLEARANCE OF SHIPS: IMO Compendium on facilitation and electronic business) 中の FAL Form 7 に関連する部分の見直しが行われ、改正案が準備された。

(ii) クラス 7 貨物の運送阻害 (DSC 11/2/Add.1 及び DSC 11/3/12)

クラス7貨物の運送阻害に関する文書として DSC 11/2/Add.1 (クラス7 関連部分) 及び DSC 11/3/12 が審議された。IAEA と協力の上、IMO 内にクラス7 貨物の運送阻害問題を解決するためのメカニズムの設置については、今後も作業の進行状況を小委員会に適宜報告するよう事務局に対し要請した。

また、運送文書に医療及び公衆衛生の目的で運送されるクラス7 貨物である旨の記述を行う必要性については、「医療及び公衆衛生の目的」の定義が曖昧である、どの程度の情報を含めるべきか疑問である、現在 IAEA が輸送書類の様式を検討準備中である、モード間の要件に差異が生じる等の指摘があり、事務局に対しこれら意見を FAL 委員会に報告するよう指示した。

#### ② E&T グループの報告 (DSC 11/3)

IMDG コード第 32 回改正のエラッタが準備され発行されたこと及び同コード第 33 回改正が本年5月に開催された MSC にて採択されたことが報告された。また、クラス9に分類される UN 2211 及び UN 3314 に対する防爆型通風装置要件の必要性の検討並びに引火性液体の上限引火点の摂氏 61 度から 60 度への変更に伴う 2000HSC コード 7.17 節の改正の検討がコレスポンデンスグループ(CG)にて行われることとなった。(15)参照

#### ③ MARPOL 条約附属書 III の改正 (DSC 11/3/6)

DSC 10 にて開催された作業部会にて準備された IMDG コード第 2.9 章、第 2.10 章及びその他関連箇所の改正案の検討が行われた。同改正案は原則合意され、来年5月に開催される E&T グループにて更に検討が行われ、IMDG コード第 34 回改正案 (2010 年発効予定) に取り入れられることとなった。IMDG コード第 34 回改正の発効以後は、具体的品名 (化学名) が DG リスト又は INDEX に規定されていない物質 (Generic 又は NOS 品名に該当する物質) については、荷送人が第 2.10 章 (第 2.9.3 章) の基準に従い海洋汚染物質に該当するかどうかを判定し、該当する場合には海洋汚染物質として運送しなければならないこととなる。

なお、DG リスト又は INDEX に海洋汚染物質として規定されている物質を、評価基準に従って海洋汚染物質に該当しないと判断し主管庁の許可に基づき海洋汚染物質ではないとして運送することも可能である旨合意された。

#### ④ 個別の提案について

##### (i) 硝酸マグネシウム (UN 1474) の特別要件 (DSC11/3/1)

硝酸マグネシウムのエントリーに試験結果によって非危険物として運送することができる旨の特別要件 (SP223) を規定するポーランド提案については、国連危険物輸送専門家小委員会にてその取り扱いが既に合意されたことが報告され (新 SP332 の導入) 検討は行われず、E&T グループにて次回 IMDG コード改正への取り入れが検討されることとなった。

##### (ii) 限定的波高海域における RO-RO 船による危険物の運送 (DSC11/3/2、DSC 11/INF.5)

波高の低い海域において IMDG コードの要件を免除するための新しい規定を第 7.9 章に導入するドイツ及びスウェーデン共同提案については、バルト海沿岸諸国の支持があったものの、現行規則で対応できること (第 7.9.1 項) 及び提案された新规定は地域規定の乱立の要因となりえることが指摘され合意されなかった。

##### (iii) CTU 内にて冷却目的に使用される無包装のドライアイス (DSC 11/3/3)

冷却目的のために剥き出しで CTU 内に収納されるドライアイスの取り扱いを明確化するドイツ提案が検討された。フランス、スペイン、ベルギー、米国が冷却目的のドライアイスは CTU 内にばら積みできるとした一方、日本、韓国、スウェーデン、カナダ等がドライアイスの CTU へのばら積みは禁止であるとの意見を表明し、検討の結果、ドライ

イスの CTU へのばら積みは禁止であると原則合意され、E&T グループに対し、ドイツ提案（禁止）をベースに各国の意見を踏まえて詳細な検討をすることを要請した。特別要件 SP297 については国連勧告と整合させることが合意されたが、特別要件中の表示要件については日本がドアへの表示の必要性を指摘したところカナダがこれを支持し、E&T グループにて更に検討が行われることとなった。

(c) ポータブルタンクによる運送 (DSC 11/3/7)

自蔵式呼吸具の備え付けを要求するタンクの特別要件 TP13 を削除するベルギー提案については、日本から SOLAS 条約 II-2 章と IMDG コードの適用の違いから同要件を削除した場合に発生する問題点を指摘したところ、フランス、ドイツから支持があり、SOLAS 条約 II-2 章の規定により自蔵式呼吸具を備え付けている船舶には追加の呼吸具を要求しないとする TP13 の修正が合意され、詳細については E&T グループにて更に検討が行われることとなった。

(d) 家庭用アルカリ蓄電池が関連する事故 (DSC 11/3/9)

家庭用アルカリ蓄電池が関連する事故の原因調査をもとに、UN 3028 から特別要件 SP304 を削除し全てのアルカリ乾電池を危険物として取り扱うこととするドイツ提案については、ドイツから、今後更に検討を続け、その結果をもとに新たな対応 (DSC への提案、UN への提案等) を図るつもりである旨説明があった。

(e) 隔離要件 (DSC 11/3/10 及び DSC 11/3/16)

隔離要件の総合的見直しに関するベルギー、フランス及びオランダ共同提案並びに同提案に対する英国からのコメントが同時に審議された。“away from”が適用される危険物同士はコンテナ内で 3m 以上の距離が確保できる場合には主管庁の承認無しに同一コンテナに収納できることとする提案については、ドイツが支持したものの、同一船倉内での混載と比較した場合に同一の安全性を確保できないとする等の反対意見が日本、米国、ギリシャ、カナダ、中国、DGAC、VOHMA 及び ICS より出された。食料品と毒物及び腐食性物質の隔離要件を“separated from”にする提案については米国及び DGAC が同一コンテナへの収納の可能性を否定するもので再考の必要性があると指摘し、また ISO からは、多くの物質へ“separated from”の隔離要件を導入することについてコンテナ船へのコンテナの積載条件に大きな影響を及ぼすとの指摘があった。審議の結果、いずれの提案も合意には至らず、今後、関係各国の協力の下、英国が積載及び隔離要件の包括的な見直し作業を続け対応を検討していくこととなった。

(f) 危険物収納コンテナのプラカード貼付位置 (DSC 11/3/13)

コンテナへのプラカード貼付位置を詳細に規定するイラン提案については、多モード間輸送時の貼りかえの必要性及びその作業費用の発生、微細の位置のズレによる違反の多発等、詳細な位置を規定することによる問題点が指摘され、合意されなかった。

(g) その他の合意事項

以下の事項については原則合意され、来年 5 月に開催される E&T グループにて検討が行われることとなった。

- (a) 削除された国連番号 (DSC 11/3/4 : ドイツ)
- (b) 隔離グループ及びインデックス (DSC 11/3/5 : ドイツ)
- (c) 火薬類の積載及び取り扱いに関連する事件 (DSC 11/3/8 : カナダ)
- (d) 運送書類への隔離グループの記載 (DSC 11/3/11 : 米国)
- (e) 二酸化炭素 (UN 1013) の特別要件 SP 911 の削除 (DSC 11/3/14 : 韓国)
- (f) UN 3166 及び UN 3171 の使用 (DSC 11/3/15 : 米国)

#### (4) 固体ばら積み貨物の性状評価を含む BC Code の見直し (議題 4 関連)

##### ① 経緯並びに WG 及び CG の設置

本議題については、議題 55 (BC Code の強制化) とともに、前回会合において設置された日本及びオーストラリアを Co-ordinator とする CG が設置され、検討を進めてきた。今回会合においても議題 5 とともに WG で審議され、再度 CG が設置された。WG の報告は、一部を除き今次会合では口頭による報告のみとなり、正式には、次回会合に報告される。なお、WG では、DSC 11/6/6、DSC 11/INF.3 及び DSC 11/INF.6 が合わせて審議された。

##### ② DSC 10 における WG の報告 (DSC 11/4)

DSC 11/4 に基づき、DSC 10 における WG の結果が報告された。これに関連して、改正のスケジュールについて審議が行われ、各種改正は次回会合 (DSC 12) において審議される BC Code 強制化のための改正に合わせて Code に取り入れられることが合意された。WG からの要請事項は、特段の意見は無く承認された。

##### ③ BC Code の見直し (DSC 11/4/1)

###### (i) プレナリーにおける審議 (WG 設置前)

CG で作成合意された BC コードの改正案 (DSC 11/4/1 Annex 3) についてへの承認が求められた。これに対して、カナダより、鉄鉱石の個別スケジュールに関する改正案 10 番 (Concentrates の前に Mineral を挿入すべき) 及び改正案 46 番 (削除すべき) について意見があった他は、特段のコメントは無く、検討は WG に委ねられた。

###### (ii) WG における審議

CG で作成合意された改正案 (DSC 11/4/1 Annex 3) については、CEFIC より硝安肥料の保護具 (ゴーグル等) について、追ってコメントしたいとの発言があった以外には、特段のコメントは無く、基本的には了承された。CG の懸案事項 (DSC 11/4/1 Annex 4) については、再度 CG で検討することとなった。

###### (iii) プレナリーにおける審議 (WG 審議後)

WG の結果が口頭で報告され、ノートされた。当該 WG の written report は次回 (DSC 12) に提出されることとなり、その際に WG の検討内容を審議することとなった。

##### ④ シードケーキの分類 (DSC 11/4/1, DSC 11/4/9 & DSC 11/INF.6)

###### (i) プレナリーにおける審議 (WG 設置前)

特段のコメントはなく、検討は WG に委ねられた。

###### (ii) WG における審議

CG 報告 (DSC 11/4/1 Annex 1) に基づき、今後の対応について審議された。審議の結果、当面、貨物の分類に関する解釈を明確化し、関連スケジュールの DESCRIPTION の記載を適宜加筆・修正するため、CG でさらに検討することとなった。

###### (iii) プレナリーにおける審議 (WG 審議後)

WG の結果が口頭で報告され、ノートされるとともに、WG の検討内容については、今後提出される written report に基づき次回会合 (DSC 12) で審議することとなった。

##### ⑤ 還元鉄粉のスケジュールの取り入れ (DSC 11/4/1, DSC 11/4/2, DSC 11/4/3, DSC 11/4/4, DSC 11/6/6 & DSC 11/INF.3)

###### (i) プレナリーにおける審議 (WG 設置前)

ベネズエラは、プレナリーにおいてプレゼンテーションを実施した。英国、オーストラリア及び、ICS はイナーティングにより運送すべきとしたが、マーシャル諸島群島等はイナーティングにも問題があるとし、審議は WG に委ねられた。

また、フランスは還元鉄に関するスケジュールを一つにすることを提案したが (DSC 11/6/6)、これについても併せて WG で審議することとなった。

(D) WG における審議

貨物は還元鉄粉 (DIRECT REDUCED IRON FINES: DRI Fines) と呼ぶこととなったが、今回合会では、情報不十分との理由で、当該貨物のスケジュールの取り入れは行われなかった。また、現行 BC Code にある還元鉄のスケジュール改正に言及したフランス提案は、日本が現行 BC Code の貨物 (DRI (A), Briquettes, hot-moulded) と事故を起こした船舶の貨物は別の貨物であり、混同すべきではない旨を指摘したところ、各国から支持があり、また、各国より DRI (A), Briquettes, hot-moulded については、安全上の問題は無い旨が指摘された。その結果、DRI (A), Briquettes, hot-moulded を除く各種還元鉄について、さらに情報を提出するよう、小委員会の報告への記載を要請することとなった。

(H) プレナリーにおける審議 (WG 審議後)

WG の結果が口頭で報告され、ノートされた。WG の検討結果は、今後提出される written report に基づき次回合会 (DSC 12) で審議することとなった。但し、小委員会に情報提供を呼びかける旨は、小委員会の今次合会の報告書に記載されることとなった。

⑥ 硫黄の分類の見直し (DSC 11/4/5)

ドイツは、ばら積み運送する硫黄を、危険物ではなく MHB (Materials Hazardous only in Bulk: ばら積み時のみ危険性を有する物質。) に分類することを提案した。これに対して、ギリシャはドイツの提案を支持したが、米国、カナダ、フランスが反対したため、ドイツ提案は合意されなかった。

⑦ Chopped tyre のばら積み運送 (DSC 11/4/6)

(I) プレナリーにおける審議 (WG 設置前)

特段の意見は無く、検討は WG に委ねられた。

(D) WG における審議

正式名称を COARSE CHOPPED TYRE として、一部の文を修正の上、BC Code に取り入れることになった。これに併せて、CHOPPED TYRE RUBBER の正式名称は、GRANULATED TYRE RUBBER に変更されることとなった。

(H) プレナリーにおける審議 (WG 審議後)

WG の結果が口頭で報告され、ノートされた。WG の検討内容については、次回合会 (DSC 12) で審議することとなった。

⑧ MHB のクライテリア (DSC 11/4/7)

(I) プレナリーにおける審議 (WG 設置前)

米国は、MHB のクライテリアの案を提案し、さらに、三物質を Group C (化学的危険性も液状化危険性も無い物質) から MHB にすることを提案した (DSC 11/4/7)。フランスは、クライテリアを更に明確化する必要性を指摘し、オランダは、米のクライテリアを Justify するためには更にデータが必要であることを指摘し、ギリシャは、WG での検討を指示した。これを受け、議長より、このクライテリアを決めることは恐らく時期尚早であるものの、議論することには価値があるとして、WG で更にさらに検討することとなった。

(D) WG における審議

米国提案に基づく BC Code の改正は行わないこととなり、CG に検討を委ねることも検討されたが、米国にさらなる検討を依頼することとなった。WG では、試験に基づく分類方法の決定が必要とする意見のみならず、MHB の危険性を限定すべきではないとの意見もあった。また、多くの国からは、MHB のクライテリアを決定するのであれば、科学的

な研究が必要であろうとの意見が出された。

(h) プレナリーにおける審議 (WG 審議後)

WG の結果が口頭で報告され、ノートされた。WG の検討内容については、次回会合 (DSC 12) にて審議することとなった。

⑨ 自己発熱のある石炭の運送 (DSC 11/4/8)

カナダは提案文書のうち (DSC 11/4/8) 事故に関する部分のみを紹介し、次回、提案文書を出し直す旨を述べ、これがノートされた。

⑩ FUZZY COTTON SEED のスケジュールの追加 (DSC 11/4/9)

FUZZY COTTON SEED のスケジュールの BC Code への取り入れ (DSC 11/4/9) は、一部記述の修正 (名称は "LINTED COTTON SEED" に変更。静止角及び通風要件は見直しを予定。) を除き、合意された。

⑪ 貨物申請書式の追加

議題 12 における審議の結果、新しい BC Code に合わせた貨物申請書式を BC Code に取り入れることとなり、BC Code の WG に検討が委ねられた。WG は、BC Code 第 4 章に貨物申請書式を含めることを合意し、CG に作業を委ねることになった。

⑫ 今後の予定及び対応

(5)⑨参照のこと。

(5) BC Code の強制化 (議題 5 関連)

① 経緯並びに WG 及び CG の設置

本議題については、議題 5 (BC Code の改正) とともに、前回会合において設置された日本及びオーストラリアを Co-ordinator とする CG が設置され、検討を進めてきた。今回会合においても議題 4 とともに WG で審議され、再度 CG が設置された。WG の報告は、一部を除き今回会合では口頭による報告のみとなり、正式には、次回会合に報告される。なお、WG では、DSC 11/6/6、DSC 11/INF.3 及び DSC 11/INF.6 が合わせて審議された。

② 貨物の個別スケジュールの強制化の範囲

CG の報告 (DSC 11/5 & DSC 11/5/1) を受け、DSC 議長は、BC Code の附録付録 1 (貨物の個別スケジュール) のうち、強制化すべき範囲を決定すべく、「貨物の種類によらず強制化」、「化学的危険性を有する貨物のみ強制化」及び「附録 1 は非強制化しない」という 3 つの選択肢を示し、意見選択を求めた。審議の結果、オーストラリア、オランダ、ベルギー、カナダ、ロシア、ノルウェー、英国、マーシャル諸島、ギリシア群島及び、ICS が、貨物の説明及び非常措置指針 (Emergency Schedule: EmS) を除き、貨物の種類によらず (Group C の貨物を含め) 強制化すべきとの意見を述べ、これの案が合意された。ただ但し、附録 1 の要件の見直しは必要であることが合意され、検討は WG に委ねられた。

WG では、プレナリーで決定した非強制の範囲は、個別スケジュールのうち、DESCRIPTION 及び CHARACTERISTICS の項及び並びに EmS であることを確認した。

③ BC Code 本文の強制化の範囲 (DSC 11/5/1)

WG において、我が国は BC Code の本文の強制化の範囲についても、今次会合で決定すべきとの意見を述べ、セクション毎に強制化の適否が審議された。WG の審議結果は以下の通り。

前書き	“(Foreword)” は非強制
第 1 章	“(適用、定義等)” は強制
第 2 章	“(一般要件)” は強制

- 第3章 “(船舶の人員の安全)” は強制
- 第4章 “(貨物情報等)” は強制(Appendix 2 に言及する文(新 4.1.3 節)を追加の予定)。
- 第5章 “(荷練り)” 「全ての貨物は荷練りすること」との要件(5.1.1) は「貨物申請資料に基づき荷練りすること」に修正の上、強制
- 第6章 “(貨物の静止角の試験法)” 試験法について考慮すべきことを強制
- 第7章 “(液状化)” 液状化に関する説明(第 7.2 節)を除き強制。但し、適用上は強制要件とし、書きぶりで対応する。
- 第8章 “(液状化物質の試験)” 水分値計測が行えない場合の処置(第 8.2 節。水分値計測は強制要件であるため、強制要件が満たせない場合の非常措置と位置付けられる)を削除し強制。但し、試験法については、基本的には各国主管庁の判断に委ねる書きぶりにすることで合意。
- 第9章 “(危険物)” 強制。(基礎となる文書は、DSC 11/5/1 Annex 7)
- 第10章 “(廃棄物)” 他の強制規程(例えばバーゼル条約)との齟齬が生じない書きぶりに修正する(10.4 & 10.5) ことを条件として強制
- 新11章 “(保安要件)” 非強制(SOLAS 等への Cross Reference を除く)
- 新12章 “(積付率換算表)” 非強制
- 新13章 “(関係規程への参照)” 関係規程を理解すべき旨を明記する目的で強制

#### ④ Appendix 2 の強制化の審議

WG において、Appendix 2 の強制化について議論があった。WG 議長は、試験法は各国主管庁で決めることとし、Appendix 2 も強制化すべきとの意見であった。強制化のため、Appendix 2 の Introduction の文が検討されたが、我が国からは、試験法に関する要件は第4章に入れることを提案したところ、審議の結果、第4章に文を入れることとなり、Appendix 2 は非強制となった。

#### ⑤ BC Code 強制化のための SOLAS 条約第 VI 章及び第 VII 章の改正 (DSC 11/5)

##### (i) プレナリーにおける審議 (WG 設置前)

CG 報告(DSC 11/5)の SOLAS 改正案については、特段の意見は無く、審議は WG に委ねられた。また、議題 12 における審議の結果、BLU Code の穀類への適用拡大のため、SOLAS 条約第 VI 章 B 部の表題から "other than grain" を削除する(現在は、Special provisions for bulk cargoes other than grain) ことが合意され、併せて改正案に取り入れることとなった。

##### (ii) WG における審議

議題 12 で決定した改正に加えて、DSC 11/5 ANNEX 3 の改正案に基本的に合意した。改正案は、CG が採択用の書式で用意することになった。

##### (iii) プレナリーにおける審議 (WG 審議後)

WG の結果が口頭で報告され、ノートされた。WG の検討内容は、次回会合(DSC 12)で審議することとなった。

#### ⑥ BC Code への免除規定の追加

オーストラリアは、BC Code への免除規定の追加を提案し(DSC 11/5/2)、これについては、基本的に合意された上で、WG に検討が委ねられた。WG で検討した結果、BC Code 第 1 章に取り入れることになり、詳細は CG で検討することとなった。

#### ⑦ 貨物の個別スケジュールにおける固定式消火設備に関する記述の改正 (DSC 11/5/2)

MSC/Circ.1146(固定式ガス消火設備の免除に関する指針)に関連する BC Code の改正提案(DSC 11/5/2)は、WG に審議が委ねられた。WG では、我が国が MSC/Circ.1146 の位置付け

を説明し、強制要件である BC Code 附録 1 (貨物の個別スケジュール) に、MSC/Circ.1146 の内容を取り入れることは、SOLAS 条約 II-2/10.7.1.4 要件と矛盾する旨を説明し、理解された。そのため、MSC/Circ.1146 に基づく貨物の個別スケジュールの改正は行わないこととなった。

⑧ BC Code の書き直し

BC Code は、各種の議論を踏まえ、強制化のために CG で書き直しを行うこととなった。

⑨ (9) 今後の予定及び対応

本件については、議題 5 と併せて、日本及びオーストラリアを Co-ordinator とする CG が設置された。付託事項 (順不動) は以下のとおりである。

- (a) シードケーキ貨物のスケジュールの分類を検討し、説明の記述を UN 1386 (b) のスケジュールに追加する
- (b) 貨物の証書に関する要件を整理し、必要な改正を行う
- (c) 荷繰りは全ての貨物には不要であることを考慮し、5.1 節を書き直す
- (d) MSC/Circ.663 に基づき、貨物の標準申告書式を作成し、第 4 章に入れる
- (e) DSC 11/5/1, Annex 7 に基づき、第 9 章を書き直す
- (f) DSC 11/5/1, Annex 6 に基づき、BC Code と SOLAS 条約における通風要件の不整合を検討し、必要に応じて、改正案を用意する
- (g) DSC 11/5, Annex 3 及び DSC 11/12 に基づき、SOLAS 条約第 II-2 章、第 VI 章、第 VII 章の改正案を用意する
- (h) DSC 11/5, Annex 1 に基づき、カギ括弧内の文を検討し、前書きを完成させる
- (i) BC Code の第 1 章に DSC 11/5/2 に基づき、免除及び同等性の要件を入れる
- (j) BC Code の第 1 章に DSC 11/5, Annex 2 に基づき、カギ括弧内の文を検討し、一般要件を完成させる
- (k) 第 6 章、第 7 章 (7.2 節)、第 8 章及び第 10 章 (10.4 節&10.5 節) を書き直す
- (l) DSC 11/4/1, Annexes 3 & 4 を勘案して、BC Code の各種不整合を特定し、改正案を用意する
- (m) 4.1.3 節 (試験法 (Appendix 2) に言及する節。Appendix 2 は非強制) を完成させる
- (n) 第 11 章 (保安要件) を取り入れる
- (o) DSC 12 での承認のため、BC Code の改正案を用意する

(6) 海難・事故報告及びその分析 (議題 6 関連)

① RICKMERS GENOA 号の爆発事故 (ドイツ : DSC 11/6)

ドイツは、2005 年 5 月の RICKMERS GENOA 号の爆発事故を受け、以下に掲げる事項について提案を行った。

- (i) 蒸留水を使用したクラス 4.3 の国連試験は、海上運送における危険物を評価するうえで適当か?
- (ii) 非開放型コンテナに収納されたクラス 4.3 を積載する貨物区域において、機械式通風装置 (防爆型) の設置は必要か?

本件については、米国及びカナダより、国連試験方法は国連で審議すべきであることが指摘され、ドイツに対し、国連に提案するよう要請するとともに、通風装置の設置については、ドイツが今後更なる調査・検討を行うこととなった。

② 危険物が収納された損傷コンテナによる事故 (カナダ : DSC 11/6/4)

バンクーバーでの危険物が収納されたコンテナの落下事故について、その事故原因がコー

ナーポケットの過度の磨耗等あるものと考えられることから、ACEP に基づく試験項目の1つとして、コーナーポケットの状態検査を含めるべきとの報告が、カナダよりなされた。しかしながら、ISO から事故原因は写真を見る限り、明らかにオーバーロードであって、コーナーポケットの摩耗以外にも原因であると考えられるとの意見が出されたことから、次回会合において再度カナダより、事故原因及びその対策方法（どのようにコーナーポケットを検査するのか）等について改めて報告されることとなった。

### ③ 危険物を収納したコンテナの検査（CIP）の結果報告

DSC11/6/1（カナダ）、DSC11/6/2（ベルギー）、DSC11/6/3（イタリア）、DSC11/6/5（スウェーデン）、DSC11/6/7（韓国）、DSC11/6/8（米国）、DSC11/6/9（チリ）及び DSC11/6/10（事務局）に基づき、CIP の結果報告が行われた。CIP は合計 25,000 個のコンテナについて実施され、その内 32%に欠陥があり、欠陥の多くは標識や書類の記載不備等に基づくものである旨事務局より報告され、今後 CIP は本年 6 月に出された MSC.1/Circ.1202 に基づき行うことがリマインドとされた。

また、DSC 9 で合意され、MSC79 で承認された MSC/Circ.1147（packaged dangerous goods を輸送するコンテナ／車両の検査に関するクエスチョネア）について、前回会合に提出した国が少なかったことから、今回会合に追加提出するよう各国に要請していたものの、提出した国が無かったことが紹介され、各国に対し次回会合に再度追加提出することを求めた。

## (7) 海上保安強化のための措置（議題 7 関連）

### ① DG の設置

本件については、DG が設置され審議された。DG は、プレナリーが開かれていない時間に開催された。

### ② BC Code への保安要件の取り入れ（DSC 11/7）

DG の作業では、IMDG Code の保安要件（第 1.4 節）をベースに DSC 11/7 Annex 1 に若干の修正が加えられた。DG による草案が BC Code の WG で審議された。保安要件は、BC Code の新 11 章として、非強制要件として取り入れられることとなった。

### ③ MSC/Circ.675 への保安要件の取り入れ

DG は DSC 11/7/1 に基づき、港湾地域における危険貨物の安全運送等諸活動のための勧告（MSC/Circ.675）への保安要件の取り入れを検討した。IMDG Code の保安要件については、言及するのみ（全文を掲載することはしない。）とした上で、「第 5 章－保安要件」の追加等、改正案を作成した。DSC 11/7/1 からの改正案の変更点については、DSC 11/WP.3 Annex 1 を参照されたい。

### ④ MSC/Circ.787 への保安要件の取り入れ

DG は、DSC 11/7 Annex 2 に基づき、貨物輸送ユニットへの貨物の収納に関する IMO/ILO/UNECE 指針（MSC/Circ.787）への保安要件の取り入れを検討し、改正案（Scope の改正）を作成した。（DSC 11/WP.3 Annex 3 参照）

### ⑤ 今後の予定

BC Code の保安要件（新 11 章）は、BC Code 関係の CG で、改正案に取り入れられ、DSC 12 で審議される予定。MSC/Circ.675 及び MSC/Circ.787 は、承認のため MSC 82 に送付される。本議題で予定していた作業は終了したため、本議題は、作業計画から削除された。

## (8) コンテナの構造上の重大欠陥に関するガイダンス：重大欠陥の報告手順（議題 8 関連）

事務局より、コンテナの重大欠陥の報告手順が盛り込まれた MSC/Circ.859 の改正版が

MSC.1/Circ.1202 (2006年6月14日付)として発行されたことが報告され、ノートされた。今回  
会合には特段の提案が無かったことから、本議題の作業は今回をもって終了し、小委員会の作業  
計画から削除されることとなった。

**(9) SPS Code の見直し (議題 9 関連)**

事務局が準備した火薬類の積載に関する SPS コードの抜粋 (DSC 11/9) が検討された。議長よ  
り、検討の結果、来年 5 月に開催される E&T グループで審議を行い、その後、小委員会での審  
議を行うことが提案され、これが合意されたが、英国より、火薬類に限定する理由はなく、他の  
危険物も含め、IMDG コードが適用されるべきとの発言があった。

**(10) CSS Code の改正 (議題 10 関連)**

スウェーデンより提案文書 (DSC11/10) に基づき、CSS コード Appendix 4 に規定されている  
「RO-RO 船に積載される Road Vehicle の固縛方法に関する指針」の改正提案があった。同提案  
では固縛装置が十分な伸張性を有していれば、指針に定める「MSL は 100kN を下回らないこと」  
という要件は不要としていたが、重い車両について十分な強度が確保できるのか懸念がある等の  
理由からノルウェー、ドイツ、英国、リベリアが反対し、WG において議題 13 とともに検討さ  
れることとなった。

WG では、本件を主管庁承認にしてはどうかとの英国の妥協案が検討されたが、ノルウェーよ  
り主管庁承認とした場合には、一部とは言え CSS コードを強制化することになるので認められ  
ないとの発言があり、最終的に現行の規定 (MSL=100kN) は残したうえで、15 トンを超えない  
車両については MSL を緩和することができるとする Appendix 4 改正案が取りまとめられた。

本件は、議題 13 に関連して設置された CG で引き続き検討され、次回会合に報告されるこ  
ととなった。

**(11) LHNS 及び OSV ガイドラインの見直し (議題 11 関連)**

新 OSV Guidelines 案 (A.469(XII)の改訂版) 及び LHNS Guidelines 改正案 (A.673(16)改正案)  
が収録された LHNS 及び OSV ガイドラインの見直しに関するコレスポネンスグループの報告  
書が審議され、特段の検討は無く承認された。本議題の作業は今回をもって終了したことから、  
小委員会の作業計画から削除することが合意された。

**(12) BLU Code の穀類への適用拡大 (議題 12 関連)**

① SOLAS 条約第 VI 章の改正

BLU Code の穀類への適用拡大のため、SOLAS 条約第 VI 章 B 部の表題から "other than grain"  
を削除する (現在は、Special provisions for bulk cargoes other than grain) との改正案 (DSC 11/12,  
paragraphs 7 & 10) が合意され、条約改正案は BC Code の WG が作成する条約改正案に取り入  
れられることとなった。改正案作成作業は CG に送られた。

② BLU Code 及び MSC/Circ.1160 の改正

BLU Code の適用範囲を穀類に拡大するための BLU Code の改正案 (DSC 11/12, paragraph 3)  
が合意された。また、この改正に呼応した MSC/Circ.1160 「ターミナル代表者のための固体ば  
ら積み貨物荷役マニュアル」の改正案 (DSC 11/12, paragraph 6) が合意された。

③ 貨物申請資料の書式

新しい BC Code に合わせた貨物申請資料の書式を作成することが合意され (DSC 11/12,

paragraph 4)、さらなる検討は BC Code の WG に委ねられた。

④ 改正 BLU Code 及び改正 MSC/Circ.1160 と BC Code の関係

改正 BLU Code 及び改正 MSC/Circ.1160 と BC Code の関係について審議した (DSC 11/12, paragraph 8)。我が国は、これらの文書を BC Code に取り入れるよりも、BC Code のサプリメントとして同時に刊行することが望ましいとの意見を述べ、合意された。

⑤ 今後の予定

SOLAS 条約第 VI 章の改正案は、BC Code 関係の CG で作成される改正案に組み込まれ、DSC 12 から、承認のため MSC 83 に送られ、MSC 84 で改正 BC Code とともに採択される予定。BLU Code (第 20 回総会決議 862 号) 及び MSC/Circ.1160 の改正案は、採択及び承認のため、MSC 82 に送付される。

BC Code の改正 (来年、小委員会で作成案を作成する予定) に合わせて、BLU Code 及び MSC/Circ.1160 をさらに改正する必要があるため、作業の目標年は 2008 年に延長された。

(13) コンテナ荷役時の安全作業環境整備に関するガイダンス (議題 13 関連)

CG の Co-ordinator である英国より CG レポート (DSC11/13) が報告された。このうち、同レポートの para 5 および para 6 に関連して、コンテナ船での固縛作業への安全アクセス及びおよびそのための新しいコンテナ船のデザインに関する検討を DE および NAV に要請することとした。プレナリーでは、それ以外に特段の審議は行われずに WG において検討が行われた。

WG では CG レポートに基づいて検討が進められた結果、今後の検討のベースとなる叩き台が作成され、CG での検討を継続した上で、次回の DSC 12 に文書にて報告することとなった。以上について、WG 議長より口頭でプレナリーに報告され了承された。これに伴い、Target Date も 2007 年に延期された。

WG では、今後のコレポンでの検討のベースとなる叩き台 (Draft Report to DSC12) が作成されたが、文書化する時間がなく、後日 WG 議長より WG メンバーに対してメールにて送付されることとなった。なお、同叩き台のベースは CG レポートであり、多くの意見は港湾労働者を代表する ICHCA より提案されている。従って、取りまとめられた叩き台の内容は労働者側の意向が色濃く反映されており、バランスを欠いていることから、労働者側の意見ばかりでなく、政府も含め、他の利害関係者である船主、船級協会、造船所、ハッチカバーや固縛装置のメーカーなど幅広い意見を反映させるべきだとの意見が多数出された。

WG における検討の結果取りまとめられた叩き台の概要は以下のとおり通りであるが、これらの内容は一切合意されたものではなく、今後の CG において検討が継続されることとなる。

① Guidelines for preparation of CSM(MSC Circ.745)の見直し

この指針は、CSS コードの Appendix 2 を構成しているものであるが、新たに Chapter 5 として「Cargo Safe Access Plan(CSAP)」を追加し、コンテナ固縛作業に当って安全なアクセスを確保するための規定を盛り込むこと、また、この計画は CSM の一部として主管庁または Recognized Organization (RO) の承認を受けること、等とされている。

② CSS Code (A.714(17)) の New Annex として追加する「コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンス」

CG レポート (DSC11/13) ANNEX2 (Draft New Annex to CSS Code) の項目を追加したうえで、主に同レポート ANNEX1 (DSC10/WP4) に列挙されているコメントの中から、それぞれの項目を構成する具体的な要件が抽出されているが、表現等も含め内容は検討されていない。また、同ガイダンスの強制化を DSC より MSC に要請すること等とされている。

(14) 船内における殺菌殺虫剤の使用に関する勧告の見直し（議題 14 関連）

英国から提出されたコンテナのくん蒸を行うにあたって必要な情報を包括的に取りまとめた文書（DSC 11/14）の検討が行われ、同文書の内容が概ね合意された。また、ドイツから、ばら積み貨物を対象としたくん蒸に関する提案文書を準備中であり、DSC 12 に提出する予定であることが報告された。これら意見交換の後、小委員会は、今回は本件に関する詳細な検討は行わずドイツからの提案を待って次回会合で検討を続けることに合意した。

(15) SOLAS 及び 2000HSC Code における個品危険物に関する要件の適用（議題 15 関連）

本議題は、日本提案により今回会合より開始された議題であり、FP 小委員会が主担当である。日本は、MSC 80/23/3 及び MSC 81/23/5 に基づき、SOLAS 条約第 II-2 章第 19 規則 19.3 表等、危険物に関する要件の適用の見直しの必要性について説明した。英国は、陸上事業者の混乱を懸念されるため、引火点の改正（摂氏 61 度→60 度）以外は不要との意見を述べたが、英国の意見は合意が得られず、日本を Co-ordinator する CG で、改正案を検討することとなった。

C.G.への付託事項は以下のとお通りである。

- (a-1) Class 9 の二物質、UN 2211「プラスチックビーズ（発泡成型用のもので、引火性蒸気を発生するもの）[ポリスチレンビーズ等]」及び UN 3314「プラスチック成型用コンパウンド（塊状、シート状、縄状のものであつて引火性蒸気を発生するもの）」への SOLAS 条約 II-2/19.3.4.2 規則（防爆ファンの使用）の適用（現在は適当されていない）について検討し（DSC 11/3, Paragraph 12.3）、今後の作業について小委員会に助言する
- (a-2) 2000 HSC Code については、DE 49 で改正案が作成され、2000 HSC Code の改正は DE 小委員会の議題からは削除されたことに鑑み、今後の 2000 HSC Code 改正作業の進め方について検討し（DSC 11/3, Paragraph 12.5）、今後の作業について小委員会に助言する
- (b) MSC 81/23/5, Annex 1 の案を検討し、SOLAS 条約第 II-2 章第 19 規則 19.3 表の改正案を作成する
- (c) SOLAS 条約第 II-2 章第 19 規則 19.3 表の改正案に基づき、2000 HSC Code 第 17-1 規則 17-1.3 表の改正案を作成する
- (d) 改正 SOLAS 条約第 II-2 章と 2000 HSC Code の現存船への適用について検討し、MSC/Circ.1027（適合証書の書式）の改正案を用意する

(16) 作業計画及び DSC12 の議題（議題 16 関連）

① 作業計画

MSC81 により合意された作業計画に、今回会合における進捗を勘案して若干の修正が加えられた作業計画が議長により提示され、ほぼ原案どおり承認された。

② DSC 12 の議題

MSC82 に承認のため送られる次回会合の議題及び WG/DG は以下のとおりである。

- 議題 1 議題の採択
- 議題 2 他の IMO 機関の決定
- 議題 3 危険物輸送についての UN 勧告と IMDG コードの調和を含む IMDG コード及び追補の改正
- 議題 4 固体ばら積み貨物の特性評価を含む BC コードの改正
- 議題 5 BC コードの強制化
- 議題 6 海難、事故報告及び分析
- 議題 7 SPS コードの見直し

- 議題 8 CSS コードの修正
  - 議題 9 穀物を追加するための BLU コード適用の拡大
  - 議題 10 コンテナの保安に必要な安全な作業条件を備えるためのガイドラインガイドライン
  - 議題 11 船内での殺虫剤の安全な使用に関する勧告の改正
  - 議題 12 SOLAS 及び 2000 年 HSC コードにおける個品危険物に関する要件の適用
  - 議題 13 防護服に関するガイダンス
  - 議題 14 作業計画と DSC13 の議題
  - 議題 15 2008 年の議長及び副議長の選出
  - 議題 16 その他
  - 議題 17 海上安全委員会への報告
- WG/DG

- 1: BC コードの改正と強制適用
- 2: SOLAS 及び 2000 年 HSC コードにおける個品危険物に関する要件の適用
- 3: コンテナの保安に必要な安全な作業条件を備えるためのガイドライン
- 4: 船内での殺虫剤の安全な使用に関する勧告の改正

(17) 2007 年の議長及び副議長の選出 (議題 17 関連)

MSC の手続き規則に従って、2007 年の議長及び副議長は、それぞれ現職の Mrs. Olga Pestel Lefèvre (仏) 及び Capt. Juan P. Heusser (チリ) が再選された。

(18) その他の議題 (議題 18 関連)

① 危険物輸送に関する世界条約 (DSC 11/17)

事務局より、国連危険物輸送専門家委員会における危険物輸送世界条約に関する検討状況が報告され、特段の審議はなくノートされた。

② IMDG コードの実施に関するトレーニングコース (DSC11/18)

事務局より、2002 年から 2006 年 12 月までに海上安全の IMO 促進プログラムの下に開催された又は予定されているトレーニングコースが紹介されノートされた。

③ 水と反応する物質の消火設備及び積載方法 (DSC 11/18/1)

水や消火媒体である CO<sub>2</sub> と激しく反応する物質の危険性及びその危険性に基づいた積載要件、容器要件等を検討すべきとしたドイツ提案については、ドイツから今後 MSC に小委員会の新たな作業計画として提案を行うことが説明されノートされた。

\*\*\*

### 付録 1.3 第 10 回 BLG 小委員会審議概要

(議題 3 関連：ケミカル物質の安全及び汚染危険性の評価並びにその結果による改正の準備)

#### 1 会合の概要

(1) 平成 18 年 4 月 3 日～7 日 (ロンドン IMO 本部)

(2) 参加国又は機関

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、豪、バハマ、ベルギー、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キプロス、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ギリシャ、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ケニヤ、リベリア、マレーシア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、蘭、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、トルコ、ツバル、英、米、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、香港、EC、ICS、IUMI、ICFTU、CIRM、IAPH、BIMCO、IACS、ICHCA、CEFIC、OCIMF、FOEI、IFSMA、INTERTANKO、IUCN、SIGTTO、DGAC、ICCL、EUROMOT、IPIECA、IPTA 及び IBTI

(3) 議長等

議長：Mr. Z. Alam (シンガポール)

副議長：Mr. S. Oftedal (ノルウェー)

#### 2 審議概況

(1) プレナリーでの審議

第11回化学品の安全および汚染危険性の評価に関するWG (ESPH) の報告書 (BLG10/3、以下「報告書」という。) に基づいて審議が行われた。主なものは以下のとおりである。

① 植物油について

米国は大豆油とひまし油に関するセーフティハザードについての根拠の説明を要請した。これに対し、ESPH作業部会議長は作業上の危険性の説明し、当該説明をノルウェー、英国等が支持し米国は了解した。

② バイオ燃料の取扱について

英国は提案内容を説明し、附属書I及びIIの適用の区別について将来BLGで討議すべきとした。これをシンガポール、マレーシア、パナマ及びアルゼンチン他が支持し全会一致で合意が得られ、英国は次回海洋環境保護委員会に作業項目として提案することとなった。

当該燃料は、現在、輸送量が増加しつつあり、当面、バイオの含有量15%を境として、附属書I及びIIの境界線とするという考え方に、小委員会は合意した。

③ バハマ提案のコールタールピッチ輸送の経過措置提案は取り下げられた (附属書II/第4.1.1規則及び第4.1.2規則の適用除外規定により、既存船は免除されるため)。

(2) WGでの審議

Mrs. M. C. Tiemens-Idzinga (オランダ) を議長とするWGが設置され、小委員会からの付託事項に基づき審議が行われた。審議結果の概要は次のとおりである。

① 新規物質の審議

オランダから提案された3物質（BLG10/3/4～6及びINF.2、3、4）について合意された。

② 植物油の最終的な取扱について（BLG10/3/3）

(イ) FFA（Free Fatty Acid：遊離脂肪酸）のコンテンツについて、明示された数値が現在流通している当該貨物の最大値であるという前提でFFAの制限に関しては物質名に取り入れない（制限をなくす）こととなった。

(ロ) GESAMPハザードプロファイルの項目でC1～C3に1、若しくはそれ以上の数字が付されたものは、改正IBCコードのd欄で、「S」が付されることとなった。

(ハ) 植物油の17章のl欄の消火剤等はA、B、Cとすることとなった。

上記（イ）～（ハ）は日本及び英国の共同提案であり、いずれも受け入れられた。

③ 菜種油についてはエリカ酸の濃度にかかわらず「菜種油」と一本化され、同義語リストにHIGHエリカ酸及びLOWエリカ酸が記載されることとなった。

④ MEPC.2 CIRC.のリスト1Bについて、本会議終了後、将来の改正に備えてリストを作成しBLG CIRC.として回章されるとともに次回改正（案）として、次回MSC及びMEPCの承認を得ることとなった。

⑤ MEPC.2 CIRC.リスト2の提案締め切りについては2006年9月末日が事務局から示され合意された。

⑥ GESAMP HPにおけるA1項のInorgと表記されていることは誤りであると認められ、レーティング数値が入ることとなった。また、A2項におけるInorgの考え方については、GESAMPがRとNRの表記にし、E2項においてSがついた場合にInorgであるものについてはその旨表記することとなった。

⑦ BLG10/3 ANNEX 2の物質の運送要件について、事務局よりドラフトが提出され検討の後、若干の修正が加えられ合意された。

⑧ 物質単体としての運送は行われぬ物質であって、汚染分類及び船型要件を決定する場合の計算のみに使う物質については、MEPC.2 CIRC.現行 ANNEX 7（改正後のANNEX 5）にGESAMP HPの6項目及び船型を記載することで合意した。当該データはESPH12に報告されることとなった。

⑨ 植物油の同義語については、これをIBCコード19章物質から除き、新たにMEPC.2 CIRC.リスト6に入れることとなった。

⑩ ベンゼンの混合物に関して、分解ガソリンのようにベンゼンが含まれているものについてはそれを明確にすることが合意された。

⑪ LHNS（transport and handling of limited amount of hazardous and noxious liquid substances in bulk）のガイドラインに関する審議が行われ、次回DSCにおいても引き続き審議されることとなった。

⑫ 船積み書類（BLG10/3 ANNEX 4）にIBC17章又は18章若しくはMEPC.2サーキュラーのリスト1に記載された正式品名を記載することを合意し、その旨を踏まえたBLG CIRC.が作成された。

⑬ Urea/Ammonium nitrate solution（containing aqua ammonia）の取扱について、Ammoniaの濃度を実際に即して1%未満と表記すべきと提案があり、了承された。なお、濃度が異なる場合は、別途報告すべきこととなった。

⑭ IPTA（International Parcel Tankers Association）提案の商品名と物質名を明確にするための船積み書類（BLG10/3/8）について、様式の修正を行った。また当該書類は強制力を持たない見本とすることが合意された。

- ⑮ MEPC.2 サーキュラーが年 1 回の報告であるため現行 IBC コードから DATA 不足のために削除された物質を新たにコードに取り入れるための 2009 年までの措置として、BLG サーキュラーを発行することが合意された（取り扱われる物質は、MISSING DATA 物質で新たに DATA が報告され査定が承認された物質、新しい IBC コードが承認された後の新規物質及び改正 IBC コードの見直しによって取扱が変更された物質）。
- ⑯ 現行の IBC コードにある物質でデータが足りないために GESAMP/EHS による再評価が行われず、改正 IBC コードから削除される物質を運送しようとする場合には三国間協議が必要となるが、GESAMP/EHS にデータを提出した旨の確認ができない限り協議を行わないこととなった。
- ⑰ 1973 年の公法条約プロトコールで定められていた有害液体物質の評価の定義を改正 MARPOL 附属書 II 及び GESAMP の HP に合致させることが合意された。

(3) プレナリーでの審議

WG の報告書が審議され、特段の議論もなく報告書が承認された。

\* \* \*

## 付録 1.4 BLG 小委員会第 12 回 ESPH 作業部会審議概要

### 1 会合の概要

(1) 平成 18 年 9 月 4 日～8 日（英国サザンプトン MCA）

(2) 参加国又は機関

ベルギー、フィンランド、仏、独、日本、マレーシア、メキシコ、蘭、ノルウェー、パナマ、シンガポール、スウェーデン、タイ、クック諸島、IAPH、ICS、INTERTANKO、IPTA 及び CEFIC

(3) 議長等

議長：Mrs M.C. Tiemens-Idzinga（蘭）

日本からの参加者： 岡村 敏（(財)日本船舶技術研究協会）

（敬称略） 関口俊秀（東京工業大学）

石綿雅雄（(社)日本化学工業協会）

濱田高志（(社)日本海事検定協会）

### 2 審議概況

(1) 新規物質及びデータの不足した既存物質の評価

日本から提案のあった 4 物質も含め 32 物質の新規提案があったが、CEFIC が提案を取り下げた 1 物質（ESPH12/2/32）を除き若干の修正を行った後、全ての物質が承認された。この結果はこれらの物質は MEPC.55 で検討される IBC コード改正案及び MEPC.2/Circ.12 の List 1（下記(3)参照）に掲載されることになった。

なお、Cocoa butter の運送用件中、温度制御に関する特別要件は削除することとなった。また Maltitol Syrup の品名は Maltitol 溶液と変更され Maltitol Syrup という名称は Synonyms に入れられることとなった。植物性蛋白質（Vegetable Protein Solution (hydrolysed)）は日本から GESAMP/EHS に再評価を依頼し A2 項が R であることが合意された。その結果本物質は汚染分類が Z、船型 3 から OS、船型 NA になった。

Creosote (Coal tar) は GESAMP/EHS（2004 年）の評価では A1 が 4、B1 が 4 となっており船型 1 となるところであった。そこで GESAMP に再評価を求め、日・欧・米から 28 のサンプルの組成が提出されたが 6 月に開催された EHS の会合では結論が出ず、GESAMP/EHS 議長と魚毒性の専門家のメンバーに評価を依頼し、議長に今回の ESPH に口頭で報告することが求められていた。その報告によれば 28 サンプルのうち B1 が 3 になるものは日本から提出された 2 サンプルのみで他の 26 サンプルは 4 であり、一方サンプルの 70%の A1 の値は 3 であった。これに基づき ESPH 議長の提案により GESAMP HP の A1 項は 3 と評価するということになり、船型は 2 とすることが合意された。

(2) タンク洗浄剤

日本提案の 1 物質を含め全部で 44 物質の評価が行われ 17 物質が不適当とされて却下された。却下された理由は必ずしも環境影響の基準に満たさないことではなく、その用途がタンク洗浄剤とは認められないものもあった由である。日本提案の物質は用途確認のうえ承認された。

なお、タンク洗浄剤の評価ための出願書式についての検討が行われ、従来の A から X 相当の評価の判断基準として GESAMP HP のうち A1、A2、B1、D3 のデータが必要であることが

確認された。

(3) MEPC.2/Circ の見直し

毎年 12 月 17 日付けで発行し IBC コードの補完する役目をもつ Circular 案の見直しが行われた。同 Circular (MEPC.2/Circ.12) は本年 12 月 31 日付けで発行される予定であり、その構成は以下のとおりである。

Annex 1 (List 1): 改正 IBC コードの採択以降に承認され次期 IBC コード 17 章又は 18 章含まれることが合意された物質及び新たに三国間協議の成立が報告された物質の表

改正 IBC コードの物質名または運送要件 (決議 MEPC.119(52)、決議 MSC.176 (79)) と MEPC.2/Circ.12 の List 1 に記載されたものに差異がある場合には MEPC.2/Circ.12 が優先することが MEPC 及び MSC で合意されている。IBC コードの改正にかかわる物質については本作業部会の報告書の Annex 2 に収録されており、MEPC55 において IBC コードの改正として承認され、2007 年 5 月の MSC 及び 7 月開催の MEPC で採択されることとなっている。

Annex 2 (List 2): 汚染物質のみの混合物の表

現時点では 7 物質しか報告されていない。

なお、日本から出された物質 (Ecorol 24) については報告会社の記載がないことが指摘されたが、日本は物質の評価を会社に委任してはいないことから空欄のままとなることがなった。

Annex 3 (List 3): 安全危険性を含む混合物の商品名の表

現在のところ記載物質はない。

Annex 4 (List 3): 未査定物質を含む混合物の表

現在のところ記載物質はない。

Annex 5 (List 5): 混合物の計算用のみに使用され物質の表。

現在のところ記載物質はない。

Annex 6: 動植物油の同義語 (synonym) の表

今回マレーシア及び英国より synonym の提案があり、多少の変更ののち承認された。植物油のエステル交換油を IBC コードに載せることになり、英語の単数・複数の問題からこれの元が混合油であるかどうか議論になり混合油であることが確認された。従って単一植物油のエステル交換油は夫々の油の synonym として残すこととなった。

Annex 7: 各国の略号。(Annex 1 に使われている。)

Annex 8: 三国間協議に係る各国主管庁の連絡先一覧

Annex 9: 特定の国が、その国に代わって混合物の計算を行い IMO 報告すること承認した者の一覧表

Annex 10: 承認されたタンク洗浄剤の表

なお、従来あった潤滑油添加剤の表 (Annex 11) は削除された。

Circular 発行日

日本から本サーキュラーを 12 月 31 日以前のできる限り早い時期に発行できないかとの要請を行ったが手続き上困難であり同日付けにて発行されることとなった。

\*\*\*

## 付録 2 UNCETDG&GHS 等審議概要



付録 2.1 第 29 回国連危険物輸送専門家小委員会提案文書概要

前回からの持ち越し提案

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
05/11 (スペイン) (2)	改訂通気管試験 (試験 8 (d))	<p>試験 8 (d) は、タンク輸送における物質の安定性を評価する試験であるが、議論を呼んでいる。中でも試験方法に物質の昇温率が規定されていないことが問題となる。これはこの試験の再現性が悪く、試験結果に差異があることでも説明できる。豪州は多くの改訂通気管試験 (8d 試験) を実施し、2001 年にはその内容を ANE W/G に報告した。本提案は、豪州が提案した試験法を基に策定した。本試験の改訂概要は次のとおり。</p> <p>(1) 基本的判定基準は現行試験 8 (d) のままとする：パイプの破損は結果を＋とし、タンクによる輸送禁止。</p> <p>(2) 試験方法はより簡便に定量的に規定した。通気孔の径は、85mm (現行 78mm) とし、昇温率は <math>3.3 \pm 0.3 \text{ K/min}</math> とする。</p> <p>(3) 試験は 2 回実施し、1 回目で試験結果が＋となれば、以後の試験は不要とする。試験法の詳細は省略した。</p>	適宜	採択 (修正) 改訂通気管試験を現行 8d 試験の代替試験として試験マニユアルに加える。 (通気孔の径 (85mm) については次回検討の上決定する。) (INF. 65)
05/29 (ドイツ) (2)	HOBt の分類	<p>1-hydroxybenzotriazole, anhydrous (HOBt) は、ペプチド結合試薬として長年にわたり世界中で使用されているが、この化合物が密閉化の加熱又は機械的刺激により爆発性を示すことはあまり知られていない。UN 試験 C.1 によれば本化合物は非常に急速な伝爆性を有している。UN 試験法に基づく本化合物の試験は BAM で実施され、その結果を Annex 1 に、新物質分類のためのデータシートを Annex 2 にそれぞれ添付した。本化合物の危険物リストへの追加を次のように提案する。</p> <p>Proper shipping name : 1-Hydroxybenzotriazole, anhydrous                      Class or Division : 1.1D                      UN number : xxxx Concentration : 100 %                      Subsidiary Risks : (-) Special Provisions : (-)                      Packing Method : Packing instruction 112 (c). Special packing instruction PP48:                      For UN Nos. 0504 and xxxx, metal packagings shall not be used</p>	賛成	採択 (修正) 水分含有率 (20%) を基準に Class 1 と 4.1 に区分する。 (INF. 65)
5/43 (PRBA) (6a)	リチウムイオン電池提案に関する検討問題	<p>PRBA は、27SCETDG での提案 (05/13) についての意見に応え、共に今回合会での検討を容易にするため、リチウムイオン電池 (LIB) に関する 3 つの提案 (05/44, 05/45 及び 05/46) を準備した。本提案は、LIB の危険性状、構造、輸送上の安全性等について説明している。モデル規則の改正に関する提案は夫々上記 3 つの提案に示されている。</p>	資料	説明資料

5/43 (PRBA) (6a) (続き)	リチウムイオン電池提案に関する検討問題	<p>(1) LIB とは：LIB にはモデル規則に定める通常の危険物のような化学的危険性を有せず、危険性はその有するエネルギーにより、危険の度合いは充電量 (SOC) により、非充電の状態では熱的に安定しており、他の危険性もない。LIB にはリチウム電池のように金属リチウムを内蔵しない。その定義は試験マニュアル 38.3.3.2 に示されている。</p> <p>(2) 短絡危険：実施した試験結果から、輸送上問題となるような内/外部短絡危険はない。</p> <p>(3) 火災試験結果：LIB の火災に対して特に使用する消火剤の制限はない。</p> <p>(4) その他：LIB の事故例は過去 1 件のみ。SP188 を適用する LIB には表示がある。</p>	賛 成	不採択 (1 (日本) : 多数)
05/44 (PRBA) (6a)	リチウムイオン電池の SP188 の改正	<p>PRBA は、27SCETDG における PRBA 提案 (05/13) に対する検討を踏まえ、リチウムイオン電池 (LIB) の量的制限に関する修正提案を作成した。現行 SP188 は、LIB の適用除外量として、単電池で等価リチウム量 (LC) 1.5g 以下、組電池で総等価リチウム量 (ELC) 8g としている。最近における携帯用電子機器の容量増加の要請は強く、より大型の LIB の需要が大きくなってきている。PRBA はこの要請に応え、かつ、その輸送の安全を維持又は増強する代替案を提案する。LIB の危険性は他の危険物と異なり、有するエネルギー (電力) であることから、LC ではなく「ワット時」(Wh) に置き換える。この場合 ELC2g は 25Wh、ELC16g は 200Wh に相当する。</p> <p>更に、現行 SP188 は満充電の状態での輸送を認めているが、我々の研究では充電深度 (SOC) によりエネルギー減少が明確となっている (図参照) ので、輸送時に SOC を 50% 以下とすることにより安全を確保できる。</p> <p>(1) SP188 を次のように改正する。</p> <p>(a) LC1.5g を 25Wh とする。(b) ELC8g を 200Wh とし、LIB は外箱に Wh を表示する。</p> <p>(c) 100mA 以下の LIB を除き SOC を 50% 以下とすること (新規規定)。</p> <p>(d) LIB に係わる関連修正をする。</p> <p>(2) 試験マニュアル 38.3.3.2 に SOC の定義「SOC とは、充電又は放電後の単電池又は組電池の有効容量を定格容量の%で表したものをいう。」を加える。</p>	賛 成	不採択 (1 (日本) : 4)
05/45 (PRBA) (6a)	リチウムイオン電池の新エントリ	<p>リチウムイオン電池 (LIB) の輸送量は増大しており、これを輸送する場合に現行のリチウム電池に関するエントリ (UN3090/3091) では、制限量等に異なる規定があるので何れの規定を適用するか判断が複雑になっている。輸送要件の異なる物品のエントリは区別し、容易に判別できるようにする必要があると考え、次のように提案する。</p> <p>(1) 次のエントリを加える。</p> <p>UN XXXX LITHIUM ION BATTERIES (including lithium ion polymer batteries) and UN YYYY LITHIUM ION BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT or UN YYYY LITHIUM ION BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT.</p> <p>(2) 関連提案として SP188 を改正する (04/44 参照)。</p> <p>(3) SP310 の “lithium cell” を “cell” に改める (2 箇所)。</p> <p>(4) P903 の “lithium cell” を “cell” に改め (2 箇所)、追加要件として「100mA 以下の LIB を除き SOC を 50% 以下とすること」を加える。</p>	賛 成	不採択 (1 (日本) : 4)

5/46 (PRBA) (6a)	リチウムイオン 電池における Whの使用	<p>LIB 適用除外量等に用いられている総等価リチウム量 (ELC) は、従来の金属リチウム電池のリチウム量の同等量として考えられ、電流量 (Ah) の 0.3 倍とされた。Ah の使用は単電池の場合には問題がないが、組み電池の場合には単電池の接続方法 (直列か並列) により、その値が大きくなる。現行は、組電池の ELC を内蔵する単電池の ELC の和としているが、この点が問題である。一方、「ワット時」(Wh) は広く理解されている技術用語であり、単電池の組電池への組み込み方法の如何に拘わらず正確な ELC がえられる。1.5g の ELC は 18.5Wh に、8g のそれは 98.7Wh に相当する。PRBA は、モデル規則及び試験マニュアルの関連規定の等価リチウム量 (ELC) を「ワット時」(Wh) に替えることを提案する。</p> <p>(1) SP188 を 05/44 の内容に改正する。  (2) 試験マニュアル 38.3 に関連する改正を行う (概要)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新 UN No. XXXX 及び YYYY を加える。</li> <li>・ 大型 (小型) 組電池の定義の 500g を 6200Wh とし、大型 (小型) 単電池の定義の 12g を 150Wh とする。</li> <li>・ 定義に「ワット時値」 “Watt-hour rating” 「ワット時値は単電池又は組電池のアンペア時にその定格電圧を乗じて値をワット時で表したものである。」を加える。</li> </ul>	賛成	<p>不採択 (1 (日本):多数)  但し、SP188 及び試験マニュアルの関連規定の等価リチウム量 (ELC) 値の「g」を「Wh」に改め、「Wh」値を電池の外側ケースに表示する規定を設けることについては同意された。</p>
------------------------	----------------------------	--	----	--

今 日 回 案 提 案

文書番号	表 題	提 案 内 容	対 応	備 考・結 果
06/1 (EIGA) (3)	サルベージ容器	<p>サルベージ容器は、4.1.1.17に規定する条件の下に使用出来る。4.1.1.17の条件には、6.1.5.1.11(サルベージ容器の性能要件)に適合する容器であることが規定されているが、6.1章では圧力容器を認めていない。ガス輸送用のサルベージ容器に関する規定を設け、その要件を6.2章に設けるとともに、その使用規定を4.1.1.17に加えるべきである。</p> <p>(1) (a) 4.1.1.17.1の「6.1.5.1.11」の後に「6.2.1.1.9」を加える。                      (b) 4.1.1.17.3に「損傷又は漏洩容器の内容物は、全量がサルベージ容器に排出した場合の圧力及び容量に制限し、サルベージ容器の圧力はその試験圧力の2/3を超えてはならない。」を加える。</p> <p>(2) 6.2.1.1.9にサルベージ圧力容器規定を設け、6.2.1.1.9.1にその性能要件(承認国の認める容器の設計・構造、ガスに適合した付属品の使用、圧力試験、表示)を規定する。</p>	適 宜	新提案
06/2 (EIGA) (3)	引火性ガスの分類に関する ISO 基準	<p>UN モデル規則は引火性ガスの分類等に ISO 10156:1996 を 2.2.2.1(a) (ii) 及び 2.2.3 で、並びに GHS は酸化性ガス分類等に ISO 10156:1996 を 2.4.4.1 及び 2.4.4.2 でそれぞれ引用している。最近、ISO は毒性及び腐食性ガスの酸化力のより正確な決定基準を新第2部として出版したので、最新 ISO 基準の第2部をそれぞれの勧告で参照することを提案する。</p> <p>(1) UN モデル規則 2.2.1(b) (ii) 及び 2.2.3 (b) の参照 ISO に ISO 10156-2:2005 を、及び (2) GHS 2.4.4.1 及び 2.4.4.2 に ISO 10156-2:2005 を、それぞれ加える。</p>	適 宜	採択 (13:3) (C. 4/06/2)
06/3 (ドイツ) (6b)	感染性病原物質：培養株の定義	<p>現行の「培養株」の定義によれば、全ての生物学的培養株及び病原性微生物はカタゴリーAに分類され、UN2814 又は 2900 となり、輸送における危険性の少ない診断用の培養株(通常の単位輸送量は 10ml 以下である。)が工業用又は科学用の培養株と同じようにカタゴリーAに分類される。現実的な感染性を考慮し、「培養株」の関連規定の改正を提案する。</p> <p>(1) 2.6.3.1.3 を次の趣旨に改める：生物学的培養株は、微生物の培養により得られた菌であり、「診断用の培養株」又は「工業用又は科学用の培養株」に区分される。</p> <p>(2) 2.6.3.2.2.1 の表中 <i>Escherichia coli</i>, <i>verotoxigenic</i>, <i>Mycobacterium tuberculosis</i> 及び <i>Shigella dysenteriae type 1</i> の "cultures only" を "cultures for industrial or scientific use only" に改める。</p>	賛 成	取下げ
06/4 (EIGA) (3)	UN 勧告、GHS 及び RID/ADR の数値の調和	<p>UN 勧告、GHS 及び RID/ADR における区分 2.2 のガスの定義に次の差異がある。                      UN 勧告：280kPa (ゲージ圧) / 20°C (深冷液化ガスを除く。) 以上のガス、GHS：280kPa / 20°C (ゲージ圧) を超えるガス又は液化ガス、RID/ADR：300kPa / 15°C (絶対圧) で輸送中ガス状のもの。UN 勧告のゲージ圧は、USCFR から採り入れており、CFR では絶対圧と明示している。UN 勧告の換算ミスと考えられる。280kPa と 300kPa の差異は小さく実務上の確認のし易さからすれば 300kPa (200kPa ゲージ圧) とすべきであると考えると、次の改正を提案する。</p>	適 宜	採択 (修正) (C. 4/06/3)

06/4 (EIGA) (3) (続き)	UN 勧告、GHS 及び RID/ADR の数値の調和	(1) UN 勧告: 2.2.2.3 を「区分 2.2 のガス (液化ガスを除く。) であって 200kPa/20°C 未満の圧力で輸送されるガスは適用除外とする。」に改める。 (3) GHS: 1.2 章 ガスの定義の「300kPa」の後に「絶対圧」を加える。 2.5.1 の定義を「200kPa (ゲージ圧)/20°C を超えるガス又は液化ガス」に改める。 2.5.4.1 の判定論理 2nd Box (a) の「3bar」を「300kPa (絶対圧)」に改める。	適宜	検討資料
06/5 (WNTI) (9)	世界危険物輸送条約	Class 7 の複合輸送において輸送業界は、異なる輸送モードにおける輸送規則の複雑性を経験している。輸送モード間の要件の差異は輸送の遅延や拒否の問題を惹起する。WNTI は世界条約について検討しておりその概念を支持する。輸送モード間規則の調和に大きな進展があることは認められるが、輸送モード、地域、国の間における定義、履行時期、一般的解釈、指針の策定等においての更なる調和が必要である。世界条約の概念を推し進めるためには、先ず、地域や国の例外規定の研究を含む夫々の規則における差異の評価を行い、その結果がより大きい調和のための検討資料となり、世界条約策定の妥当性が見出せると考える。今後の検討に資するため業界の輸送経験を提供する用意がある。	適宜	
06/6 (ノールウ エー) (4c)	容器の使用材料	爆発物の安全な取り扱いに関する調査、殊に軍用面において、高耐火性の材料が、Class 1 の包装材料として注目されている。6.1.2.6 に示された容器の材料に新しい材料を加えることは容易ではない。今後最も期待されている材料の一つは、英国やノールウエーの陸軍で用いられている重合ゴムである。この材料は、極めて顕著な耐火性を有し、低温 (-46°C) での落下衝撃に耐え、24 時間からのパレット付きの落下試験でも損傷はなかった。現時点では高価なために Class 1 以外での使用は少ないであろうが、将来的には他の危険物にも用いられるであろう。重合ゴムがプラスチック材料に含められるか又は新しい包装材料とすべきかの検討を小委員会に要請したい。後者の場合には、4.1 章及び 6.1 章の大幅な改正が必要となるので、6.1.2.6 に規定するプラスチック材料に重合ゴムを含めるのが望ましい。小委員会が重合ゴムをプラスチック材料に含めるとする意見ならば、6.1.2.6 の“H”を「プラスチック材料 (重合ゴムを含む)」とするよう提案する。	賛成	次回新提案 プラスチックの定義の明確化が指摘された。ゴム容器のコード採り入れには若干の国が反対した。
06/7 (ノールウ エー) (2)	火薬類と硝安との混載	モデル規則 7.1.3.2.3 には、「爆破薬 (UN0083 を除く) は区分 5.1 の硝安及び無機硝酸塩類 (UN1942&2067) と混載できる。」としているが、区分 5.1 として示された UN No. には無機硝酸塩類が含まれていないので矛盾がある。この矛盾を解消するため、7.1.3.2.3 を次のように改正する。「爆破薬 (UN0083 を除く) は区分 5.1 の硝安 (UN1942&2067) 及び無機硝酸塩類 (UN1477&3218) と混載できる」	賛成	採択 (修正) Class 5.1 のアルカリ金属類等に限って混載できるとする。 (INF. 65)
06/8 (ドイツ) (7)	換気済蒸気貨物輸送ユニットの輸送	5.5.2.2 の規定に基づき換気済の蒸気中の輸送ユニットからは、蒸気注意表示を取り除かなければならない。しかし、蒸気剤が蒸気中に輸送物内に浸透することもあり、換気後のユニットには、その後の輸送中に輸送物から蒸気剤が浸出して有害な濃度となるおそれがある。この問題は、RID/ADR JWG 及び IMO DSC10 でも議論された。DSC10 で合意された IMDG Code の改正によれば、蒸気注意表示に換気日を表示し、蒸気注意表示は換気前及び蒸気貨物等を取り卸し前には取り除いてはならないとしている。	適宜	採択 (賛成多数)

06/8 (ドイツ) (7) (続き)	換気済薫蒸貨物輸送ユニットの輸送	この問題は、過去の英国、オランダにおける薫蒸ユニットの実態調査でも指摘されている。わが国は、次のような UN モデル規則について同様の改正を提案する。 (1) 5.5.2.2 の第 2 文章を「薫蒸注意表示は、ユニット内の有害濃度の薫蒸ガスを排除するために換気され、かつ、薫蒸貨物が取り卸されるまで取除いてはならない。」に改める。 (2) 5.5.2.3 の薫蒸注意表示中の“DO NOT ENTER”の前に“VENTILATED ON [date]”を加える。	
06/9 (ICCA) (6c)	環境有害物質を含む“cleaning pad”の新 SP	10ml 未満の引火性液体 (PG II 又は III) を含有する“cleaning pad”は、UN3175 (引火性液体含有固体) として、SP216 により規則の適用が除外される。現在の“cleaning pad”は引火性液体のみならず環境有害物質の分類のみに適合する物質が用いられているので、UN3175 により輸送することはできない。環境有害物質のみを含有する固体の新エントリ-を加えるよりも、SP216 と同趣旨の新 SP を UN3077 に加え、“cleaning pad”を環境有害物質のみを含有する固体として UN3077 として輸送できるとするよう提案する。なお、この新 SP を情報として UN3082 にも加える。 SP XXX : 環境有害物質含有固体を UN3077 とし、SP216 と同趣旨の規定とする。 (1) SP XXX を UN3077 及び UN3082 の第 6 欄に加える。	採択
06/10 (ICCA/ ICCTA) (6c)	硝酸 (UN2031) の容器基準	28SCE TDG はドイツ提案 (05/27) に基づき、PG II に該当する濃度 65% 未満の硝酸 (UN2031) についてのエントリ-を追加した。この時の議論で指摘された PP81 の IBC02 への適用について ICCA は正式提案を約束した。 PP81 は、プラスチック製 IBCs の許容使用期限 (2 年) を規定しているが、その趣旨はプラスチック製 IBCs にも適用すべきであると考えたので次のように提案する。 (1) IBC02 に次の趣旨の SPP “Bx”を加える。「濃度 55% 超の硝酸 (UN2031) に用いる硬質プラスチック製 IBCs 及びプラスチック製内容器の IBCs の使用期限は製造後 2 年とする。」 (2) 2 つの UN2031 PG II のエントリ-の第 9 欄に SPP “Bx”を加える。	採択
06/11 (ドイツ) (6c)	クロロシラン類の規定の改正	クロロシラン類は、シリコン製品用のシリキササンやシランの製造に用いられる中間体であり、最終製品は判らない。全てのクロロシラン類は水と反応して腐食性/毒性の塩素ガス及び塩酸を生成し、その取り扱い及び輸送には注意を要する。シリコン製造業界はクロロシラン類の更なる安全輸送強化のために関連規定を見直すべきであると考えた。 UN1162~3362 (Annex 1/2) のクロロシラン類 35 エントリ-に対す PG, L/Q, 包装基準及びタンク基準に関する次の改正を提案する。 (1) PG: UN1250 及び 1305 は引火点及び初溜点から、その PG を I から II とする (資料添付)。 (2) L/Q: UN1818 のみは L/Q (1L) による輸送が許容されているが、その理由が不明であるので、UN1818 の L/Q (1L) を L/Q (NONE) とする。 (3) 包装基準: Class 3, 6.1, 8 のクロロシラン類の包装基準は P001 とされるが、次の物質に用いる包装には 1A2, 1 B1, 1 B2, 1 H1, 1 H2 は適切ではないので新 Pxxx を設ける。 1162-1196-1250-1298-1305-1724-1728-1747-1753-1762-1763-1766-1767-1769-1771-1781-1784-1799-1800-1801-1804-1816-1818-2434-2435-2437-2985-2986-2987-3361-3362	次回修正提案

06/11 (ドイツ) (6c) (続き)	クロロシラン類の 規定の改正	<p>(4) 包装基準 (IBCs) : Class 3, 6.1, 8 のクロロシラン類には IBC02 又は IBC01 を使用できるが、これら IBC には底部開口部を有しその閉鎖具にはかぶせ蓋等が用いられ、輸送中の緩みによる内容物の漏出が懸念されるので、次の物質への IBC の使用を禁止する。</p> <p>1162-1196-1298-1724-1728-1747-1753-1762-1763-1766-1767-1769-1771-1781-1784-1799-1800-1801-1804-1816-1818-2434-2435-2985-2986-2987-3361-3362</p> <p>(5) タンク基準：殆どのクロロシラン類には底部開口部付きタンク (T7) が許されているが、安全性を強化するためにその使用は禁止されるべきであり、次の物質のタンク基準を改正する。</p> <p>T7→T10 : 1162-1196-1298-1724-1728-1747-1753-1762-1763-1766-1767-1769-1771-1781-1784-1799-1800-1801-1804-1816-1818-2434-2435-2985-2986-2987-3361-3362</p> <p>T11→T14 : 2985-2986-3361-3362</p> <p>(6) タンク TP : T14 とされた物質には TP27 (試験圧力 4bar の使用) を、クロロシラン類には TP7 (不活性ガスの充填) 及び TP13 (自蔵式呼吸具の使用) を、を夫々加える。</p> <p>TP27 : 3361-3362 TP7 : 1162-1196-1250-1298-1305-1724-1728-1747-1753-1762-1763-1766-1767-1769-1771-1781-1784-1799-1800-1801-1804-1816-2434-2435-2985-2986-2987-3361-3362</p> <p>TP13 : 1781-1804-1818-2986-2987</p>	賛成	採択 (修正) (13:1)
06/12 (ICCA) (6c)	有機酸化化物の新 処方物	<p>若干の有機酸化化物の新処方物が流通するようになつたので、これらに関する 2.5.3.2.4, IBC520 及び T23 の最新化を提案する。主管庁許可及び試験データの概要は付録として添付した。</p> <p>(1) tert-AMYL PEROXYNEDECANOATE ほか 16 の処方物を 2.5.3.2.4 の表に加え、DI-(2-ETHYLHEXYL) PEROXYDICARBONATE を表から削除する。</p> <p>(2) 包装基準 IBC520 に 6 の処方物に加え、2 の処方物の濃度を変える。</p> <p>(3) タンク基準 T23 に 1 の処方物に加え、1 の処方物に希釈剤 B 型を加える。</p>	賛成	採択 (6:5)
6/13 (ドイツ) (6b)	医療廃棄物の分類	<p>モデル規則 2.6.3.1.6 は、人や動物の医療行為又は生物学研究から出る廃棄物を医療廃棄物と定義している。殆どの医療廃棄物は病院等の医療実務から出るものである。これら廃棄物は単一の明確に定義付けられる感染性病原物質とはみなせないが、多くの患者の医療処置から出る廃棄物の集合体であり、その性状は極めて雑多で不均一である。病院等における医療処置から出される廃棄物には何らかの病原菌が種々の範囲で含まれると考えられる。この状況は危険物としての医療廃棄物の分類を困難にしている。欧州では統一廃棄物法が適用され、医療廃棄物の分類の重要な基準として欧州廃棄物目録 (EWC) があり、その 18 章に分類が示されている。RID/ADR/AND JM は UN3291 とされる医療廃棄物の分類に EWC を考慮した規定の改正 (2007 年 11 月 1 日発効) を承認した。しかし、この目録はバーゼル条約や OECD の及び欧州以外の国での物と調和されていないと考えられるので、モデル規則には国際的、地域的又は各国の廃棄物目録を考慮できる旨の参照規定を加える。</p> <p>2.6.3.5.2 に「分類については、国際的、地域的又は各国の廃棄物目録を考慮することができる」旨の文言を加える。</p>	賛成	採択 (6:5)

06/14 (ドイツ) (4b)	ISO16106の参照	品質保証計画の適用を規定するモデル規則 6.1.1.4.6.5.4.1及び6.6.1.2の要件を補足する EN ISO 16106:2006 (包装-危険物用輸送物-危険物用小型容器、IBCs及び大型容器-EN ISO 9001の適用指針)が承認された。危険物輸送用包装の品質保証計画を統一的に適用するためにモデル規則関連規定にこの ISO 基準によるべきことを加える。 6.1.1.4.6.5.4.1及び6.6.1.2に次の趣旨の文言を加える。「EN ISO 16106:2006 に基づく品質保証計画を考慮すること」	適宜	採択 (修正) 関連規定の注記として参照基準を示すこととする。
06/15 (オーストリア) (7)	危険物輸送関係者の責任の割当て	UN モデル規則はその規定をできる限り忠実に、かつ、調和的に国際又は国内規則に採り入れなければならないが、モデル規則が勧告であるところから、危険物輸送関係者の夫々の義務を決定する必要はない。モデル規則 1.1.1.3には「規則の行為規定の実行責任は特定の個人に対するものではなく、その責任は国の法律や国際条約により異なり、その所在は各政府の権限である」との趣旨が規定されている。オーストリアは、1.1.1.3の趣旨に従い、モデル規則において特定の者への義務規定については原則的にはこれを削除すべきであると考える。 モデル規則において、consignor, operator, owner, filler, gent, shipper, carrier, user, sender, driver, company, owner 等の行為 (一覧表参照) についての責任規定の検討を提案する。	適宜	不採択 1.1.1.3の規定の改正については同意できるが、具体的提案があれば検討する。
06/16 (オーストリア) (6b)	PI P650のドライアイス及び液体窒素の要件	UN3373 (生化学的物質)の包装基準 P650 には「試料保冷のためにドライアイス (UN1845) 及び液体窒素 (UN1977) を用いる場合には、本規則の全ての適用要件に適合すること」を規定している。これは保冷剤単独を輸送する場合の要件への適合を要求している。即ち、UN1845 には輸送書類要件の適用除外を、UN1977 には輸送書類要件を意味する。一方、UN3373 の SP319 には P650 に基づき包装し表示すれば本規則の他の規定を適用除外とするとしている。この問題の解決にはいくつかの選択肢があるが、より特定のな方法として次の改正を提案する。 (1) P650, (9) (a) の第1文を「試料保冷のためにドライアイス及び液体窒素を用いる場合、ドライアイスには SP297 の要件に、液体窒素には主管庁の承認した要件に、夫々適合すること」の趣旨に改正する。 (2) SP319 を「P650 に基づき包装し表示した物質並びに保冷のためにドライアイス及び液体窒素は、本規則の他の規定を適用除外とする」趣旨に改正する。	適宜	取下げ
06/17 (ISO) (3)	第6.2章の参照 ISO の最新化	ISO 6406:2005 Seamless steel gas cylinders - Periodic inspection and testing ISO 10461:2005 Seamless aluminum-alloy gas cylinders - Periodic inspection and testing ISO 10462:2005 Transportable cylinders for dissolved acetylene - Periodic inspection and maintenance	適宜	採択 (修正) 経過措置については検討課題とする。 現行基準に基づく容器は、有効とする。

06/18 (FIATA) (7)	オーバーパックの定義及び表示	RID/ADR/AND JM は、2005 年 9 月にオーバーパックの定義及び使用に関する規定の改正(2007 年 1 月 1 日発効)を承認した。RID/ADR/AND の関連規定はモデル規則に基づいているので、同じ改正がモデル規則にも必要である。 (1) フォワーダー及び輸送人にとってオーバーパックの定義の問題点は、これが単一の荷送人により作られることである。通常フォワーダー等が貨物をパレット等に置きシユリンク包装すれば、これがオーバーパックの定義に合致するが、この場合に包装貨物が単一の荷送人とは限らず、違法なオーバーパックとなる。この問題を解決するため、オーバーパックの定義を単一の荷送人によるのは Class 7 に限るとする趣旨に改正する。 (2) (1) の趣旨に定義を改正した場合には、5. 1. 2. 2 の「『オーバーパック』の表示は全ての規則要件に適合していることを示している。」に問題がある。単一の荷送人自身がオーバーパックする場合には、容器の選択、混合包装、表示、標札等についての規則適合性を担保できるが、フォワーダー等がオーバーパックする場合にはこれらについての規則適合性を担保できないので、この文言を削除する必要がある。 (3) (1) 及び(2) から、(a) 1. 2. 1 の定義に「Class 7 の場合には単一の荷送人が作成する」趣旨を加え、若干の文言を修正する。(b) 5. 1. 2. 1 の表示要件の一部(品名の削除等)を修正する。(c) 5. 1. 2. 2 の第 2 文章を削除する。	不採択 (8:4 (仏、独、オーストリア及びノールウェー)) オーバーパックの表示は、荷送人の責任を明確にするものであり、同一の荷送人によるオーバーパックが必要であるとするのが主たる反対理由である。
06/19 (英国) (6c)	人の経験による Class 6. 1 及び 8 の分類基準	英国は毒物及び腐食性物質の分類基準適用の困難性について注意喚起したい。モデル規則 2. 6. 2. 3 には具体的分類基準が規定されているが、一方、2. 6. 2. 2 には中毒事故における人の経験を考慮すべきことが規定されている。しかし、人の経験の評価については明確にされていない。人への影響は、種々のデータの評価方法によりその結果が大きく異なってくる。人の経験の考慮は Class 8 にも規定(2. 8. 2. 4) されている。GHS の危険有害物質及び混合物の分類に関する 1. 3 章には、分類のための利用可能なデータ、試験方法及びデータの質に関するより詳しい指針が示されている。更に、QSAR (定量的構造活性相関) やデータの使用も専門家の判断の一部として用いられている。英国は各構成要素のデータが不明な混合物の分類について、これらの分類実務に関する GHS の指針を考慮したモデル規則の規定の策定がこの分野の不透明性を緩和すると考えるので、2. 6. 2. 2 (Class 6. 1) 及び 2. 8. 2. 4 (Class 8) に次の趣旨の新規定を加える。 (1) 化学品の人に対する疫学的データ及び経験を考慮すべきである。 (2) 分類当局の機能として物質データの解釈、特に証拠の重み付けの判断が必要である。 (3) データの質及び信頼性が重要である。(注記) 証拠の重み付けに関する若干の説明 上記手順に従った物質の記録には専門家の判断及び使用データを示し、1 年以上保持する。	趣旨採択 (C. 4/06/4) 具体的提案作成

06/20 (ICPP/ ICCA) (4b)	IBCの底部持ち上げ試験	<p>28SCE TDGは、底部持ち上げ試験の判定基準(6.5.6.4.4)の一部を「視認できる恒久的損傷のないこと」を採択したが、IBCsの製造者にとっては安全性の増進に何ら寄与しない厳しい決定であり、現行規定を残すべきである。米同等の事故報告によっても、事故原因は不適切な取り扱いや荷役によるものである。本試験は、不十分なフォーク爪の挿入下でのIBCsの安定性を評価するものである。試験順序は第一番目となっており、爾後の試験に合格すれば、恒久的損傷があってもそのIBCsの輸送の安全は保たれていることは明らかである。28SCE TDGの決定は、通常使用されている殆どのIBCsの設計変更が必要となり、単回輸送用IBCsについては製造コストの急騰を招くので我々は次のように提案したい。</p> <p>(1) 6.5.6.4.4の判定基準を現行(14版)どおりに戻す。</p> <p>(2) もし(1)に問題があるならば、「視認できる恒久的損傷のないこと」に対応する底部持ち上げ試験(Annexに示した Sequence 1)を提案する。</p>	適宜	採択 現行(14版)のままとする。
06/21 (米国) (7)	固体環境有害物質のバルクコンテナ輸送	<p>現行モデル規則は固体環境有害物質(UN3077)のバルクコンテナ輸送を認めていないが、タンク(TP1)やIBCs(IBC08)による輸送は認めている。UN3077として輸送される物質は比較的少量で固体であることからタンクによる輸送は実務的ではない。種々の危険性を有する物質の非開放型バルクコンテナによる安全輸送は経験上示されている。非開放型バルクコンテナの保護及び密封性能のレベルは、環状有害物質の輸送に許容されている他の容器(ファイバ板製、木製、フレキシブル等のIBCs)同等以上である。米国では本物質のバルクコンテナ輸送を道路、鉄道及び海上輸送において認めている。これらから、UN3077に対する危険物リストの第10欄に「BK2」を加えることを提案する。</p>	適宜	採択(14:1)
06/22 (米国) (6c)	IBC包装基準のSPの改正	<p>28SCE TDGにおけるIBC包装基準の決定指針(05/52:米国)の検討中に、現行IBC包装基準のSPの矛盾についての提案を28/INF.37として提出した。この提案に対する意見を基に次の改正を提案する。</p> <p>(1) UN2844の危険物リスト9欄のB2を削除する(4.3IIIで唯一B2が示されている。)</p> <p>(2) UN1751の危険物リスト9欄にB2を加える(6.1IIでIBC08に対して唯一B2が示されていない。)</p> <p>(3) 次のUN No.の危険物リスト9欄にB2を加える(他の全ての5.1IIにはB2が示されている。) 1463, 1473-1485, 1487, 1478, 1490-1495, 1512, 1514, 2465, 2468, 2627及び3247</p> <p>(4) UN2823IIIの危険物リスト9欄にB3を加える(他の全ての8IIIにはB3が示されている。)</p> <p>(5) IBC SP B2を「固体物質を収納した金属製又は硬質プラスチック製以外のIBCは、非開放型輸送ユニット収納する」趣旨に改正する。</p>	適宜	採択(修正) 提案(4)は一部修正

06/23 (ドイツ) (6c)	塩素 (UN1017) の分類変更	<p>最近刊行された ISO10156-2:2005 は毒性及び腐食性のガス混合物の酸化力のより正確な決定基準を示している。同基準の表 1 には混合ガスの酸素等価係数 (C<sub>1</sub>) を示している。それによれば塩素は空気の 3 倍以上の酸化力を有している。モデル規則 2.2.2.1 は酸化性ガスの定義として、空気より他の物質の燃焼を助長する酸素を供給するものとしている。塩素は上記酸化性基準に従えば酸化性ガスとすべきであるので、危険物リストの塩素 (UN1017) の第 4 欄 (副次危険) に「5. 1」を、4. 1. 4 の包装基準 P200、第 2 表の第 4 欄 (副次危険) に「5. 1」を、夫々加える。</p>	適宜	採択 (11:1)
06/24 (ドイツ) (4b)	IBCs の水圧試験	<p>28SCETDG は IBCs の性能試験の見直しに関する会期外 W/G の検討結果 (28/INF. 5) を基に気密試験による恒久的変形の判定基準 (外形寸法の 3% を超える変形) について検討した。ドイツは恒久的変形については気密試験よりも水圧試験により判定すべきと考る。本文書は、プラスチック内容器付き複合 IBCs 及び硬質プラスチック IBCs の設計型式試験 (新水圧試験: 変形試験) 結果としての恒久的変形の限界について提案している。この限界は、世界的に危険物の輸送に使用されている多くの IBCs の設計型式に代表される技術基準を考慮しており、IBCs の通常の輸送状態への対応能力を担保している。変形試験圧力として提案している 10kPa の値は、複合 IBCs により輸送できる殆どの物質の蒸気圧をカバーしており現実的な値である。ドイツは、変形試験に関して次のように提案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 適用 IBCs 類: 31H1, 31H2 及び 31HZ1, 31HZ2</li> <li>(2) 6. 5. 6. 3. 5 の試験順序表に変形試験圧力を加え、順序は気密試験の前とする。</li> <li>(3) 6. 5. 6. 4. 2 の水圧試験圧力に (c) として「31H1, 31H2, 31HZ1 及び 31HZ2 は 10kPa 以上の圧力による変形試験を気密試験の前に、水を充填した同設計の IBCs をその上に積重ねて実施する。」を加える。</li> <li>(4) 6. 5. 6. 8. 5 (b) に「31H1, 31H2, 31HZ1 及び 31HZ2 を加え、判定基準を「通常の安全輸送を損なう恒久的変形及び漏洩がないこと。」に改め、(c) を削除する。</li> <li>(5) 6. 5. 2. 2. 1 の表示要件表の該当する IBCs に「変形試験圧力」を加える。</li> </ol>	適宜	新提案
06/25 (ドイツ) (4b)	IBCs の紫外線防護	<p>28SCETDG での検討結果を踏まえてドイツは IBCs の紫外線防護規定に関する提案を作成した。本提案は、(a) 容器の種類別に現状の紫外線防護の採りいれ (b) 地中海又はフロリダの 1 年間の統計的環境条件に代表される最低防護レベル規定 (c) 追加表示要件の排除 (d) 複合 IBCs に対する材料要件の許容値 (e) 紫外線の輸送への実務的影響についての使用者責任の保護 をその内容としている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 4. 1. 1 に「4. 1. 1. X として「プラスチック材料製の容器は紫外線防護の措置を講じる」規定を加える。</li> <li>(2) 6. 5. 5. 4. 6 に添加剤の要件に関する現行 6. 5. 5. 4. 7 の後段及び 6. 5. 5. 4. 8 の規定を加え、現行 6. 5. 5. 4. 8 を削除する。</li> <li>(3) 6. 5. 5. 4. 7 にプラスチック材料の耐紫外線防護要件 (ISO 基準を含む) を規定する。</li> </ol>	適宜	新提案

06/26 (ドイツ) (3)	ガス容器に関する 第 6.2 章の改正	<p>本提案はガス容器に関する第 6.2 章の規定、特にアセチレン用シリンダー及び関連事項の問題点を指摘し、必要な改正提案を内容としている。</p> <p>(1) アセチレン (UN1001/3374) は多孔物質と共に容器に充填すべきと規定している (4.1.6.1.2) が、多孔物質の要件は 6.2.2.1.3 に参照する ISO が示されている。参照 ISO では、多孔物質を充填した容器についての試験が示されているので、4.1.6.1.2 の規定は容器の一般規定として 6.2.1.1 に移すべきである。</p> <p>(2) アセチレン容器の初回検査/試験の責任について 6.2.1.4 は何も規定していないが、定期検査/試験については主管庁の認可した者が行うべきことを規定している (6.2.1.5) ので、6.2.1.4 にも同趣旨の規定を加えるべきである。</p> <p>(3) 6.2.1.5.2 の規定にアセチレン容器の定期検査の検査事項として多孔物質や附属装置の状態の確認を含める。</p> <p>(4) 6.2 章の閉鎖具の承認に係わる規定で、「圧力容器」、「圧力容器及びその閉鎖具」、「圧力容器及びその閉鎖具」が用いられているが、これらの正確な使用方法を確認すべきである。</p> <p>(5) 再充填不可の容器の ISO 基準による試験は多孔物質が充填された容器については実務上の問題があり、再充填不可の容器をアセチレン輸送では誤用されるおそれがあるので、6.2.2.1.3 から ISO 1118:1999 を削除する。</p> <p>(6) 6.2.2.7.2(j) には容器の水容量の表示を規定するが、アセチレン容器には適用されないが、アセチレン許容量は容器容量に対する kg/L で示されるので、6.2.2.7.2(i) にアセチレンを加える。6.2.2.7.2(x) として UN1001/3374 には多孔物質の同定を加える。</p> <p>6.2.2.7.2(y) として UN1001/3374 には総質量及びアセチレンの最大充填量を加える。</p>	適宜	採択 (修正) (1) 及び (5): 採択 (2) (3) 及び (4): 新提案 (6): 取下げ
06/27 (ドイツ) (12)	GHS で未規定の爆 発性状	<p>28SCETDG においてドイツは、モデル規則に規定する爆発性を有する物質で GHS に含まれていないものについて指摘し、SCETDG 火薬類 W/G での検討が同意された。本文書はこの検討に関する提案である。</p> <p>(1) 硝安: 既に TDG で分類されているものに基づき、GHS ではこれらを別の細区分とし、硝安の危険性 (爆発性、自己分解性) を含めた分類基準。</p> <p>(2) 火薬類に分類されない爆発性物質: 熱的/機械的鋭敏性を予備的に試験し火薬類への分類の可否を判定する予備試験 (シリーズ 2/3) をこれら物質の分類判定に用いる方法。</p> <p>(3) 無包装爆発性物質/物品: 無包装爆発性物質/物品で包装されたものとその危険性が異なる場合における判定及び危険有害性の情報伝達の実践的な方法の策定。</p> <p>(4) 鈍性化爆発物: 鈍性化爆発物の特殊な危険性に合わせて別の分類/区分を GHS へ採り入れるための方法。</p>	適宜	採択 (修正) (C.4/06/5) (1) 及び (3): 採択 (修正) (2) 次期作業計画 (3) 次の 3 項目の検討を勧告 ・ 改正はしない。 ・ 第 2 部に新規定を設ける。 ・ 新区分 1.7 を設ける。 現状を明確にするために GHS 2.1.1 表の注 2 の後に 「1.3.2.4.5 参照」を加える。 (INF. 65)
6/28 (ドイツ) (12)	不安定ガスの物理 化学的危険性	<p>化学的に不安定なガスは、他のガスの存在なしに分解又は重合して危険な反応を起こす恐れがあるとされている。この種ガスの分類基準は無く、他の安定ガスの危険性 (引火性、毒性、酸化性等) として分類されている。モデル規則 4.2.2.4 は、化学的に不安定なガスは輸送中に分解又は重合しないような措置を講じることを規定しているに止まり、GHS にお</p>	適宜	趣旨採択 (C.4/06/6) W/G の設置を留意した。

6/28 (ドイツ) (12) (続き)	不安定ガスの物理 化学的危険性	<p>いても分類基準は示されていない。化学的に不安定なガス等は輸送、取り扱い及び使用において特別な注意が必要であるので、該当する危険有害情報の提供が必要である。これらのガス類の分類に関する試験方法は UN 試験マニュアルに無く、そのガスが化学的に不安定であるか否かの情報も得られないので、このガス類の化学的不安定性を判断する新しい試験法を策定しなければならぬ。このためには、関連する ISO 基準を基に検討することも可能である。分類基準策定までの間は、化学的不安定性が知られているガス類を GHS は TDG の個別のエントリーを参照し、該当する危険有害情報を作成することも可能である。</p> <p>最近、遭難信号筒を料薬火工品 (UN0432) として分類申請されているが、付録の用語解説において信号筒や信号炎管は料薬火工品では無いとしている。信号筒、信号炎管、発煙筒の包装の変革により試験シリーズ 6 (c) の試験結果から 1.4G/1.4S とされるものがある。現行危険物リストには「信号炎管」には 1.4S が、「船舶用遭難信号筒」には 1.4G/1.4S が無いので、</p> <p>試験結果に基づく次の物品の該当する区分の物品を危険物リストに加える。</p> <table border="1" data-bbox="622 627 813 1075"> <thead> <tr> <th>UN No.</th> <th>Name and description</th> <th>Cl/Div</th> <th>L/Q</th> <th>PI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>(2)</td> <td>(3)</td> <td>(4) (5) (6)</td> <td>(8)</td> </tr> <tr> <td>0xxx</td> <td>SIGNALS DISTRESS, ship</td> <td>1.4G</td> <td>NONE</td> <td>P135</td> </tr> <tr> <td>0xxx</td> <td>SIGNALS DISTRESS, ship</td> <td>1.4S</td> <td>NONE</td> <td>P135</td> </tr> <tr> <td>0xxx</td> <td>SIGNALS, SMOKE</td> <td>1.4S</td> <td>NONE</td> <td>P135</td> </tr> </tbody> </table>	UN No.	Name and description	Cl/Div	L/Q	PI	(1)	(2)	(3)	(4) (5) (6)	(8)	0xxx	SIGNALS DISTRESS, ship	1.4G	NONE	P135	0xxx	SIGNALS DISTRESS, ship	1.4S	NONE	P135	0xxx	SIGNALS, SMOKE	1.4S	NONE	P135	賛成  採択 (INF. 65)
UN No.	Name and description	Cl/Div	L/Q	PI																								
(1)	(2)	(3)	(4) (5) (6)	(8)																								
0xxx	SIGNALS DISTRESS, ship	1.4G	NONE	P135																								
0xxx	SIGNALS DISTRESS, ship	1.4S	NONE	P135																								
0xxx	SIGNALS, SMOKE	1.4S	NONE	P135																								
06/30 (英国) (4b)	IBCs の安全積重ね 加重表示	<p>28SCEITDG は、容易に認識できる IBCs の安全な積重ね加重に関する表示を採択した。これを現存する IBCs にも適用すると多くの IBCs が使用不能になることが懸念されるが、IBC の輸送関係者にとっては安全上必要なことであるとしてこの表示が決定された。この表示の全ての IBCs への適用は現実的ではないので、2009 年 1 月 1 日までの経過期間を設けることを提案する。この表示に関する次の改正を提案する。</p> <p>(1) 6.5.2.2.1 の追加表示に「最大許容積重ね加重」を加え、全ての IBCs 欄を「X」とする。</p> <p>(2) 積重ね可能な IBCs には加重 (kg) を、積重ね不可な IBCs にはそれを意味する図形を、夫々シンボル (図形寸法を含む) として 6.5.2.2.2 規定する。</p> <p>(3) 2009 年 1 月 1 日までの経過期間に関する規定を 6.5.2.2.2 の注記として加える。</p> <p>(4) 現行 6.5.2.3 の規定は、この場所に置くのは不適当であるので、6.5.2.1.2 の移す。</p>	適宜  採択 (修正) 経過期間は、2011 年 1 月 1 日とする。																									
06/31 (オースト リア) (6b)	感染動物死体の分類要件	<p>2.6.3.6.2 は「カテゴリー A 又は培養株のみがカテゴリー A とされる病原菌に冒された動物死体は UN2814 又は UN2900 の何れか該当する UN No. とし、カテゴリー B とされる病原菌に冒された動物死体の UN No. は主管庁の定めによる」を規定している。この規定はその適用によっては矛盾が生じるので、「カテゴリー A (培養株のみがカテゴリー A のものを除く。) とされる病原菌に冒された動物死体は UN2814 又は UN2900 の何れか該当する UN No. とし、その他の病原菌に冒された動物死体の UN No. は主管庁の定めによる」に改める。</p>	適宜  取下げ																									

06/32 (仏/米国) (4b)	IBCsの振動試験	28SCETDGは、IBCsの振動試験については原則として今次2年間は検討しないとしたが、その採りいれに妥当性がある場合には検討することを同意した。米国はASTM D999-1「固定振数試験」を基に若干の修正を加えた試験法を策定した。本試験は装置その他が世界的に入手可能であり、業界への負担は大きくない。モデル規則への本試験導入は、多くの軽量IBCsは振動試験に不合格となり、UNでは単回輸送の概念を認めていないが実際には十分な強度の無いIBCsが回っている等を考慮しその必要性があると考えた。本試験への業界の対応に十分な時間的余裕を取るために2011年までその実施を猶予する。 6.5.6.3.5: 試験順序表に全ての種類のIBCsに第1番目の試験として振動試験を加える。 6.5.6.13: 振動試験 6.5.6.13.1: 適用; 設計型式試験として全種類のIBCs 2011年1月1日から適用する。6.5.6.13.2: 試験準備; 液体用は容量の98%、固体は許容総質量の粉体、収納物と同等物、を夫々充填する。6.5.6.13.3: 試験方法及び時間; 振幅は25mm、試験時間は1回(IBCが振動板から持ち上がる回数; 調整の必要があるかもしれない。)1時間とする。6.5.6.13.4: 判定基準; 視認される漏れ、破損又は裂傷があつてはならない。	適宜	採択(修正) 試験の採り入れ採択(9:7) 6.5.6.13に振動試験規定を新たに設ける。 2011年1月1日以降に製造される液体用IBCsに適用する。 (INF. 69)
06/33 (米国) (6c)	アルコール/ガソリン混合燃料	26SCETDGでは、米国の提案により5%以下の石油製品を含むアルコールはUN1987により輸送するとのSP330を採択した。これは緊急避難的処置であり、その利用が拡大している代替燃料の総合的な解決策ではない。最近では、SP330の石油製品より高い混合比の燃料があり、E85(エタノール85%、ガソリン15%)等は、UN1993とされるが、このエントリでは緊急対応や消火上の問題が発生する。アルコールの存在をより明確に有害危険情報として表すために次のアルコール/ガソリン混合燃料のエントリを危険物リストに加える。 (1) UN XXXX ETHANOL AND GASOLINE MIXTURE, with more than 10% ethanol Class: 3, PG: II, L/Q: IL, PI: P001 IBC2, TI: T4 TPI (2) 3.3章のSP330を、UN1170, 1987及び1993からSP330を、夫々削除する。	適宜	採択(修正) 石油製品とアルコールの混合燃料に関するSPを新設する。 (INF. 70)
06/34 (WHO) (6b)	6.2章の変更に對する意見	28SCETDGは、適用除外感染性病原物質に関する2.6.3.2.3.1及び2.6.3.2.3.6 Noteの変更を採択した。2.6.3.2.3.1では「病気の原因とならないような病原菌を含む物質」を除外する趣旨に変更した。病原菌の定義からは病気の原因とならないような病原菌はないと言え、2.6.3.2.3.6の規定とも矛盾する。2.6.3.2.3.6のNoteから削除された「人又は動物の抗体検出」については、抗体そのものは蛋白質であり感染性は無いが、状況によっては感染性のないことが要求されることもある。これらのことから次のように提案する。 (1) 現行2.6.3.2.3.1が不適切ならば削除し、2.6.3.2.3.2の項番号を繰り上げる。 (2) 「抗体検出」に感染性のないことを明確にするか、28SCETDGの決定を削除する。	適宜	採択(賛成多数)
06/35 (英国) (7)	Class 3-9の物質のタンク輸送	第11版モデル規則にタンク輸送基準が採り入れられて以来、多くの物質がタンク割当基準に基づく基準が加えられた。英国は未だ多くの物質にタンク基準が定められていないので、次のUN No.の物質について、米国が作成したタンク割当基準指針に従ってタンク輸送基準を作成した。 1308 (I, II, III), 3248 (II, III), 1380, 1471, 1748 (II, III), 2208, 2880 (II, III), 1259,	適宜	次回新提案

06/35 (英国) (7) (続き)	Class 3-9の物質の タンク輸送	1583 (II, III), 1602 (I, II, III), 1647, 1656 (II, III), 1699, 1851 (II, III), 2024 (I, II, III), 2609, 3122 (I, II), 3123 (I, II), 3140 (I, II, III), 3141, 3142 (I, II, III), 3144 (I, II, III), 3172 (I, II, III), 1903 (I, II, III), 2809, 2904, 3093 (I, II), 3094 (I, II), 3151		
06/36 (英国) (6c)	臭素 (UN1744) の包 装基準	28SCETDGで英国は、臭素 (UN1744) の包装に関して提案 (28INF.6) した。これについては圧 力容器の用語等に関して疑問が提起されたので、英国はこのときの意見を踏まえて新提 案を作成した。臭素 (UN1744) に対する包装基準 P601 を次の内容の P8XX とし、包装基準 P601 の PP82 を削除する。P601 (2) は UN1744 に対するものであるが、PVDF は他の物質にも 適用できるので、UN1744 については「又は (2) の前文を削除する。 P8XX (UN1744 に適用する) : (1)、(2) 及び (3) は、現行 P601 と趣旨は同じ。(4) に圧力容器の 要件を規定する。(i) 初回及び定期試験 (10 年毎) における 1Mpa 以上の圧力試験の実施 (ii) 2.5 年毎の内部及び気密試験の実施 (iii) 圧力放出弁の取り付け不可 (iv) 2 次閉 鎖装置付き栓又は弁の使用 (v) 内容物、その他の付属装置に反応しない容器材料の使用	適宜	採択 (修正) (INF. 71)
06/37 (英国) (10)	標札様式 (5.2 章) の許容差	28SCETDGでの本件に関する英国提案 (05/50, 28INF.6) に対する意見により、5.1 章へのこ の規定の導入には問題があると考える。微細な差異の許容に関する規定は、その適用を一 般原則として明確にするために第 1.1 章の総則規定 1.1.1 の注記とし加え、執行官の教育 のための規定として 1.3.2 (a) (ii) に必要規定を設ける。 (1) 1.1.1 の注記：規則に規定する標札や包装に表示する文字や絵柄の「微細な差異」は、 その趣旨が明確に阻害されない限り、規則に反しない。「微細な差異」には形象、地色の 影、線の位置、句読点の欠落等が含まれる。 (2) 1.3.2 (a) (ii) : 「標札、標識等の危険有害情報の習熟に関する訓練を受けている者に は、これらの微細な差異が許容されることを周知させる」趣旨の文言を加える。	適宜	取下げ
06/38 (蘭) (9)	世界条約による調 和	蘭は世界条約による更なる調和についての議論には賛成してきた。これまでの議論の対 象は、主として条約の内容及び輸送モード規則間の規定の差異についてであるが、その内 容は条約の一面を捉えているに過ぎない。本提案は、世界複合輸送条約の有用性を示す若 干の追加的見方を用意している。(a) 危険物に係わる他の分野との整合及び調和の簡素 化：一つの世界複合輸送規則は他の分野との整合及び調和を容易にする。(b) 専門家の 確保及び効率向上：一つの複合輸送規則は専門家の確保及び効率を向上させることができ る。(c) 一つの複合輸送規則は既に輸送規則の有る国もない国についても輸送規則の実 施を容易にする。世界条約による更なる調和はその前進のよい手段として進めるべきで あると考える。	適宜	検討資料
06/39 (米国) (3)	包装基準 P200 の SP “d”	包装基準 P200 の SP “d” は、鋼製シリンドラを用いる場合の要件として “H” を表示すべ きとし、“H” は耐水素脆弱化防護を必要とするが、現行 “d” が付されているアルシン (UN2188)、ゲルマン (UN2192)、ホスフィン (UN2188) 及びシラン (UN2188) には水素脆弱化を 起こす恐れはない。これらガスに対する包装基準 P200 の SP 欄から “d” を削除する。	適宜	持越し

06/40 (米国) (3)	ゲルマン (UN2192) の充填率	<p>28SCETDGに米国は、11のガスに対する充填率の改正を提案し、ゲルマン (UN2192) を除く10のガスは同意が得られたが、ゲルマンについてはその熱分解能力に基づき充填率を下げる必要があるとの疑念が示された。この疑念に応えるため、ゲルマンの充填率として「0.063」を提案する。この値は、業界の自主的実務として、ガスの熱分解能力を考慮して定まる最大充填率 0.096 (250 bar シリンダー) の 2/3 である。</p> <p>包装基準 P200 のゲルマン (UN2192) の充填率「1.02」を「0.063」に改める。</p> <p>28SCETDGは、10のガスに対して充填率下げる提案に同意した。これらガスの充填率改訂の基礎となったデータには、他のガスについての現行充填率の増加を認めるデータがあるので、これに従って次の6のガス充填率の改正を提案する。</p> <table border="1" data-bbox="462 649 718 1008"> <thead> <tr> <th>UN No</th> <th>品名</th> <th>試験圧</th> <th>現行充填率</th> <th>改正充填率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1982</td> <td>Tetrafluoromethane (R14)</td> <td>201</td> <td>0.62</td> <td>0.71</td> </tr> <tr> <td>2599</td> <td>R503</td> <td>32</td> <td>0.11</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>1035</td> <td>Ethane</td> <td>121</td> <td>0.29</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>1035</td> <td>Ethane</td> <td>301</td> <td>0.39</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>3220</td> <td>Pentafluoroethane (R125)</td> <td>37</td> <td>0.72</td> <td>0.87</td> </tr> <tr> <td>1011</td> <td>Butane</td> <td>11</td> <td>0.51</td> <td>0.52</td> </tr> </tbody> </table>	UN No	品名	試験圧	現行充填率	改正充填率	1982	Tetrafluoromethane (R14)	201	0.62	0.71	2599	R503	32	0.11	0.12	1035	Ethane	121	0.29	0.30	1035	Ethane	301	0.39	0.40	3220	Pentafluoroethane (R125)	37	0.72	0.87	1011	Butane	11	0.51	0.52	採択 (06/44 による修正) 「0.063」は「0.064」とする。
UN No	品名	試験圧	現行充填率	改正充填率																																		
1982	Tetrafluoromethane (R14)	201	0.62	0.71																																		
2599	R503	32	0.11	0.12																																		
1035	Ethane	121	0.29	0.30																																		
1035	Ethane	301	0.39	0.40																																		
3220	Pentafluoroethane (R125)	37	0.72	0.87																																		
1011	Butane	11	0.51	0.52																																		
06/41 (米国) (3)	包装基準 P200 の充填率の改正	<p>特別包装規定 (SPP) PPI の改正</p>	採択																																			
06/42 (CEPE) (6c)	特別包装規定 (SPP) PPI の改正	<p>包装基準 P001 の SPP PPI は、UN133 (接着剤)、1210 (印刷用インキ) 等について 5L 以下の金属製又はプラスチック容器の場合にはパレット上にシュリンク等の包装等をすれば性能試験要件が免除できるとしている。業界では、環境影響を考慮して溶剤の使用を減じており、多くのこれら引火性混合物が、非引火性、非毒性、非腐食性等のものに替えられている。これら混合物は、Class I-8 には該当せず、若干のものは環境有害物質 (UN3082) となる。全ての環境有害物質の PG は III であり、その危険性は Class 3 より低いと考えるので、UN3082 とされる同種混合物に PPI を適用するために、次の改正を提案する。</p> <p>(1) 包装基準 P001 の SPP PPI に UN3082 を加え、「PG II」を「PG II 又は III」に変える。</p> <p>危険物リストの UN3082 の第 9 欄に「PP1」を加える。</p>	新提案																																			
06/43 (英国) (9)	世界条約問題解決のための第 1 段階	<p>英国及びカナダは、27SCETDG に本件の関する現在の問題点及び今後採るべき選択肢を内容とする検討資料 (05/20) を提供した。28SCETDG では本件は具体的事項についての提案に基づき検討すべきことが同意された。英国は、今回合会からの検討事項とするか、次期年次の作業項目の何れにするかは別として、SCETDG での第 1 段階の解決手段を提案する。</p> <p>(1) 言語及び様式上の矛盾を同定するためにモデル規則の見直しを行う技術編集者 (TE) を指名する。</p> <p>(2) モデル規則のうち、理論的には試験マニュアルに含まれるべき規定の整理：第 2 章の分類関連規定、有機酸化物及び SRS の “OP” リスト、容器試験要件</p>	<p>趣旨採択 (修正)</p> <p>(1) 具体的提案作成</p> <p>(2) 要検討</p> <p>(3) 要検討</p> <p>(4) 要検討</p> <p>(5) 趣旨採択</p> <p>(6) UPU の規定の調査 (事務局)</p> <p>(7) 実施期日規定の明示</p>																																			

06/43 (英国) (9) (続き)	世界条約問題解決のための第1段階	<p>(3) UNSCE 及びモード機関夫々の委任事項の見直し又は UNSCETDG と関連モード機関、地域機関及び他の UN 機関との間での合意文書 (MOU) の作成</p> <p>(4) UN 及び IAEA 規則の調和の推進 (5) モデル規則の改訂の明確化</p> <p>(6) 危険物の郵便による輸送規定の現状についての検討</p> <p>(7) 規則改訂の経過規定に関する検討</p>		採択 (修正)	
06/44 (CGA) (3)	ゲルマンの充填率	<p>28SCETDG において米国提案 (05/55) のゲルマン (UN2192) の充填率についてはその熱分解能力に基づき充填率を下げる必要があるとの疑念が示された。1984 年の日本での事故後、純品ゲルマンには無空気の状態で火花による着火で爆発できることが確認できた。この事故以来業界では 0.045~0.064 (充填シリンドラーの最大使用圧力又は試験圧力に基づく) の最大充填率を指定している。ゲルマン混合ガスの分解性については、ゲルマン濃度が 28%以下のヘリウム又はアルゴン混合ガス及びゲルマン濃度が 35%以下の水素又は窒素混合ガスは着火源があっても爆発しないとの実験結果がある。現在ゲルマン充填の業界実務では、この実験結果を考慮している。ゲルマンの充填率について次のように提案する。</p> <p>(1) P200 のゲルマン (UN2192) の充填率「1.02」を「0.064」に改める。</p> <p>(2) P200 (4) に新 SPP “r” 「このガスの充填率は、完全な分解が発生した場合に圧力容器の試験圧力の 2/3 を超えないように制限する。」を、及びゲルマンの SPP 欄に “r” を加える。</p> <p>(3) P200 (4) に新 SPP “z” 「濃度が 28%以下のヘリウム又はアルゴン混合ガス及び濃度が 35%以下の水素又は窒素混合ガスを除き、ゲルマン混合物は完全な分解が発生した場合に圧力容器の試験圧力の 2/3 を超えないように充填する。」を加える。</p>	適 直	採択 (修正)	3.5.1 に適用除外危険物規定を新設する。 副次危険を有しないガスに付いては次回再検討する。 (INF. 73)
06/45 (英国) (5)	適用除外危険物	<p>本文書は、28SCETDG で合意された適用除外危険物に関する原則に基づく本件について次の趣旨を内容とする提案である。(a) 適用除外危険物に適用される基本規定 (3.5.1.1) (b) 適用除外量のコード化 (E0~E5) (c) 容器要件 (d) 表示要件 (e) 輸送ユニットへの表示については収納される輸送物の個数制限 (f) 規則策定指針規定の採り入れ</p> <p>「3.5.1 適用除外危険物」としての規定案の概要は次のとおりである。</p> <p>3.5.1.1 適用除外危険物 (物品を除く) の基本要件 (教育訓練、分類、容器、放射性物質)</p> <p>3.5.1.2 適用除外量のコード化 (E0~E5; 危険物リスト第 7 欄に示される)</p> <p>3.5.1.3 容器の基本要件 (内装、中間及び外装の各容器の要件、容器試験への適合等)</p> <p>3.5.1.4 容器試験 (1.8m 落下試験及び積重ね試験の方法、試験の準備)</p> <p>3.5.1.5 輸送物の表示 (輸送物及び輸送ユニットへの「適用除外危険物表示」)</p> <p>3.5.1.6 輸送ユニットへの表示 (収納個数 1000 以上のものへの表示)</p> <p>3.5.1.7 輸送書類 (海上輸送される収納個数 1000 以上の輸送ユニット)</p> <p>この規定の採り入れに伴う関連規定 (危険物リスト第 7 欄の改正) の改正及び将来策定される規則策定指針規定に「適用除外物質は、ICAO TI (05-06) で旅客機より輸送できる物質であって、適用除外危険物表に示されたものによる。」を加える。</p>	適 直	採択 (修正)	3.5.1 に適用除外危険物規定を新設する。 副次危険を有しないガスに付いては次回再検討する。 (INF. 73)

06/46 (英国) (6c)	ばら積み動物死体の輸送	<p>Div. 6.2 の廃棄物や動物死体の輸送に関しては、以前事務局が指摘したように現行規則はその輸送の可能性の全てが考慮されていない。この問題は、各種鳥インフルエンザウイルス(カテゴリーA又はB)に感染した動物死体の廃棄について現時点でのより適切な規定が必要とされることである。例えば、(a) カテゴリーB の病原菌に感染した動物死体の輸送の必要性：動物死体に対するPIは不適當であり、ばら積み輸送は許容されていない。</p> <p>(b) プリオンのような感染性病原体に汚染された動物飼料の規定が無い。(c) UN2814にはバルクコンテナによる規定が無い。</p> <p>これらを解決するために英国は、関連エントリーの追加等について次のように提案する。</p> <p>(1) UNxxxx: ANIMAL CARCASSES, BODYPARTS, FLUIDS INCLUDING BLOOD in quantities greater than 4 litres or ANIMAL FOODSTUFFS containing pathogens of Category B]を加える。</p> <p>(2) 4.3.2.4.1の標題に「UNxxxx, UNzzzz (動物死体又は動物飼料に限る)」を加える。</p> <p>(3) 4.3.2.4.1 (a)-(d)に夫々「UNxxxx, UNzzzz」を加える。</p> <p>(4) UNzzzz: INFECTIOUS SUBSTANCE AFFECTING HUMANS (animal carcasses, or body parts containing pathogens of Category A)]を加える。</p> <p>(5) UN3373の第10/11欄のT1及びTP1を削除し、これをUNzzzzの第10/11欄に加える。</p>	賛成	次回修正提案
06/47 (ICCA) (6)	固体物質のバルクコンテナ輸送規定	<p>モデル規則の固体物質のバルクコンテナ輸送規定(4.3章)は2ISCEIDGで採択されたが、この検討段階でICCAは、バルクコンテナコード(BKコード)の割り当て手法に関する提案を約束し、これまでに2つの文書(04/42, 27INF.42)を提案したが、受け入れられなかった。</p> <p>ICCAは、RID, ADR, IMDG Code, USCFR 等異なる輸送モードや国の規則における固体物質のバルクコンテナ輸送規定の比較表(Annex I)を作成した。これを基にBKコードの割り当てについて次のように提案する。分類、区分、副次危険及びPGによる</p> <p>(1) 現行BKコードが規定されているものはそのままとする。</p> <p>(2) 分類、区分、副次危険及びPGによるBKコード Class 4.1 PGIII: BK1及びBK2 Class 5.1 PGII (副次危険なし): BK1及びBK2 Class 5.1 PGIII: BK1及びBK2 Class 6.1 PGIII: BK2 Class 8 PGIII: BK2 Class 9 PGIII: BK1及びBK2 (UN 1841-1931に限る)</p> <p>(3) UN1363や1386のように現行IMDG CodeでBKコードが規定されているものはBK1及び/又はBK2を加えることができる。</p> <p>ICCAは今回合会での決定を望むものではなく、各代表からの意見を聴取し、それを踏まえて次回合会に修正提案を出したい。</p>	適宜	修正提案
06/48 (英国) (11)	モデル規則の策定基本指針	<p>28SCEIDGに英国及びカナダは策定基本指針案(28INF.8)を提案し、基本指針の採択には引き続き支持があった。提案に対する意見や関連提案が出された。本提案は、従来のもの以下の改訂を加えている。</p> <p>(a) 文書の冒頭に注意書きの文言を注釈として採り入れた。</p>	適宜	趣旨採択 各国意見を及び15版規則に基づき修正案を作成する。

06/48 (英国) (11) (続き)	モデル規則の策定 基本指針	<p>(b) 米国提案の INF. Doc. (他の代表の意見を考慮)に基づき修正案を採り入れた。</p> <p>(c) 適用除外危険物規定は、今回提案の採択を予定して採り入れた。</p> <p>基本指針にはモデル規則の規定の反復はすべきでないとの批判もあるが、この指針の理解を容易にするためには不可避であると考へ、指針案にはこの批判にまだ応えていない。基本指針が小委員会メンバーのための覚書であり、モデル規則の今後の更なる発展に鑑み、指針を UNECE の website に載せるべきである。指針の内容の標題は次のとおりである。</p> <p>0: 一般原則, 1: 総則, 定義, 教育・訓練, 2: 分類, 3: 危険物リスト, 少量危険物及び適用除外危険物, 4 (1): 包装基準, 4 (2): IBC 包装基準 - 物質の割り当て, 4 (3) I: タンク基準 - 一般指針, 4 (3) II: タンク基準 - 分類, 区分, PG 及び副次危険に基づく物質のグループ化指針, 4 (3) III: タンク基準 - タンク特別規定, 4 (3) IIIIV: タンク基準 - 物質の割り当て, 5: 輸送手順 6: 容器, IBCs, タンク, MEGCs 及びバルクコンテナの構造及び試験</p>	本指針を 15 版規則の出版とともに UNECE の Website に載せる。
06/49 (ICCA/ DGAC) (5)	薬学研究開発用少量サンプルの適用除外	<p>製薬業界は、感染症やガンの治療法開発のために多くの少量サンプル (概ね 1g 又は 1ml 以下) を輸送しており、その需要は世界的に増大している。これら多くのサンプルは、新しい混合物で、その幾つかは合計 2/3g の合成物である。これらの混合物に対する完全な分類基準がないので、2.0.4 の手順により保守的に分類されている。開発される混合物の期待される治療特性に基づけば、その殆どは危険物とはならない。これら混合物の輸送の量及びその形態から考えれば、いかなる輸送条件の下でも危険性は低いといえ、規則の適用を除外すべきと考えるので、次のように提案する。</p> <p>2.0 に 2.0.4.3 として次の趣旨の研究開発用サンプル特別適用除外の規定を加える。</p> <p>次の要件適合する薬学研究開発用サンプルは、本規則の他の規定を適用しない。</p> <p>(a) 区分 6.1 PG II 又は III に分類され、他の危険性分類に属さないもの。</p> <p>(b) 内装容器の正味量は、1g 又は 1ml 以下、1 輸送物あたりの全質量は 500g 又は 500ml 以下、完成輸送物 (completed package) あたりの総質量は 30kg 以下とする。</p> <p>(a) 容器の基本要件に適合すること。内装容器は緩衝吸収材 (固体の場合は緩衝材不要) とともに外装容器に収納する。内装容器には確実な手段で固着できる閉鎖具を備える。</p> <p>(e) 他の物 (ドライアイスを除く。) と混合包装しないこと。</p>	適宜
06/50 (仏/米国) (6a)	区分 2.1, 4.3 及びクラス 8 の物質を内蔵する燃料電池	<p>携帯用電子機器用の各種燃料電池 (Fuel Cell Cartridge, FCC) は、出力増大需要により開発が進んでいる。FCC の燃料としては水素、メタノール、水素化ボロン (固体/液体)、ギ酸等が用いられている。28SETDG では仏提案の水素化ボロンが検討され、その際には FCC の燃料物質よりもその危険性区分に基づく「物品」としてのエントリーとすべきことが提起された。本提案の目的は、種々の危険性を有する燃料を内蔵する FCC を安全に輸送するための総合的規定システムを構築することである。提案の内容は前回会合での意見を考慮し、FCC を燃料の分類/区分に従った物品のエントリーとし、FCC 及び FCC を内蔵する装置又は FCC と装置とを収納したもの区分した。このため UN3473 にも若干の修正が必要となる。FCC 等の主な要件は、①無包装 FCC は 1.2m の落下試験及び液体用のものは 100kPa</p>	賛成
		次回新提案	採択 (修正) Class 3, 4 及び 8 のエントリーは、それぞれ 1 エントリーとし、修正を加えて採択された。Class 2 は、次回に検討を待たす (INF. 68)。

06/50 (IL/米国) (6a) (続き)	区分 2.1.4.3 及びクラス 8 の物質を内蔵する燃料電池	<p>の内圧試験に適合 ②PGIIIの容器性能の容器を使用 ③ 新 SP の適用 ④ PI は P004 とする等である。次の新エントリを提案する。</p> <table border="0"> <tr><td>UN KKKK</td><td>FCC</td><td>引火性液化ガス</td><td>Div. 2.1</td><td>SP: 3AA/3BB</td><td>L/Q: None</td></tr> <tr><td>UN MMMM</td><td>FCC</td><td>引火性液化ガス (装置等)</td><td>Div. 2.1</td><td>SP: 3AA/3BB/3CC</td><td>L/Q: None</td></tr> <tr><td>UN NNNN</td><td>FCC</td><td>水素吸蔵合金</td><td>Div. 2.1</td><td>SP: 3AA/3DD</td><td>L/Q: None</td></tr> <tr><td>UN SSSS</td><td>FCC</td><td>水素吸蔵合金 (装置等)</td><td>Div. 2.1</td><td>SP: 3AA/3CC/3DD</td><td>L/Q: None</td></tr> <tr><td>UN QQQQ</td><td>FCC</td><td>水反応性物質</td><td>Div. 4.3</td><td>SP: 3AA/3EE</td><td>L/Q: 500ml/500g</td></tr> <tr><td>UN WWWW</td><td>FCC</td><td>水反応性物質 (装置等)</td><td>Div. 4.3</td><td>SP: 3AA/3CC/3EE</td><td>L/Q: 500ml/500g</td></tr> <tr><td>UN XXXX</td><td>FCC</td><td>腐食性物質</td><td>Class 8</td><td>SP: 3AA/3EE</td><td>L/Q: 1L/1Kg</td></tr> <tr><td>UN YYYY</td><td>FCC</td><td>腐食性物質 (装置等)</td><td>Class 8</td><td>SP: 3AA/3CC/3EE</td><td>L/Q: 1L/1Kg</td></tr> <tr><td>UN ZZZZ</td><td>FCC</td><td>引火性液体 (装置等)</td><td>Class 3</td><td>SP: 3AA/3CC</td><td>L/Q: 1L</td></tr> <tr><td>UN 3473</td><td>FCC</td><td>引火性液体</td><td>Class 3</td><td>SP: 3AA</td><td>L/Q: 1L</td></tr> </table> <p>SP 3AA: 全ての FCC 及びこれを内蔵する装置等の基本要件  SP 3BB: 引火性液化ガスの FCC 及びこれを内蔵する装置等の要件  SP 3CC: FCC を内蔵する装置等の要件 SP 3DD: 主管庁の許可に基づく輸送  SP 3EE: FCC の設計が反応材を要する場合の特別要件</p>	UN KKKK	FCC	引火性液化ガス	Div. 2.1	SP: 3AA/3BB	L/Q: None	UN MMMM	FCC	引火性液化ガス (装置等)	Div. 2.1	SP: 3AA/3BB/3CC	L/Q: None	UN NNNN	FCC	水素吸蔵合金	Div. 2.1	SP: 3AA/3DD	L/Q: None	UN SSSS	FCC	水素吸蔵合金 (装置等)	Div. 2.1	SP: 3AA/3CC/3DD	L/Q: None	UN QQQQ	FCC	水反応性物質	Div. 4.3	SP: 3AA/3EE	L/Q: 500ml/500g	UN WWWW	FCC	水反応性物質 (装置等)	Div. 4.3	SP: 3AA/3CC/3EE	L/Q: 500ml/500g	UN XXXX	FCC	腐食性物質	Class 8	SP: 3AA/3EE	L/Q: 1L/1Kg	UN YYYY	FCC	腐食性物質 (装置等)	Class 8	SP: 3AA/3CC/3EE	L/Q: 1L/1Kg	UN ZZZZ	FCC	引火性液体 (装置等)	Class 3	SP: 3AA/3CC	L/Q: 1L	UN 3473	FCC	引火性液体	Class 3	SP: 3AA	L/Q: 1L	適宜	不採択 (9:8) 表示要件の追加は安全上のメリットは無く、単に費用の増大を招くのみとして反対する意見と、要件の国際調和や漏洩した場合の環境への対応には有用であるとする賛成意見があった。
UN KKKK	FCC	引火性液化ガス	Div. 2.1	SP: 3AA/3BB	L/Q: None																																																											
UN MMMM	FCC	引火性液化ガス (装置等)	Div. 2.1	SP: 3AA/3BB/3CC	L/Q: None																																																											
UN NNNN	FCC	水素吸蔵合金	Div. 2.1	SP: 3AA/3DD	L/Q: None																																																											
UN SSSS	FCC	水素吸蔵合金 (装置等)	Div. 2.1	SP: 3AA/3CC/3DD	L/Q: None																																																											
UN QQQQ	FCC	水反応性物質	Div. 4.3	SP: 3AA/3EE	L/Q: 500ml/500g																																																											
UN WWWW	FCC	水反応性物質 (装置等)	Div. 4.3	SP: 3AA/3CC/3EE	L/Q: 500ml/500g																																																											
UN XXXX	FCC	腐食性物質	Class 8	SP: 3AA/3EE	L/Q: 1L/1Kg																																																											
UN YYYY	FCC	腐食性物質 (装置等)	Class 8	SP: 3AA/3CC/3EE	L/Q: 1L/1Kg																																																											
UN ZZZZ	FCC	引火性液体 (装置等)	Class 3	SP: 3AA/3CC	L/Q: 1L																																																											
UN 3473	FCC	引火性液体	Class 3	SP: 3AA	L/Q: 1L																																																											
06/51 (蘭) (12)	水生環境有害性	<p>26SCETDG は Class 1-8, 9 に属する水生環境有害性には GHS 表示又は UN 標札により同定すべきことを採択したが、26SCETDG でこれが覆り、水生環境有害性として同定するのは UN3077 と 3082 に限るとされ、この決定がモデル規則 14 版に採り入れられたが、この決定については、蘭、ベルギー及び独はその態度を留保した。モデル規則 14 版の採り入れに関する各輸送モード機関での検討では若干の混乱が生じておる。IMO/DSC, RID/ADR/AND 合同会合及び ICAO DGP の結論は 26SCETDG の決定 (モデル規則 14 版の規定) に従わないこととして、このことから、SCETDG は、水生環境有害性の分類基準を Class 1-9 の全ての物質への適用について再検討すべきであると考えるので、次のように提案する。</p> <p>(1) 水生環境有害性の分類基準を Class 1-9 の全ての物質に適用するとする 26SCETDG の決定を再検討する。(2) 分類基準に基づく物質リストが必要なら 26/INF. 9 を提案する。  (3) 26SCETDG での決定の基づく規則 (14 版) の改正提案は、① 2.0.1.2 の第 1 文章の「without additional labelling」を削除する。② 危険物リスト、UN3077 と 3082 の (6) 欄から「33」を削除する。③ 「SP 33」を削除する。④ 5.2.1.6.1 及び 5.3.2.3 の第 1 文章の「UN3077 及び UN3082」を削除する。⑤ 5.4.1.4.3 (e) として「2.9.3.3 の基準に合致する物質は品名に続けて「AQUATIC POLLUTANT」の文字を加えることにより同定する」趣旨の文章を加える。</p>	適宜	取下げ																																																												
06/52 (CCA) (6c)	ニトログアニジン (水湿性) (UN1336) の IBCs 輸送	<p>ニトログアニジン (20%以上の水湿性) (UN1336) (iv. 4.1. PG I) の IBCs による輸送は、UN モデル規則及び輸送モード規則の何れにも規定されていない。ICCA は 27SCETDG に同趣旨を提案したが同意を得られなかったもので、その際の意見を踏まえ修正提案を作成した。</p>	適宜																																																													

06/52 (ICCA) (6c) (続き)	ニトログアエンジ (水湿性) (UN1336) の IBCs 輸送	<p>本物質の IBCs による輸送は、ドイツ国内法の下で 15 年以上安全に行われており、その実務は BAM により承認されている。2.1.3.6.2 には Class 1 から除外される物質は危険物リストに包装や許容量を特定する SP を示すことが規定されている。UN1336 の IBCs による輸送について次のように提案する。</p> <p>(1) 危険物リスト、UN1336 の (6) 欄 (SP) に次の趣旨の「xxx」を加える。</p> <p>(2) SP xxx: 本物質は PG I レベルの性能を有する IBCs (13H3, 13H4, 13H5, 13L3, 13L4 に限る) により、次の条件の下で輸送することができる。① 物質の輸送中の水分量保持及びその均一性については主管庁が承認する。② IBCs は容器の一般要件に適合し、水分の減少を防止する設計であり、正味質量は 1000kg 以下とする。③ 各輸送モードに隔離規定は 7.1.2.3 の原則による。④ IBCs は非開放型の輸送ユニット収納し IBCs が輸送ユニットの壁や相互に摩擦しないように収納する。</p>		
06/53 (英国) (8)	IAEA 規則との調和	<p>英国はこの 2 つの年次に亘って、UN モデル規則と IAEA 放射性物質等物質安全輸送規則 (IAEA 規則) の調和に関する文書を提案してきた。28SCETDG の検討において IAEA は、本件を検討するために SCETDG の専門家を招いての CSM (コンサルタント会合) の開催 (2006 年 2 月 13-17 日) を申し出た。CSM は、SCETDG の英国提案 (05/19 及び 28INF. 35) を基に検討され、その結果を英国が 29SCETDG に提案することとした。本文書は、CSM の検討結果を基に、UN モデル規則と IAEA 規則との調和のために必要とされる IAEA 規則及びモデル規則 (14 版) 夫々の改正並びに今後の作業を内容 (Annex 1, 2, 3 及び 4) としている。</p> <p>Annex 1: ① 1.2.1-新定義 ② 新 1.5 章-Class 7 の一般要件 ③ 改正 2.7 章 ④ 包装に関する 4.1.9 の変更 ⑤ 発送前要件に関する 5.1 章の改正及び表示及び標札の小改正 ⑥ Class 7 用ポータブルタンクの導入についての 6.4 章の改訂</p> <p>Annex 2: UN モデル規則と調和させるための IAEA 規則の変更提案</p> <p>Annex 3: UN モデル規則 (14 版) と IAEA 規則 (2005 年版) との改訂条項比較表</p> <p>Annex 4: 必要とされる今後の作業 (英国意見)</p>	適宜	採択 (修正) Annex 1, 3 及び 4 を一部文言修正した。
06/54 (蘭) (11)	危険物の分類と輸送条件との関係	<p>UN モデル規則の策定基本指針検討において蘭は、危険物の分類基準に従った系統的な分類/区分の割当て及び危険物リスト (14 版) に基づく最新版) を作成した。このグループ化による系統的リストは次の段階を経て作成されている。Step 1: 分類等及び副次危険に分類。Step 2: NOS を個別 NOS (例、エーテル NOS) と一般 NOS (例、その他の引火性物質 NOS) に分ける。Step 3: Step 2 の分別結果を PG 及び有する特性に基づき区分する。このグループ化の危険物リストは、29/INF. 4 として提案している。本表の有用性は、① 同一危険性 (分類) のグループとその輸送条件との関係を示す、② 危険物リストのスクリーニング及び欠落エントリ等の確認が可能となる、③ TI, PI, SP 及び L/Q を含む全ての輸送条件に對する合理的手法を適用できる、④ エントリーの輸送条件に関する提案がグループに對する現行条件との比較により評価できる、⑤ 利用者には新物質を該当する NOS エントリ (個別、包括又は一般) に割当てするためのよい手段である、等である</p>	適宜	報告 主官庁、分類責任者等の参考として、INF. 4 の表を UN Web site に載せる。

06/55 (IDGCA) (13)	SADT 試験法の改正	<p>SADT 決定に関する多くの問題点 (SADT の定義の不透明性、殊に固体物質に係わるもの) があり、その解決には試験マニュアル 28 節の規定の見直しが必要である。本提案 (Annex に具体的規定を示す。) は、試験マニュアルの試験法の詳細な比較に基づいている。</p> <p>28. 2 (試験方法) : 28. 2. 2 の適用物質の物理的性状 (固体/液体) を明確にする。</p> <p>28. 3 (試験条件) : 冷却速度の取り入れに伴う 28. 3. 6 の一部改正。28. 3. 8 異なる形の容器に対する冷却速度及び関連表 (28. 4 表) を新設する。</p> <p>28. 4 (断熱貯蔵試験) : H2, H3 及び H4 の試験においてこれらの試験方法が該当する容器の種類に関する規定の一部を改正修正する。</p> <p>一般 : SADT の定義の統一及び kinetic-based simulation method 試験法の採り入れ。</p>	次回修正提案 (提案の妥当性等をより明確にした内容の提案とする。)
06/56 (事務局) (5)	L/Q に関する改正	<p>(1) UN3357 : 本エントリーの L/Q 量の規定はないが、L/Q 量が該当するのかの検討する。RID/ADR/AND では Q4 (3L/1L (シュリンク等)) が適用される。策定基本指針の「少量危険物の制限量決定表」(05/23-28/INF. 8) には UN3064/3343 がカバーされていないのでその改正に注目する。</p> <p>(2) UN0504, 3354, 3355, 3374 : これらエントリーには L/Q 量の規定はないので検討する。UN0504 ; 他の Class I の物質等と同様に [NONE] とする。UN3354/3374 ; 他の Div. 2. 1 のガスと同様に [NONE] とする。UN3355 ; 他の Div. 2. 3 のガスと同様に [NONE] とする。</p> <p>(3) UN3129, 3130, 3148 : これら Div. 4. 3 の液体に対し g/kg が示されているので、ml/l 及びその制限量及び策定基本指針の改正について検討する。</p> <p>(4) UN3356 : 本エントリーの L/Q 量の規定はないが、L/Q 量が該当するのかの検討する。</p> <p>(5) Class 5. 1, PG II の殆どのエントリーでは 1kg/1L とされているので、「少量危険物の制限量決定表」について、5. 1, PG II の液体に ml/l が示されておらず、5. 1, PG II の固体の L/Q 量が危険物リストと異なっていることに注目する。</p>	採択
06/57 (事務局) (6)	UN1569 (臭化アセトン)	<p>モデル規則 14 版 UN1569 (6. 1 (3), PG II) にはタンク基準 T3, SP:TP33 が規定されている。12 版には T10, SP:TP2/13 であったが、改正により前記のとおりとなった。UN1569 は液体であり TP33 は誤りである。タンク要件決定指針によれば、Div. 6. 1 (3), PG II は T7 又は T11 となっており、IMDG Code (2002 年版) では T10, SP:TP2/13 としている。</p> <p>UN1569 (臭化アセトン) のタンク基準及び T/SP の決定についての検討が必要である。</p>	採択
06/58 (事務局) (6)	SP198 の改正	<p>モデル規則 14 版には UN3469 及び UN3470 (ペイメント等、引火性液体/腐食性) が採り入れられた。UN2056 (ニトロセルロース溶液) に対する SP198 には「ニトロセルロースの濃度が 20% 以下の溶液はペイメント等 (UN1210, UN1263 及び UN3066) として輸送できる。」趣旨が規定されている。SP198 の参照 UN No. を「See UN 1210, UN 1263 and UN 3066」を「See UN Nos. 1210, 1263, 3066, 3469 and 3470」に改正する。</p>	採択

06/59 (4A) (4a)	落下試験要件	<p>28SCEIDG で、落下試験における落下面の違いによる試験結果の相違がであることを指し、次回合へ関連提案を提出することを申出していた。落下試験の落下面の規格として ISO2248 (4.4 項) があるので、モデル規則の関連規定に、参照としてこの規格を採り入れることを提案する。</p> <p>6.5.6.9.3, 6.1.5.3.4, 6.3.2.5(a) 及び 6.6.5.3.4.3 の各「平滑、かつ、水平」を「ISO2248 の規格を満足する」に改める。</p>	適宜	採択 (修正) ISO 基準の内容を関連要件として規定する。(INF. 61)
06/60 (IATA) (6b)	P650 (Div. 6.2 の包装基準)	<p>P650 は UN3373 (診断用標本:12 版) の採りいれに伴い設けられた。当時の診断用標本は、人や動物への感染危険のある病原菌の含有を想定しておらず、診断用や調査目的で輸送されたので、P650 に基づき包装されたものは、他の規定の適用が除外された。その後 UN3373 は「生化学的物質、カテゴリーB」と改正され、この物質には感染性病原物質が含まれることとなり、教育訓練要件に関する 1.3 章の規定を輸送関係者へ適用すべきである。このため、P650 (11) の適用除外規定について次の趣旨の改正を提案する。</p> <p>適用除外とされない規定として、(a) 1.3 章の教育訓練要件 (b) 2.6.3.2 の分類規定を加える。</p>	適宜	不採択 (8:7)
06/61 (SAAMI) (12)	GHS2.1 章 (火薬類) の改正	<p>8SCEGHS は、ノールウェー提案 (C.4/04/12) により区分 1.4 の火薬類の絵表示を「1.4」から「爆弾の爆発」に改正した。その理由は、「1.4」は輸送に由来するものであり、作業場所や消費者の安全面からは十分ではないとしている。しかしこれによれば 1 個の包装物に輸送上の表示と作業場所や貯蔵における表示を付さなければならず、その取り扱いに混乱をきたす。更に、小火器弾薬や小火器用空砲のように爆発危険性が殆ど無い物品に「爆弾の爆発」を表示すれば、的確な緊急時対応ができなくなる。航空輸送では「爆弾の爆発」が表示されれば通常その輸送が禁止される。GHS の基本である全ての分野における調和趣旨からも外れると考える。これらから 2.1 章 (2.1.2 表) に次の趣旨の注記を加えることを提案する。「1.4S となる小火器弾薬 (0012)、小火器用空砲 (0014) 及び作動薬包 (0323) は「1.4S」を表示する。」</p>	適宜	不採択 (C.4/06/7) (INF. 65)
06/62 (カナダ) (2)	1.4S に分類するための追加試験	<p>現在、1.4S の物品又は物質は 6(c) 試験によってのみ分類されているが、1.4S の定義 (2.1.1.4(d)) には、6(c) 試験によらない物品等の有する性状による分類が含まれている。1.4S の定義の一部である「偶発的作動により発生するあらゆる危険効果が輸送物に止まる」については触れられていない。6(c) 試験は外部火災による物品等の危険性を判断するものであり、定義で云う物品等の有する危険性は明らかにはならない。油井用成型装薬 (1.4S) の試験 (1 個の物品を作動させる試験) においては証拠板に穴を穿ち、この分類とはならない結果が出ている。上記定義の一部を適用するために新 6(d) 試験を提案する。</p> <p>(1) 6(a) 試験は、輸送中点火した場合の輸送物外への影響を判断するための試験として利用できるもので、6(a), 6(b), 6(c) を行った後に 6(d) 試験として 6(a) 試験 (開放状態での試験) を行う。</p> <p>(2) 試験法は 6(a) のそれに従うが、輸送物は開放状態に置く。</p>	適宜	新提案 (試験マニュアルに加えるべき試験法案) (INF. 65)

06/62 (カナダ) (2) (続き)	1.4Sに分類するた めの追加試験	(3) 製品の機能が6(c)試験の結果より厳しい効果予想される場合の任意の試験である。この試験は、要件としての試験ではなく、主管庁判断の選択肢の一つであり、この試験の導入でより調和された分類ができるであろう。カナダで実施した試験の写真を添付する。成型包装に対するこの試験結果では、従来1.4Sであった物が1.4dに分類替えされた。		
06/63 (ICAO) (13)	ICAO DGP の決定事 項	ICAO DGP (Dangerous Goods Panel)/20 における決定事項についての情報を提供する。 (1) 2.6.3.2.3: "Exemption" は、TI では別の意味を持つので "exception" が望ましい。 (2) SP289: モデル規則14版が "vehicle" を "conveyance" に改正したので TI の SP A32 の改正を伴うが、航空輸送ではエアバッグが偶発的に作動しないようにする等の要件を厳しくすること。 (3) サルベージ容器: 容器は PG II の要件に適合するとするモデル規則に整合させる。 (4) 輸送書類: 各輸送物内の危険物毎の正味質量を記載すると5.4.1.5.1の規定に基づき関連部分を改正する。 (5) 火薬類相互の隔離: 7.1.3.1の規定に基づき関連する TI の規定を改正する。	適宜	報告
06/64 (ICAO) (13)	ICAO 包装基準の様 式替え	ICAO は、TI の包装基準 (PI) の様式及び内容の見直しを含む大幅な改訂を行う事とした。これは Class 3, 4, 5, 8, 9 及び Div. 6.1 の PI についてであり、他の PI は既に UN と整合されている。DGP は PI の次の点について検討するつもりである。 安全性強化、人的錯誤の可能性の軽減、教育訓練の簡易化、利用者利便性向上のため の包装基準の体裁の向上、PI の旅客機と貨物機との区分、容器の種類による許容量決 定の合理化、不要又は妥当性のない PI の削除、物質のグループ化に対する PI の改良、 PPR (個別包装要件) の削減、UN PI との調和 DGP は検討に先立ち、一般からの意見を徴している。UNSCETDG には全ての利用者の意見が 代表できる調査結果となるように、本件に興味のある団体に呼びかけるよう要請する。	適宜	報告
06/65 (ICAO) (9)	世界調和のための 選択肢に関する意 見	DGP/20 は、27SCETDG で検討された世界危険物輸送条約に関連する提案文書 (05/20 他) を検 討した。調和促進が可能な若干の分野、例えば UN SPNo. の利用等が検討されたが、この会 合では具体的詳細な検討は行われなかった。DGP/20 は本件について次期 2 年間の作業計 画の一部としてその作業を積極的に進めるべきであるとした。SCETDG には、ICAO の本作 業への支持及び 2006-2007 の次期 2 年間に於ける本件検討の継続の意向に注目すること を要請する。	適宜	報告
06/66 (ICAO) (5)	少量危険物に関す る意見	少量危険物等に関する DGP/20 の報告書の概要は、次のとおりである。 (1) 少量危険物 (Limited Quantity: LQ): [Limited Quantity] の用語は、その内容が航空 輸送と他の輸送モードそれぞれと大きく異なっている。この矛盾を減少するためには新しい 名称の採用のための検討が必要である。TI と UNMRG との大きな差異は、①TI は表示及び 標札の規定の全面適用、及び②TI は容器要件として 1.2m の落下試験及び 24h の積重ね試 験が必要である。LQ の要件は TI が UNMRG よりも厳しいので、TI の輸送物は他の輸送モ ードでも許容され、輸送物に「菱形枠の中に UN No.」を表示することによりその認識が容易	適宜	報告

06/66 (1CA0) (5) (続き)	少量危険物に関する意見	<p>となる。この表示規定をIIの5.2.4.1.1に加えることとした(2009年1月1日実施)を他のモードも受け入れるべきである。UNSCETDGには、航空輸送では有害性注意喚起標札が適用される旨の注記をUN勧告に加える用要請する。</p> <p>(2) 適用除外危険物(Excepted Quantity: EQ)：28SCETDGでのEQに関する提案は、以前の提案よりIIの規定に近いが、会合での見直しではIIとの差異を正確に確認できなかった。DGP/20の意見は、若干の差異は許容できるがII規定の緩和になる要件は受け入れられないとするものである。</p> <p>SCETDGには、ICAOがEQに関するモード間統一規定の策定に趣旨賛成であることに注目すること及び「菱形枠の中にUN No.」を表示する規定の検討を要請する。</p>	適直	
06/67 (1CA0) (7)	DGP/20によるモデル規則改正提案	<p>(1) 放射線防護計画：1.1.2.2.5(a)の規定(実行線量が1mSv/yを超えない場合の措置)の13版からの削除は疑問がある。本規定は放射性物質の輸送が直面している困難性に鑑み、残された規定の明確化に有用であると考え、1.1.2.2.5に「作業被ばくが1mSv/yを超える事はないと評価される場合には被ばく管理は不要である。」趣旨の注記を加える。</p> <p>(2) 人又は動物標本に対する適用除外：病原菌の存在が極微量である人又は動物標本についてのIIの強制規定がUN勧告に反映されるように、2.6.3.2.3.6の注記2として「航空輸送においては、本項により適用除外される標本の包装は(a)から(c)の条件に適合すること」の趣旨を加える。</p>	適直	採択

\*\*\*

## 付録 2.2 第 29 回国連危険物輸送専門家小委員会審議概要

### 1. 会期、参加国、議題及び議長等

#### 1.1 会期及び開催場所

会期 : 平成 18 年 7 月 3 日～12 日

場所 : 国連欧州本部 (Palais des Nations、ジュネーブ)

#### 1.2 参加国等

##### 1.2.1 国及び国際機関

(1) 委員国 : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チェッコ、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリー、メキシコ、日本、オランダ、ノールウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国及び米国 (出席 : 24 カ国、 欠席 : インド、イラン及びモロッコ)

(2) オブザーバー国 : ブルガリア、ケニア、ニュージーランド、スロバキア、スイス及びザンビア

(3) 国連機関及び政府間機関 : IAEA, ICAO, EC, IMO, OCTI 及び OTIF

非政府国際機関 : ABSA, AEGPL, AFEMS, AHS, AISE, CGA, CEPE, CLEPA, COSTHA, COLIPA, DGAC, EIGA, EFMA, FEA, GEA, IATA, ICCA, ICCR, ICDM, ICIBCA, ICPP, IDGCA, IEC, IFALPA, IFDI, ISO, PRBA, SAAMI, SEFEL, UIC, USFCC, VOHMA 及び WNTI

##### 1.2.2 わが国からの参加者 (敬称略・五十音順)

石和 浩次 (電池工業会)

木下 裕道 (日本電機工業会)

斉藤 修一郎 (日本電機工業会)

中島 紀昭 (産業技術総合研究所)

三宅 庸雅 (日本海事検定協会)

八十川 欣勇 (国連危険物輸送専門家小委員会委員、日本海事検定協会)

IEC メンバーとして出席

森脇 和郎 (三洋電機株)

西村 尉辞 (松下電池工業株)

世界 孝二 (ソニー株式会社)

#### 1.3 議題の採択

第 29 回会合の予定議題 (ST/SG/AC. 10/C. 3/57) は、期限後送付された Informal Documents を今回会合文書に含めることを承認して採択された。

#### 1.4 検討結果

今回会合の各正式提案に対する検討結果は、資料 UN18-2-4 の備考・結果欄に示した。

## 2. 火薬類の輸送

2.1 火薬類の輸送に関する提案は、各提案趣旨が本会議において説明され、それに対する総括的な議論を行った後、詳細な検討を火薬類 W/G で行われた。その検討結果の概要は次のとおりである。

2.1.1 改訂通気管試験に関する提案 (05/11:スペイン) は、現行通気管試験 (8d) の代替試験として試験マニュアルに加えることが同意された。但し、通気管径については次回会合で決定することとなった。

2.1.2 1.4S に分類するための新しい試験を追加すべきとする提案 (06/62:カナダ) は、合意が得られず、カナダが今回会合での意見を踏まえて、試験マニュアルに加えるべき新試験法案の作成を申し出た。

2.1.3 火薬類の輸送に関するその他の提案 (05/29:ドイツ、06/7:ノールウェー及び06/29:英国カナダ) は、採択 (修正されたものを含む。以下同じ。) された。

## 3. ガス輸送

3.1 ガス用サルベージ容器についての提案 (06/01:EIGA) は新提案の作成が申出され、包装基準 P200 の SP (特別容器要件) の改正提案 (06/39:米国) は持越しとされた。その他のガス輸送に関する提案は、採択された。

## 4. 容器 (IBCs 及び大型容器を含む。)

### 4.1 容器性能

落下試験における落下面の試験結果への影響を考慮し、落下面の要件を具体的に規定する必要があるため、その規格として「ISO 2248」を参照すべきであるとする仏提案 (06/59) は、ISO を参照基準とするのではなく、その内容を関連規定とすることが同意された。

### 4.2 IBCs

4.2.1 前回採択された IBCs の底部持ち上げ試験の判定基準に反対する提案 (06/20:ICPP・ICCA) が採択され、判定基準は現行 (14 訂版) のままとされた。恒久的変形の判定基準には気密試験よりも水圧試験を用いるべきとする提案 (06/24:ドイツ) 及び IBCs の紫外線防護の具体的規定案 (06/25:ドイツ) は共に取下げられ、新たに提案を作成することをドイツが申出た。

4.2.2 前回会合での検討結果を踏まえた IBCs の安全積重ね加重表示に関する提案 (06/30:英国) は、採択された。

4.2.3 振動試験を IBCs の性能試験に加えるとする提案 (06/32:仏/米) は、振動試験の採り入れの検討が今年には行わないとする前の SCETDG での決定に従うべきであるとする意見と、液体用 IBCs についてはその安全輸送の観点からの検討が必要であるとの意見とが相半ばした。振動試験を規則に採り入れるべきか否かについて採決を行い、その採り入れを採択 (9:7) した。この決定に基づき提案の具体的内容が Ad Hoc W/G において検討された結

果、仏/米提案を修正した液体用 IBCs の振動試験規定を 6.5.6.13 に新設し、2011 年 1 月 1 日以降に製造された液体用 IBCs に適用することとされた。

#### 4.3 容器に関するその他の提案

4.3.1 重合ゴムを包装材料のプラスチックとしてモデル規則への採り入れるべきとする提案 (06/6: ノールウェー) については、プラスチック材料の定義の明確化が指摘されたが、ゴム容器についてのコード新設には反対する国があった。ノールウェーは次回に新提案を出すことを申出た。

### 5. 少量危険物

#### 5.1 適用除外危険物

5.1.1 前回会合で合意された適用除外危険物規定の採り入れに関する原則に基づいて策定された提案 (06/45: 英国) は、その趣旨が採択され、詳細が Ad Hoc W/G において検討された。この結果、現行の「少量危険物」とは別に 3.5.1 として「適用除外危険物」に関する規定が新設された。

5.1.2 規定の概要は次のとおりである。

3.5.1.1 適用除外危険物 (物品を除く) の基本要件: 教育訓練、分類、容器及び放射性物質)

3.5.1.2 適用除外量のコード化: None~E5 (内装: 1g/1ml・外装: 300g/300ml) を危険物リスト第 7 欄に示す。

3.5.1.3 容器の基本要件: 内装、中間及び外装の各容器の要件、容器試験への適合等

3.5.1.4 容器試験: 試験の準備、1.8m 落下試験及び積重ね試験の方法

3.5.1.5 輸送物の表示: 輸送物への「適用除外危険物用表示」(10×10cm)

3.5.1.6 単位輸送ユニットあたりの最大収納個数: 1000 以下

3.5.1.7 輸送書類が用いられる場合: 「適用除外危険物」及び「その個数」を輸送書類に記載

5.1.3 副次危険を有しないガスについては次回再検討されることとなった。

### 6. 分類及び容器包装

#### 6.1 電池/燃料電池

6.1.1 リチウムイオン電池を現行リチウム電池 (UN3090/3091) とは別エントリーとする提案 (05/43, 05/44, 05/45, 05/46: PRBA) は、28SCETDG で持ち越すとされた提案である。これらの提案については反対の意見を表明するメンバーが多く、採決の結果は、わが国が賛成したのみで不採択となった。

#### 6.1.2 燃料電池 (FCC)

(1) 種々の危険性を有する燃料を内蔵する FCC を安全に輸送するための総合的規定システムを構築するために、内蔵する燃料の危険性区分に基づく物品のエントリーとすべきとする提案 (06/50: 仏/米国) は、Class 2 のエントリーの要件として参照する ISO 基準がまだ確定されていないこともあり、これ以外のエントリーを Ad Hoc W/G において検討された。W/G の検討結果は承認され、UN3473 のエントリーの一部改正、UN3476 及び UN3477 の新エントリー

一が追加された。これらの品名及び分類等は次のとおりである。

UN3473 FCC、装置に内蔵されたFCC又は装置と共に包装されたFCC、引火性液体を内蔵するもの Class 3

UN3476 FCC、装置に内蔵されたFCC又は装置と共に包装されたFCC、水反応性物質を内蔵するもの Class 4.3

UN3477 FCC、装置に内蔵されたFCC又は装置と共に包装されたFCC、腐食性物質を内蔵するもの Class 4.3

(2) Class 2のエントリーについては、その検討を次回に持ち越した。

## 6.2 感染性病原物質

6.2.1 医療廃棄物の分類に国際的、地域的又は各国の廃棄物目録を参照できる旨の規定を加える提案(06/13:ドイツ)及び6.2章の変更に関する意見(06/34:WHO)は、何れも採択された。

6.2.2 ばら積み動物死体の輸送に関する提案(06/46:英国)は採択された。

6.2.3 P650を適用して輸送するUN3373は、モデル規則の他の規定が適用されないが、その危険性を認識させるために教育訓練要件は適用すべきとする提案(06/60:IATA)は、不採択となった。

## 6.3 分類及び容器包装に関するその他の提案

6.3.1 有機化酸化物新処方物の2.5.3.2.4表への追加提案(06/12:ICCA)は及びアルコール/ガソリン混合燃料に関する提案(06/33:米国)は、何れも採択された。

6.3.2 クロロシラン類の規定の改正(06/11:ドイツ)、特別包装規定(SPP) PP1の改正(06/42:CEPE)及び固体物質のバルクコンテナ輸送規定(06/47:ICCA)は、何れも改めて提案されることとなった。

6.3.3 人の経験によるClass 6.1及び8の分類基準の明確化についての提案(06/19:英国)は、人の経験に関するデータの利用について国際的コンセンサスを進展させるための英国の作業を支持し、英国が具体的提案を作成することを申出た。

## 7. モデル規則に関するその他の提案

7.1 オーバーパックの定義及び表示に関連して、オーバーパックができるのは単一の荷送人のみとしている現行定義を荷送人以外のフォワーダーや輸送人にも認めるべきとする提案(06/18:FIATA)については、オーバーパックの表示は、荷送人の責任を明確にするものであり、荷送人以外によるオーバーパックの表示がこれを曖昧にする危険があるとする意見が多く、不採択となった。

7.2 固体環境有害物質のバルクコンテナ輸送(06/21:米国)及び換気済薫蒸貨物輸送ユニットの輸送に関する提案(06/8:ドイツ)は、何れも採択された。

## 8. IAEA放射性物質安全輸送規則との調和

8.1 2006年2月に開催されたIAEAコンサルタント会合の検討結果に基づき、IAEA規則との調和のために必要とするモデル規則の関連規定の改正を内容とする提案(06/53:英国)は、IAEA規則の改正に関する提案を除き採択された。

8.2 UN/IAEA調和のためのIAEA規則の改正は、IAEAコンサルタント会合後開催されたIAEA輸送安全諮問会合(2006年3月)においてその検討が持ち越されている。

## 9. UNモデル規則による危険物輸送規則の地球規模の調和を容易にするための選択肢 (世界危険物輸送条約)

9.1 世界危険物輸送条約の討議に関しては全般的な提案(06/5:WNTI、06/38:蘭及び06/67:ICAO)については、総論は賛成だが各論的には種々の問題のあることが議論された。

9.2 この問題を解決するための具体的手法を内容とする提案(06/43:英国)については、個別の提案に対し次の合意が得られた。

9.2.1 言語及び様式上の矛盾を同定するためにモデル規則の見直しを行う技術編集者(TE)を指名することについては、その趣旨が同意され英国がより具体的提案を作成することを申出た。

9.2.1 モデル規則本文と試験マニュアルとの関連の整理、関連国際機関間での合意文書(MOU)の作成及びIAEA規則との調和の推進については今後検討すべきことが認識された。

9.2.2 モデル規則の改訂(国連公用語による出版)の明確化については、その趣旨が同意されたが、全ての公用語の同時出版は出版の遅れを伴うことが認識され、新版が出版されればその改訂リストが発行されていることが再確認された。

9.2.3 危険物の郵便による輸送規定の現状についての検討に関しては、SCETDGの今後の検討資料とするためにUPUの現行規定の調査を事務局に要請した。

9.2.4 規則改訂の経過規定に関しては、改訂規定の適用に経過期間を設ける場合には、その期日を規則に規定することが同意された。

## 10. 危険有害性通報の促進

10.1 前会合での標札様式の微細な差異について具体的規定とする必要がないとの意見を踏まえ、これを総則規定に設けるとする提案(06/37:英国)については、執行機関による厳格すぎる規則の履行を避ける方策について前回と同じ内容の討議が行われ、英国が本提案を取下げた。

## 11. モデル規則の策定基本指針

11.1 前会合に提案した策定基本指針案(28INF.8)に対する検討結果を踏まえて作成された提案(06/48:英国)は、その趣旨が同意された。英国は、今回の議論及び今後寄せられるメンバーの意見を踏まえて、モデル規則15版に基づく指針案を次回提案することを申出た。次回会合で採択された策定基本指針は、15版規則出版と同時にUNECEのWebsiteに掲載することが同意された。

## 1 2. GHS に関する問題

12.1 引火性ガスの分類に関する ISO 基準についての提案 (06/2 : EIGA)、UN 勧告、GHS 及び RID/ADR の数値の調和についての提案 (06/4 : EIGA) 並びに GHS で未規定の爆発性状に関する提案 (06/27 : ドイツ) は何れも採択されたが、水生環境有害性 (06/51 : 蘭) の提案及び GHS2.1 章 (火薬類) の改正についての提案 (06/61 : SAAMI) は不採択となった。

12.2 不安定ガスの物理化学的危険性についての提案 (06/28 : ドイツ) はその趣旨が同意され、本小委員会に W/G 設けて検討することが決定された。

12.3 GHS に関する提案で、TDG/GHS 双方に出されている提案 (06/2 : EIGA、06/4 : EIGA、06/19 : 英国、06/27 : ドイツ、06/28 : ドイツ及び 06/61 : SAAMI) に関する SCEGHS の検討結果は、何れも SCETDG の決定を承認した。なお、不安定ガスの物理化学的危険性についての提案を検討する W/G には SCEGHS の関係者も参加することとした。

12.4 水生環境有害性として同定するのは UN3077 と 3082 に限るとされた 26SCETDG での決定は不適當であるとする提案 (06/51 : 蘭) については、欧州勢が支持したのに対し、英国、米国、カナダ、中国等が反対を表明し、それぞれ得失を主張した。採決の結果 (9:8) は本提案を不採択とした。

## 1 3. その他

13.1 SADT 試験法の改正提案 (06/55 : IDGCA) は、提案の妥当性が明確でないと野指摘を受けて IDGCA が次回修正提案を提出することとなった。

---

## 1 4. 次回会合

30SCETDG	2006 年 12 月 4 日～12 日 (AM)
12SCEGHS	2006 年 12 月 12 日 (PM)～14 日
3 CETDG&GHS	2006 年 12 月 15 日

\* \* \*

付録 2.3 第 30 回国連危険物輸送専門家小委員会提案文書概要

前回からの持ち越し提案

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
06/11 (ICCA) (2a ii)	クロロシラン類 の規定の改正	<p>クロロシラン類は、シリコン製品用のシリコンキサンやシランの製造に用いられる中間体であり、最終製品は判らない。全てのクロロシラン類は水と反応して腐食性/毒性の塩素ガス及び塩酸を生成し、その取り扱い及び輸送には注意を要する。シリコン製造業界はクロロシラン類の更なる安全輸送強化のために関連規定を見直すべきであると考ええる。</p> <p>UN1162～3362 (Annex I/2) のクロロシラン類 35 エントリーに対する PG, L/Q, 包装基準及びタンク基準に関する次の改正を提案する。</p> <p>(1) PG: UN1250 及び 1305 は引火点及び初溜点から、その PG を I から II とする (資料添付)。                      (2) L/Q: UN1818 のみは L/Q (II) による輸送が許容されているが、その理由が不明であるので、UN1818 の L/Q (II) を L/Q (NONE) とする。                      (3) 包装基準: Class 3, 6.1, 8 のクロロシラン類の包装基準は P001 とされるが、次の物質に用いる包装には 1A2, 1B1, 1B2, 1H1, 1H2 は適切ではないので新 PXXX を設ける。                      1162-1196-1250-1298-1305-1724-1728-1747-1753-1762-1763-1766-1767-1769-1771-1781-1784-1799-1800-1801-1804-1816-1818-2434-2435-2437-2985-2986-2987-3361-3362                      (4) 包装基準 (IBCs): Class 3, 6.1, 8 のクロロシラン類には IBC02 又は IBC01 を使用できるが、これら IBC には底部開口部を有しその閉鎖具にはかぶせ蓋等が用いられ、輸送中の緩みによる内容物の漏出が懸念されるので、次の物質への IBC の使用を禁止する。                      1162-1196-1298-1724-1728-1747-1753-1762-1763-1766-1767-1769-1771-1781-1784-1799-1800-1801-1804-1816-1818-2434-2435-2985-2986-2987-3361-3362                      (5) タンク基準: 殆どのクロロシラン類には底部開口部付きタンク (T7) が許されているが、安全性を強化するためにその使用は禁止されるべきであり、次の物質のタンク基準を改正する。                      T7→T10: 1162-1196-1298-1724-1728-1747-1753-1762-1763-1766-1767-1769-1771-1781-1784-1799-1800-1801-1804-1816-1818-2434-2435-2437 T11→T10: 1250-1305 T10→T14: 1183-1242-2988 T11→T14: 2985-2986-3361-3362                      (6) タンク TP: T14 とされた物質には TP27 (試験圧力 4bar の使用) を、クロロシラン類には TP7 (不活性ガスの充填) 及び TP13 (自蔵式呼吸具の使用) を、を夫々加える。                      TP27: 3361-3362 TP7: 1162-1196-1250-1298-1305-1724-1728-1747-1753-1762-1763-1766-1767-1769-1771-1781-1784-1799-1800-1801-1804-1816-2434-2435-2985-2986-2987-3361-3362                      TP13: 1781-1804-1818-2986-2987</p>	適宜	採択 (INF. 18: 追加説明) (Note: 10/1)
06/39 (米国) (2a ii)	包装基準 P200 の SP "d"	<p>包装基準 P200 の SP "d" は、鋼製シリランダーを用いる場合の要件として "H" を表示すべきとし、"H" は耐水素脆弱化防護を必要とするが、現行 "d" が付されているアルシン (UN2188)、ゲルマン (UN2192)、ホスフィン (UN2188) 及びシラン (UN2188) には水素脆弱化を起こす恐れはない。これらガスに対する包装基準 P200 の SP 欄から "d" を削除する。</p>	適宜	採択 (06/94 により修正)

06/53 (英国) (2c i)	IAEA 規則との 調和	<p>英国はこの2つの年次に亘って、UNモデル規則とIAEA放射性物質等物質安全輸送規則(IAEA規則)の調和に関する文書を提案してきた。28SCEIDGの検討においてIAEAは、本件を検討するためにSCEIDGの専門家を招いてのCSM(コンサルタント会合)の開催(2006年2月13-17日)を申し出た。CSMは、SCEIDGの英国提案(05/19及び28INF.35)を基に検討され、その結果を英国が29SCEIDGに提案することとした。本文書は、CSMの検討結果を基に、UNモデル規則とIAEA規則との調和のために必要とされるIAEA規則及びモデル規則(14版)夫々の改正並びに今後の作業を内容(Annex 1, 2, 3及び4)としている。</p> <p>Annex 1: ① 1.2.1-新定義 ② 新1.5章-Class 7の一般要件 ③ 改正2.7章 ④ 包装に関する4.1.9の変更 ⑤ 発送前要件に関する5.1章の改正及び表示及び標札の小改正</p> <p>⑥ Class 7用ポータブルタンクの導入についての6.4章の改訂</p> <p>Annex 2: UNモデル規則と調和させるためのIAEA規則の変更提案</p> <p>Annex 3: UNモデル規則(14版)とIAEA規則(2005年版)との改訂条項比較表</p> <p>Annex 4: 必要とされる今後の作業(英国意見)</p>	資料	資料
-------------------------	-----------------	--	----	----

今 回 提 案

文書番号	表 題	提 案 内 容	対 応	備 考・結 果
06/68 (オースト リア) (2c ii)	専用積載輸送時の 表示	5.3.2.1.1(e)に規定する放射性物質の専用積載輸送時におけるUN No.表示は、明確ではな く、5.4.1.5.7.1(i)の輸送書類記載要件とも相違がある。5.3.2.1.1(e)は、単一のUN No. の放射性物質を専用積載の下に収納した車両等にUN No.の表示を規定している。一方、 5.4.1.5.7.1(i)は、専用積載による輸送が要件とされている運搬物の場合には輸送書類 に「専用積載輸送」の記載を定めている。IAEA規則548及び550もほぼ同趣旨の規定があ る。単一UN No.の放射性物質を専用積載の下に輸送する車両等の表示に関する 5.3.2.1.1(e)に規定について、「単一のUN No.の放射性物質を専用積載の下に収納した車 両」を「専用積載が要件とされる単一UN No.の放射性物質を収納した車両等」に改める。 本件に関するわが国提案(06/15)に対して29SCETDGは、1.1.1.3の具体的見直し提案に基 づく検討を同意した。前回合会での意見を踏まえ、1.1.1.3の最後の2文章を次の様に改 めることを提案する。 即ち、「この規則の目的から、この割当ては不要であり、行為そのもののみを特定すること で足りる。この責任の割当ては各国政府の権限である。」を「これは、本規則に国際又は国の 立法者が用いるために、このような割当てに関する指針が本規則に入れられることを妨げ るものではない」に改める。	適 宜	取下げ (UN/IAEA 調和 W/G (IAEA) に提案 する。)
06/69 (オースト リア) (2a ii)	危険物輸送関係者 の責任の割当て	わが国は29SCETDGにニトロメタン(UN1261)の主管許可による容器の問題に関連して、 P099の適用の問題点を指摘した(29/INF.48)。問題は豪州に輸送されたニトロメタンが、 再度輸送されることとなった際に、本貨の容器がP099に基づくものであることが判明し た。しかし、それを証明する書類等が無く、豪州政府はそのその容器の妥当性について調 査する必要があった。これはP099の規定の趣旨に反するものであり、小型容器のみなら ずIBCsに対するIBCG9についても云えることであるので、これら包装基準を次の趣旨に 改正することを提案する。 (1) P099: 主管庁がそれらの貨物について許可した容器に限り使用できる(4.1.3.7参照)。 許可証(写)を該貨に添付する又は輸送書類に許可された旨を記載する。 (2) IBC99: 主管庁がそれらの貨物について許可したIBCに限り使用できる(4.1.3.7参 照)。許可証(写)を該貨に添付するか又は輸送書類に許可された旨を記載する。	適 宜	不採択
06/70 (豪州) (2a ii)	PI P099の改正	本提案は29SCETDGにおけるEIGA提案(06/1)を修正したものである。 サルベージ容器は、4.1.1.17に規定する条件の下に使用出来る。4.1.1.17の条件には 6.1.5.1.11(サルベージ容器の性能要件)に適合する容器であることが規定されている が、6.1章では圧力容器を認めていない。ガス輸送用のサルベージ容器に関する規定を設 け、その要件を6.2章に設けるとともに、その使用規定を4.1.1.17に加えるべきである。	適 宜	採択 (Vote: 10/3)
06/71 (EIGA) (2a ii)	ガス用サルベージ 容器		適 宜	不採択 (Vote: 多数/1)

06/71 (EIGA) (2a ii) (続き)	ガス用サルベージ 容器	(1) (a) 4.1.1.17.1の「6.1.5.1.11」の後に「6.2.1.1.9」を加える。 (b) 4.1.1.17.3に「破損容器の内容物は、全量がサルベージ容器に排出した場合の圧力及び容量(P200, 3)に制限し、サルベージ容器が内容物により危険とならない措置を講じる。サルベージ容器はUN1001及びUN3874に使用してはならない。」を加える。 (2) 6.2.1.1.9にサルベージ圧力容器規定を設け、6.2.1.1.9.1にその性能要件(承認国の認める容器の設計・構造、ガスに適合した付属品の使用、圧力試験、表示)を規定する。	適宜	
06/72 (ICCA) (2a ii)	コンテナ等収納証 明書の署名	ICCAが29SCETDGに提案したコンテナ/車両収納証明書の非手書き署名の受け入れ問題については、5.4.2も5.4.1.6と整合させることの趣旨が指示された。この際の議論では、輸送関係書類の法的制約による全般的な問題の見直しが指摘された。この問題はモデル規則における義務の名宛人の問題(06/15: 豪州)とも関連があり、総則規定にも係るが、本提案は、5.4.2.2の改正に限るものとしており、基本的問題については次期2年度にその検討を持ち越す。5.4.2.2では、コンテナ等への危険物収納者は、その規則への適合性に関する署名入りの申告書の作成を要求しており、Fax署名は認められないので、現行5.4.1.6の趣旨に整合させて次の改正を提案する。 (1) 5.4.2.2に「Fax署名は、それが適用法令有効ならば許容される。」旨の文言を加える。 5.4.2.3として、5.4.1.6.2と同趣旨の規定(EDP又はEDIによる書類では、署名を署名者の氏名の記載に替えることができる。)を加える。	適宜	採択
06/73 (ICCA) (2a ii)	PI P520の改正	包装廃材と輸送効率向上のため、固体物質のある種のものにはプラスチック袋(5H4)が使用できるが、P520にはこれが示されていない。E及びFの固体の自己反応性物質や有機酸化物の輸送上の安全に問題は無く、同程度又はより危険性の高い多くのPGIIの物質でもプラスチック袋(5H4)による輸送ができる(P002/P410)。ICCAはP520に5H4の追加を提案する。 P520、許容量表中のOP7及びOP8に注“e”を加え、脚注“e OP7及びOP8とされる固体物質には、最大正味質量50kgのプラスチック袋(5H4)を用いることができる”を加える。	適宜	不採択 (Vote: 8/2)
06/74 (ノールウ エー) (2a ii)	重合ゴム容器	わが国は29SCETDGに容器材料としての重合ゴムを、6.1.2.6に定めるプラスチック(II)に含めることを提案した(06/6)が、受け入れられなかった。同会合で指摘されたようにゴムを全ての容器材料としてのプラスチックに含めることは妥当ではないと考えるので、容器の種類を示す6.1.2.6表の脚注として、次の趣旨の文言を加えることを提案する。 「注：固体及び物品の包装に用いる場合は、プラスチックにはゴムのような他の重合材料が含まれる。」	賛成	採択(修正)

06/75 (ドイツ) (2a ii)	6.2 章 (ガス容器) の改正	<p>29SCETDG における 6.2 章の改正提案の内、SCE の同意が得られなかったものについての修正提案である。</p> <p>(1) 定期検査の検査項目は 6.2.1.5.1 に 4 項目挙げられているが、弁、その他付属品及び圧力逃がし弁もその対象とすべきである。更に、アセチレンについては、外観と多孔物質の状態のみが検査対象とされているが、6.2.1.5.1 の (a)、(c) 及び弁、その他付属品等 (新 e) も加えるべきであるので、次の改正を提案する。</p> <p>(a) 6.2.1.5.1 に (e) として、その他付属品及び圧力逃がし弁のチェックを加える。</p> <p>(b) 6.2.1.5.2 に 6.2.1.5.1 の (a)、(c) 及び (e) 並びに多孔物質の状態として 0 内に亀裂及び上部余積をその例に加える。</p> <p>(2) 圧力容器の承認及び定期検査の責任については、夫々 6.2.1.6 及び 6.2.1.5 に明示されているが、初回検査の責任については明示されておらず、その適用について明確を欠くので、圧力容器の承認及び定期検査と同様に「検査機関による」旨を加えるべきである。加えて、6.2.1.4 から 6.2.1.6 の規定は、初回承認、初回検査、定期検査の時系列的にするのが、規則の利用者に便利であるので、次の改正を提案する。</p> <p>(a) 6.2.1.4.1 (改正後 6.2.1.5.1) の “after manufacture in accordance with” を “after manufacture by an inspection body in accordance with” に改める。</p> <p>(b) 6.2.1.6 を 6.2.1.4 に、6.2.1.4 を 6.2.1.5 に、6.2.1.5 を 6.2.1.6 に夫々改め、これらの para. の Sub-para. もこれに従って改める。</p>	適宜	(1) 採択 (修正) (Vote: 10・1) (2) 採択 (修正) (Vote: 賛成多数)
06/76 (IATA) (2a ii)	貨物フオーワーダーによる輸送物の作成	<p>29SCETDG での貨物フオーワーダーによるオーバーパックの作成に関する FIATA 提案 (06/18) は、問題ありとして採択されなかった。IMDG Code はオーバーパックやユニット貨物の使用の規定において「ユニット貨物」の定義を設けている。荷送人に替わり貨物の輸送手配や輸送書類の作成等を行い危険物含む貨物の輸送において重要な役割を果たしている。ICAO TI は「貨物フオーワーダー」を定義しているが、危険物輸送に関する訓練規定の適用を明確にするためだけに設けているに過ぎず、モデル規則は貨物フオーワーダーの存在を認識していない。この問題解決のために次のように提案する。</p> <p>(1) 1.2.1 に「貨物フオーワーダー」(危険物及び非危険物の輸送、貯蔵、取扱等に関するサービスを提供する者) 及び「ユニット貨物」(輸送の便のため 1 個以上の輸送物の収納に用いる包装物。ただし、オーバーパックを除く。) の定義を加える。</p> <p>(2) ユニット貨物とオーバーパックの混同を避けるため、表示要件に関する 5.1.2.1 の文言を明確にする (規定の趣旨は変えない)。</p> <p>(3) オーバーパックを用いた場合に荷送人がそれを輸送書類に明示する旨の規定を 5.4.1.5.9 に新設する。</p> <p>(4) 貨物フオーワーダーはユニット貨物を作成できるとし、その場合の要件 (隔離及び表示要件) を 7.1.1.10 に新設する。</p>	適宜	次期提案

06/77 (ICCA/DGA C) (2a ii)	少量薬学研究開発 物質の適用除外	29SCEIDG の少量薬学研究開発物質の適用除外に関する提案 (06/49) の趣旨は多くの代表の支持を得たが、PG I 物質への適用、単位輸送物及び輸送手段当りの許容量、分類基準、容器内でのドラライアイスの使用等についての問題点が指摘された。我々はこれらの問題点を考慮して次の修正提案を作成した。薬学研究開発物質の輸送に関する新規定を加える。 2.0.5 薬学研究開発物質の輸送: 薬品としての性能調査のために開発された薬学研究開発物質は、次の条件の下に本規則の他の要件を適用しない。(a) 経口又は経皮による分類が区分 6.1、PG I II 又は III の物質に限る。(b) 調査物質の内装容器正味量は 0.2g (固体)/0.2ml (液体) 以下 (媒体に保持された物質は適用除外)。(c) 調査物質の単位輸送物あたりの総量は 100g (固体)/100ml (液体) 以下。(d) 容器はその一般要件 (容器試験を除く) に適合する。(e) 内装容器は要件に適合した外装容器に収納する。(f) 内装容器には固着が確実な閉鎖具を備える。(g) 外装容器及び付帯書類には輸送中の連絡可能な者の電話番号を記載する。	適宜	不採択
06/78 (カナダ) (2a i)	IBCs の振動試験判定基準	29SCEIDG は IBCs の振動試験要件を採択し、その判定基準 (6.5.6.13.4.1) については W/G での要検討事項 (IBC は安全輸送に影響を及ぼす恐れのある如何なる損傷がないこと。) をも承認した。この要検討事項についてはその適用を明確にするための修正が必要であるので、つぎのような修正を提案する。 6.5.6.13.4.1 漏洩又は破損のないこと。IBC は、輸送中の安全性に影響を及ぼす恐れのある構造物又は溶接の破損等の如何なる損傷もないこと。	適宜	採択 (修正) (INF. 30 (カナダ) による修正)
06/79 (CEPE) (2a ii)	UN3082 への PP 1 の適用	CEPE は 29SCEIDG に印刷用インキ等の溶剤として環境への配慮から Class 1-8 に該当しない混合物 (UN3082 に該当する場合がある) を使用しているとして、これに PP 1 を適用すべきことを提案したが、SCEIDG で若干の問題点が指摘されたので、それを考慮して次のように修正提案する。 (1) PP 1 の第 1 文章の前段を 「UN1133, 1210, 1263, 1866 又は 3082 の接着剤、印刷用インキ等の容器包装については……」の趣旨に改める。 (2) UN3082 の危険物リスト第 9 欄に 「PP 1」を加える。	適宜	採択 (修正) (INF. 50 (CEPE) による修正)
06/80 (スイス) (2b ii)	試験マニュアル 23 節の改正	試験マニュアル 23 節 (試験シリーズ C: 自己反応性物質及び有機酸化物の分類判定試験)、23.2.1 には、「『それは爆然が伝播するか?』 (20.1 図のボックス 3, 4 及び 5) の質問は、23.1 表の試験方法の結果に基づきその回答が得られる。」とあるが、この規定の英語版と仏語版には差異があるので、これを整合させるために 23.1.1 の仏語版を次のようにに改める。 《 Il est répondu à la question « La déflagration s' y propage-t-elle ? » (cases 3, 4 et 5 de la figure 20.1) selon les résultats d' une ou, s' il y a lieu, des deux épreuves du tableau 23.1. 》	適宜	採択 (修正)

06/81 (DGAC/ICC R) (2a i)	落下試験の落下面 の要件	29SCEITDG は、小型容器、IBCs 等の落下試験における落下衝撃面の要件として ISO 2248 に基づく規定 (落下面の総質量は最大試験加重の 50 倍以上、表面の水平差は 2mm 以下等) を採択した。現在使用している落下面でこれらの要件に適合するものがあるかには疑問がある。採択された落下面要件を IBCs、大型容器に適用した場合には、現在使用しているこれら容器のための適用は更に困難となる。 採択された要件の安全上のメリットには疑問があり、むしろ現行規定を残す方が良いと考える。落下面要件の明確化が必要であるならば、小型容器 (6.1.5.3.4) 及び区分 6.3 物質用容器 (6.3.5.3.1) の注記に「落下面の基準に関する指針が ISO 2548:1985 にある。」旨を加えることを提案する。	賛成	採択 (修正) (INF. 68 (IA) による修正)
06/82 (カナダ) (2a i)	引火性ガスを内蔵 する燃料電池	29SCEITDG は、クラス 4.3 及び 8 の物質を内蔵する燃料電池に関するエントリ-の採り入れを採択し、液化ガス及び水素吸蔵合金を内蔵する燃料電池について今後検討することに同意した。これに基づきカナダは 29SCEITDG の議論を踏まえてこれらの燃料電池に関する修正提案を作成した。前回提案 (06/50:米・仏) の問題点の修正概要は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ISO TS 16111: 水素吸蔵合金に関する本規格は 30SCEITDG 開催前には発行される予定であるが、発行されなかった場合にはその内容を SP 3CC に含める。</li> <li>SP 328: 燃料電池はその輸送形状に拘わらず漏洩してはならない趣旨を加える。</li> <li>製品気密試験: ガスを内蔵する燃料電池には気密試験を課する。</li> <li>少量危険物: UN2037 (小型ガス容器) と同様 120ml とする。</li> </ul> 上記に基づき次のように提案する。 (1) 新エントリ- WWWW FCC or FCC/装置 or FCC Packed/装置、液化ガスを内蔵する Class 2.1 SP328/3BB LQ:120ml P004 XXXX FCC or FCC/装置 or FCC Packed/装置、水素吸蔵合金を内蔵する Class 2.1 SP328/3CC LQ:120ml P004 (2) SP328 に「ISO TS 16111 に適合する水素吸蔵合金を内蔵する燃料電池の場合を除き、1.2m の落下試験に合格する」旨の文言を加える。 (3) 液化ガス用の新 SP 3BB を加える: 内容物の 55°C における平均圧力の 2 倍の圧力に耐える。許容量は 200ml、蒸気圧は 1000 kPa (55°C) 以下、温水層試験 (6.2.4.1) への合格。 (4) 水素吸蔵合金用の新 SP 3CC を加える: ISO TS 16111 に適合する。少量危険物として輸送する場合の許容量は 120ml 以下かつ 25g 以下 (ISO が発行された場合) とする。 (5) 第 6.2 章 (小型ガス容器等の要件) に「液化ガスを内蔵する燃料電池」を加え、関連規定 (6.2.1, 6.2.4, 6.2.4.1, 6.2.4.1.1, 6.2.4.1.2) を改正する。 (6) ISO TS 16111 が発行されなかった場合にはその内容を含めた SP 3CC とする。	適宜	(1) 採択 (2) 及び (3) 採択 (修正) (4) 採択 (修正): SP3CC は提案 Annex の内容とする。 (5) 採択 (6) ISO TS16111 は参照規格とはしない。(4) 参照  WWWW:3478 XXXX:3479 SP3BB:386 SP3CC:337
6/83 (IFALPA) (2a ii)	リチウムイオン電池の新エントリ-	29SCEITDG で検討されたリチウムイオン電池の新エントリ-追加の PRBA 提案 (05/45) は、リチウム金属電池との要件の差がないこと等を理由に採択されなかった。リチウム金属電池 (金属) とリチウムイオン電池 (イオン) は、金属が一次電池として、イオンが 2 次電池として用いられている。この両者は化学的性状も異なり、輸送中の事故に対する措置にも差異がある。これらから金属とイオンは別エントリ-として次の様に提案する。 (1) 新エントリ- UN XXXX リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む) UN YYYY リチウムイオン電池/装置 or リチウムイオン電池 Packed/装置	適宜	採択

6/83 (IFALPA) (2a) (続き)	リチウムイオン電池の新エントリー	(2) 危険物リストの各欄の内容は、リチウム電池 (UN 3090) と同じとする。 (3) SP 188 は新エントリー採り入れに伴う編集上の改正をする。 (4) PI P903 の適用エントリーに XXXX 及び YYYY を加える。	適宜	
06/84 (英国) (2a ii)	閃光組成物の定義 (2.1.3.5.5)	英国は 29SCETDG の火薬類 W/G にアジアで製造された煙火の煙火組成に若干の変化があること及び HSL で実施した煙火組成の時間/圧力試験 (2(c)) 結果を報告した。その後を実施した煙火組成の時間/圧力試験結果からも、最近用いられている新しい組成が 2.1.3.5.5 注 2 の化学成分による閃光組成物の定義が妥当でないことが判明した。このことから、2.1.3.5.5 (無試験煙火分類表) 注 2 の閃光組成物の定義を下記に改正すること提案する。 「本表の閃光組成物とは、当該煙火中の粉末又は煙火部品に対する試験シリーズ 2(c) (i) の時間/圧力試験による最少時間/圧力値が 0.5g 当たり 4ms の煙火組成をいう。」	適宜	採択 (修正)
06/85 (英国) (2a ii)	貨物コンテナの定義	29SCETDG のモデル規則と IAEA 規則の調和のためのモデル規則改正提案において、貨物コンテナの定義中での CSC 条約参照文言の削除が同意されたが、CSC 条約参照文言の削除は妥当ではないとの指摘もあった。CSC 条約参照文言はモデル規則利用者の利便と共に、適合すべき公式基準が関連規定の注記としておくことは必要であると考えるので、1.2.1 の「貨物コンテナ」の定義中の CSC 条約関連文言を注記として残すことを提案する。	適宜	不採択 (Vote: 多数/2)
06/86 (英国) (5)	規則策定基本指針案	29SCETDG に提案した規則策定基本指針案 (06/48: 英国) は、その趣旨が採択され、この案に対する前回会合の意見及びその後寄せられた各国意見を考慮に入れて同案の修正版を作成した。修正の概要は、序文に本書の目的、誰に宛てられたものか、注意事項等を含め、今次期間に SCETDG の決定できる修正を施した。本指針は完成段階にあり、15 版モデル規則と一緒に UNECE website に載せることができると考える。本指針の内容は次のとおり。 本指針の標題: UN モデル規則策定のための基本指針 0: 序文及び一般原則、1: 総則、定義、教育・訓練及び保安 2: 分類、3: 危険物リスト、少量危険物及び適用除外危険物、4(1): 包装基準 (P1)、4(2): IBC PI 包装基準 - 物質の割り当て、4(3) I: タンク基準 - 一般指針、4(3) II: タンク基準 - 分類、区分、PG 及び副次危険に基づく物質のグループ化指針、4(3) III: タンク基準 - タンク特別規定、4(3) IV: パルクコンテナ基準 - 物質の割り当て、5: 輸送手順、6: 容器、IBC、タンク、MEGCs 及びバルクコンテナの構造及び試験 7: 輸送作業	適宜	採択 (修正) (Vote: 賛成多数) (INF. 6 (英) による修正)
06/87 (ISO) (2a ii)	ISO 規格の最新化	モデル規則が参照する ISO 規格の最新版が刊行されているので、次の参照規格の改正を提案する。 (1) 5.2.2.2.1.2 の ISO 7225:1994 を ISO 7225:2005 に改める。 (2) 6.2.2.4 の ISO 10461:1993 を ISO 10461:2005/A1:2006 に改める。	適宜	採択
06/88 (英国) (2c i)	Class 7 の適用除外輸送物	IAEA 規則との調和に関する提案 (06/53: 英国) は 29SCETDG で修正の上採択されたが、次の関連改正の必要があるので提案する。 (1) 適用除外輸送物の UN 2908, 2909, 2910 及び 2911 に対する危険物リスト 8-11 欄の「2.7 章参照」を「1.5 章参照」に改める。	適宜	採択

06/88 (英国) (2c i) (続き)	Class 7 の適用除外 輸送物	(2) 改正された 4.1.9.1.1 (放射性輸送物の種類) には「(a) 適用除外輸送物」が規定されているが、第 4 部にはその要件が規定されていないので、「(a) 適用除外輸送物」の後に「(1.5.1.5 参照)」を加える。	適宜	
06/89 (PRBA) (2a ii)	リチウムイオン電池の SP188 の改正	29SCETDG で SP188 において適用除外される電池容量を組電池で 100Wh (リチウムイオン電池については総等価リチウム量 (ELC) を Wh とすることが同意された。) を 200Wh にすることを提案 (05/44) したが、航空輸送における問題点が指摘され、SCETDG の同意が得られなかった。携帯用電子機器等により大型の LIB の需要が大きくなっている。電池容量増加の要請は強く、より大型の電池の需要が大きくなっている。実務的には 1 個の装置に SP188 の許容量の電池を 2 個内蔵させることで対応しているが、安全輸送の観点からは疑問がある。前回会合での討議を基に PRBA は、次のような SP188 の改正を提案する。 SP188 (b) のリチウムイオン電池の制限量「100Wh」を「150Wh、航空輸送にあっては、100Wh」に改める。	適宜	取下げ
06/90 (EFMA) (2a ii)	硝安肥料 (UN 2067) の分類	SP307 (b) に示された成分要件では、無機物である硫酸塩を含む AN 70%-80% のは、UN 2067 となるが、同様の成分である炭酸カルシウム又はドロマイトのみを含有する場合にはそうならない。この矛盾は科学的妥当性を欠き、肥料業界に不当な障害となる。硫酸塩は極普通の鉱物で世界中にあり、その化学性状は安定しており比較的の不活性である。硫酸塩を含む AN の安全性試験 (IMO BC Code, Annex 3, 5a 試験) では、炭酸カルシウム又はドロマイトと同じ結果が得られており、これらは Class 9 とならない。AN 70%-80% のの肥料は、「炭酸カルシウム又はドロマイト」、「硫酸塩」又は「これらの組合せ」の何れもその安全性状は同じである。これらから、下記の改正を提案する。 SP307 (b) 中、「炭酸カルシウム及び/又はドロマイト」を「炭酸カルシウム又はドロマイト及び/又は硫酸塩」に改める。	適宜	採択 (修正)
06/91 (英国) (2a ii)	ばら積み動物死体の輸送	Div. 6.2 の廃棄物や動物死体の輸送に関しては、以前事務局が指摘したように現行規則はその輸送の可能性の全てが考慮されていない。この問題は、各種鳥インフルエンザウイルス (カテゴリー A 又は B) に感染した動物死体の廃棄物について現時点でのより適切な規定が必要とされることである。例えば、(a) カテゴリー B の病原菌に感染した動物死体の輸送の必要性：動物死体に対する PI は不適當であり、ばら積み輸送は許容されていない。 (b) UN2814 にはバレルコンテナによる規定が無い。 英国は前回会合の議論及びその後に寄せられてベルギー、カナダ、ドイツ、米同等の意見を考慮して、前回提案 (06/46) を修正して次の様に提案する (1) 2.6.3 関連規定の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>2.6.3.2.1 の UN3373 の後に「UNXXXX, UNYYYY 又は UNZZZZ」を加える。</li> <li>2.6.3.2.1.1 に上記に関連する改正を行う。</li> </ul>	適宜	採択 (修正) (INF. 28 (英) による修正)

06/91 (英国) (2a ii) (続き)	ばら積み動物死体の輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.6.3.2.2.2にUNZZZZを加え、脚注にばら積み輸送に関する規定を加える。</li> <li>2.6.3.2.2.2にUN No.の割当てに関する規定を新設する。</li> <li>2.6.3.5.1のUN2900の後に「UNXXXX又はUNYYYY」を加える。</li> </ul> <p>(2) エントリーの追加及び関連規定の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>UNXXXX ANIMAL MATERIAL IN BULK, containing Category A pathogens affecting humans</li> <li>UNYYYY ANIMAL MATERIAL IN BULK, containing Category A pathogens affecting animals only</li> <li>UNZZZZ ANIMAL MATERIAL IN BULK, containing Category B pathogens</li> <li>UN2900及びUN3373のBK1・BK2及びT1・T2を夫々削除する。</li> <li>SP318の正式名称は輸送物の場合に表示する旨を加える。</li> </ul> <p>(3) 4.3.2.4関連規定の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4.3.2.4.1中の0内のUN No.を「XXXX及びYYYY」に改める。</li> <li>4.3.2.4.2中の0内のUN No.を「3291及びZZZZ」に改める。</li> </ul>	適宜	
06/92 (英国) (2a i)	通用除外危険物	<p>29SCETDGは、通用除外危険物に関する第3.5章の規定案を採択した。この提案の中で通用除外危険物規定を適用できる物質一覧表及び副次危険を有さないガスへの適用は30SCETDGで検討することとされた。前述一覧表に含まれる4つのUN No. (1950, 2037, 2857及び3164)は、現在航空輸送では禁止されているが、これらについてのわが国見解は次のとおりである。</p> <p>UN1950, エアゾール：現在既に50ml以下のものが規則の適用除外となっているので通用除外危険物規定は不要である。</p> <p>UN2037, 小型ガス容器：UNでは引火性又は毒性ガスが含まれるので、ICAOでの通用除外危険物規定からの除外が予想されるので通用除外危険物規定は不要である。</p> <p>UN2857, 冷凍機器及びUN3164, 加圧物品：これらの物品に含まれるガス量はそれほど少量とは思われないので、通用除外危険物規定に含めるべきではない。</p> <p>UN1845, ドライアイス：ICAOはこれを通用除外危険物に含めるとしているのので、これに調和させる必要がある。</p>	適宜	採択 (修正) (INF. 32 (英) による修正) UN1845 に関する提案は取下げられた。
06/93 (米国) (2a ii)	吸入毒性液体のタンクの割当て	<p>29SCETDGは、規則策定基本指針II部に基づく臭化アセトンに対するタンクの割当て (T20, TP2及びTP13)を承認した。策定基本指針は、吸入毒性が1000ml/m<sup>3</sup>以下及び飽和蒸気濃度が10LC<sub>50</sub>以下の物質をT20とし、吸入毒性が200ml/m<sup>3</sup>以下及び飽和蒸気濃度が500LC<sub>50</sub>以下の物質をT22にすべきとしている。米国は吸入毒性を有すると考えられる物質の蒸気圧及び毒性を基に策定基本指針を適用してその見直しを行ったので、付録に示した61物質について該当するタンクの種類 (T)及びタンク特別規定 (TP)の改正を提案する。</p>	適宜	採択 (修正) (INF. 74&75 (米) による修正)

06/94 (米国) (2a ii)	シランに対する P200 “d” の削除	29SCETDG にシランを含む 4 物質の P200 “d” の削除を提案 (29/INF. 21: 米国) は、データによる検討が同意された。1100MPa までの限界張力レベルにおける高強度鋼合金とシランとの適合性試験 (ISO 1114-4) を実施した結果では、シランが鋼合金シリンドランの脆弱化を起すことはなかった。これに基づき米国は、シランに対する P200 “d” を削除し、6. 2. 2. 2 の脚注として「ISO 1114-1 の高強度鋼合金とシランとの適合性規格はシランには適用しない旨を加えるよう提案する。	適宜	採択
06/95 (米国) (2a i)	UN3475 への IBCs の 割当て	UN3475 (エタノール混合ガソリン) の危険物リストへの追加提案 (06/33: 米国) は、29SCETDG において修正採択されたが、該当 IBCs については本物質の蒸気圧の見直しに基づき決定されることとなった。策定基本指針に基づき Class 3, PG II 液体には IBC02 が割当てられるが、この混合物の蒸気圧に疑念が持たれた。本物質の一般的な性状は、ガソリンの含有率に左右される。エタノールの蒸気圧は 5. 8 kPa であるが、ガソリンは 29-103. 5 kPa と幅がある。IBC02 には蒸気圧が 110 kPa@50°C 又は 130 kPa@55°C 以下の液体に限るとの追加要件があり、この値を超える物質は、IBC02 が除外されるので、UN3475 には IBC02 が割当てられる。従って、UN3475 の第 8 欄に「IBC02」の追加を提案する。	適宜	採択
06/96 (CGA) (2a ii)	P200 の充填率及び 使用圧力の改正	29SCETDG は、米国提案 (06/41) の P200 の充填率の見直しに関して米国 NIST の研究報告に基づき P200 に示された 6 つのガス充填率の増加を採択した。CGA は NIST の研究報告に基づき、六フッ化タンゲステン (UN2169) 及びジクロロシラン (UN2189) の充填率の改正及び一酸化窒素 (UN1660) の試験圧力及び最大使用圧力の減少について次の提案を行う。 UN2169 : US49CFR により充填率 3. 19 で 20 年以上安全に輸送されてきたが、P200 (3) (c) の算式に基づき 3. 08 となるので、現行 P200 の充填率 2. 70 を 3. 08 に改める。 UN2189 : US49CFR により充填率 1. 11 で 20 年以上安全に輸送されてきたが、P200 (3) (c) の算式に基づき 1. 08 となるので、現行 P200 の充填率 1. 11 を 1. 08 に改める。 UN1660 : 1963 年の容器破壊事故調査の結果では、事故は本物質の分解反応に基づく圧力上昇によることが判明している。これを考慮して、本物質の試験圧力及び最大使用圧力を夫々 225 及び 33 に改める。	適宜	採択 (Vote: 10/0)
06/97 (米国) (2a ii)	リチウム電池の SP188 の改正	SP188 は定める要件に適合する単電池 (セル) 及び組電池を適用除外する SP (特別規定) である。29SCETDG ではリチウム電池の電氣的危険性に関する報告がなされている (05/42: PRBA)。SP188 の要件に適合する適用除外電池等の電氣的危険性は、規則が適用されるそれらの危険性に劣らない。付録に示されている過去 10 年以上のリチウム電池による事故一覧表の内容から米国は、電池等の短絡に伴う危険性を考慮して SP188 の改正を提案する。 包装 : SP188 は、包装内での短絡防止のための措置を規定しているが、輸送中の取扱いのミスによる損傷事故発生時の危険性は残っているため、SP188 の包装要件の安全性を高めるため、適用除外電池に短絡防止のための追加要件を加える。	適宜	採択 (修正) (INF. 72 (米) による修正)

06/97 (米国) (2a ii) (続き)	リチウム電池の SP188 の改正	<p>装置に内蔵された電池等：SP188 は電池等の制限量及び試験を規定しているが、装置に内蔵された電池等の適切な措置要件はない。装置に内蔵された適用除外電池等は、PI P903 を適用して包装される装置に内蔵された電池等と同じ短絡による電氣的危険性は有るので、P903 の要件と同等の装置に対する短絡及び偶発的作動の防止要件を SP188 に加える。単電池及び組電池の個数：SP188 (e) の表示、書類等の規定は、規定個数を超える電池等を収納した輸送物に適用される。発熱・火災危険はたった1個の電池等の短絡によって起ることを考え、SP188 (e) の規定個数を超える電池等のみ適用する理由がないので、SP188 (e) (i) ~ (iv) は輸送物1個当たりの電池等の個数に拘わらず適用するよう提案する。表示：SP188 (e) (i) は電池等の輸送物が損傷した場合の措置の表示を規定しているが、電池等の事故時の措置を輸送従事者に周知させるためにより具体的内容を示すべきであるので、この規定を IEC 62281 に示された内容に基づき具体的なものとす。これと同趣旨の改正を (ii) の書類要件にも加える。</p> <p>上記から、SP188 を次のように改正する。</p> <p>(1) (d) 及び (e) に電池等及びこれを内蔵する装置の短絡防止措置、包装方法当に関する規定を設ける。</p> <p>(2) (f) に輸送物に表示する具体的項目を規定する (現行 (e) (i) の拡充)。</p> <p>(3) (g) に書類の具体的記載項目を規定する (現行 (e) (ii) の拡充)。</p> <p>(4) “lithium content” 等の定義を一部変更する。</p>	適宜	
6/98 (米国) (2a ii)	煙火 (1.4G/1.4S) への大型容器の使 用	<p>米国は玩具用煙火 (1.4G (UN0336)/1.4S (UN0337)) の輸送に要件に適合するファイバ板製及び木製の大型容器の使用を主管庁承認により認めている。この箱は小売店の店頭展示用箱としても頻繁に用いられている。花火は詰合わせで販売されるので、この詰合せは透明なプラスチック包装とされている。花火相互には通常かなりの空隙があり、外装箱の総質量は 400kg を越えないが、極めて大型となる。外観上は大型でこれらは通常その機械荷役のため通常は木製パレット付きとなっている。この玩具用花火に LP102 の使用を認めるために、危険物リストの煙火 (1.4G (UN0336)/1.4S (UN0337)) のエントリ一の第 8 欄に [LP102] を加えるよう提案する。</p>	適宜	取下げ
6/99 (米国) (2a ii)	P200 の充填率の改 正	<p>29SCETDG は、米国提案 (06/41) の P200 の充填率の見直しに関して米国 NIST の研究報告に基づく P200 に示された6つのガス充填率の増加を採択した。米国 NIST の研究は、P200 に示された充填率が適切な安全レベルであるかの確認のために行われている。29SCETDG において独 (BAM)、USDOT 及び EIGA は、各液化ガスの充填率の改正提案を取りまとめ、付録に示した 44 物質の充填率の改正を提案する。</p>	適宜	採択

06/100 (UPU) (2a ii)	郵便による危険物の輸送	<p>郵便による感染性病原物質の輸送に関する現行規則は明確ではない。UPU 規則は、感染性病原物質カテゴリーB (UN3373) に関して国際郵送を認めておりカテゴリーA (UN2814 及び2900) は禁止されている。更に、UPU 規則は国際郵送にのみ適用され、国内郵送は、郵政当局又は主管庁が定める規則が適用される。UPU 規則の適用を明確にするため、関連する1.1.1.6 の規定を次のように改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1文の末尾に“transported internationally”を加える。</li> <li>第2文の“National postal authorities”の後に“or the competent authority”を、“transport”の前に“International”を夫々加える。</li> <li>第3文を次に改める：(下線部分)“The following dangerous goods may be acceptable in international mail subject to the provisions of the national postal authorities, or under the approval of the respective competent authority”</li> <li>(a) を次に改める (下線部分)：“Infectious substances assigned to Category B (UN3373) only, and solid carbon dioxide (dry ice) when used as a refrigerant for <del>infectious substances UN3373</del>”</li> </ul> <p>第4文、第5文及び第6文を次に改める (下線部分)：For international movement by post additional requirements for quantity restrictions, packaging and labelling as prescribed by the Acts of the Universal Postal Union apply.</p> <p><u>The Acts of the Universal Postal Union do not apply to the domestic transport of dangerous goods. Domestic transport of dangerous goods in the mail are subject to the provisions of the national postal authority.</u></p>	採択 (修正)
06/101 (事務局) (2a i) (2b i)	危険物輸送通告の改正案	<p>本提案は、今次2年間に開催された27、28及び29回会合で合意された危険物輸送通告(14版モデル規則及び4版試験マニュアル)の改正案を纏めたものである。これらの内、比較的に重要な事項を次に示す。</p> <p>(1) モデル規則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.4：保安対象危険物に区分1.4の一部及び5.1の過塩素酸、ANEのばら輸送を追加する。</li> <li>2.2.3：区分2.2の適用除外ガスの範囲を明確(液化/深冷液化を除く)にする。</li> <li>2.5.3.2.4：個別処方物表に14の処方物を加える。</li> <li>3.2.1：危険物リスト第7欄の説明に適用除外危険物の追加し、同欄を少量危険物(上段)と下段(適用除外危険物)に分ける。下段には適用除外危険物の適用の可否、許容量をE-Code (None, E-1~E-5)を示す。</li> </ol> <p>次の新エントリーを加える：0505~0508, 2031 (濃度による追加)、3474~3477</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3.3：SP188 (リチウム電池) 及びSP328 (燃料電池) の改正、SP330 (UN1170/1987/1993) の削除並びにSP332 (UN1474)、SP333 (UN3475)、SP334 (UN3476/3477) 及びSP335 (UN3077/3082) を加える。</li> </ol>	採択 (修正)

06/101 (事務局) (2b i) (続き)	危険物輸送報告の 改正案	<p>3. 5 : 適用除外危険物に関する新規定 3. 5. 1 ~ 3. 5. 1. 7 を加える。 1. 1 : 適用除外規定の範囲 1. 2 : 適用の可否、許容量等を示す E-Code (None, E-1 ~ E-5) 1. 3 : 包装要件 1. 4 : 輸送物の試験 1. 5 : 輸送物の表示 1. 6 : 輸送ユニット当たりの許容個数 1. 7 書類</p> <p>4. 1. 1. 3 : 「IBCs の振動試験は 2011 年 1 月 1 日以前に製造されたものには適用しない」旨を加える。</p> <p>4. 1. 4 : P200 の UN1011 ほか 13 物質の充填率を改正する。 P004 (UN3473/3476/3477) 及び P804 (UN1744) を加える。 IBC520 に 6 つの処方物 (UN3119) を加える。</p> <p>5. 2. 1 : 標札要件を明確にするため、5. 2. 2. 1. 1 及び 5. 2. 2. 1. 3 の規定に改正する。</p> <p>5. 3. 2 : UN No. の表示方法についての 5. 3. 2. 1. 2 を具体的にするための改正を加える。</p> <p>5. 5 : 薫蒸済みユニットの安全性確保に関する 5. 5. 2. 2 の規定を改正し、薫蒸済みユニットの表示に「換気期日及び立ち入り禁止」を加える。</p> <p>6. 1 : 落下試験における落下衝撃面の具体的要件 (ISO 2548:1985 に基づく) を 6. 1. 5. 3. 4 に加える。 6. 1. 4. 1. 9 に UN1001 に対する追加要件 (4. 1. 6. 1. 2 の一部) を設ける。</p> <p>6. 3. 1 ~ 6. 3. 3 (改正) 及び 6. 3. 4 ~ 6. 3. 5 (新規定) に区分 6. 2. カテゴリー A の包装要件に関する規定を設ける。</p> <p>6. 5. 2. 6. 5. 2. 2 に全ての IBCs の積重ね加重又は積重ね禁止の表示に関する規定を設ける。</p> <p>6. 5. 6. 13 : IBCs の振動試験規定を新設する。</p> <p>(2) 試験マニュアル</p> <p>10. 3 図 : 8 (b) 及び 8 (c) 試験結果に基づく “REJECT” box の記載を変更する。</p> <p>18. 7. 2 : 新 8 (d) 試験として改訂通気管試験規定を設ける。</p>	適宜	
06/102 (事務局) (2a ii) (2b ii)	その他の改正	<p>事務局が指適する危険物輸送報告 (14 版モデル規則及び 4 版試験マニュアル) の改正案に對する主として編集上の修正である。</p> <p>(1) 品名 (3. 1. 2. 2) : 3. 1. 2. 2 の (a) 及び (b) の例には「夫々貨物の化学名が付記された」とあるが、この 2 例には SP274 (3. 1. 2. 8. 1 参照) は適用されないもので、これを削除する。</p> <p>(2) 深冷液化ガス用タンクの定期検査及び試験 : 5 年毎の定期検査及び試験に関する 6. 7. 4. 14. 5 の要件は、6. 7. 4. 14. 4 で既に規定されているので、重複を避けるため 6. 7. 4. 14. 5 の規定を削除し、6. 7. 4. 14. 4 の規定に「試験」を加える。</p> <p>(3) 定期検査期限切れのタンクの輸送には、その旨を書類に記載すべきことが 4. 1. 2. 2 (b) 他に規定されているので、書類記載事項として 5. 4. 1. 5. 9 にその旨を新しく加える。</p> <p>(4) 29SCEITDG で試験マニュアル 38. 3. 2 の定義から「等価リチウム量」を削除したが、「大型セル」の削除の可否を検討する必要がある。</p>	適宜	<p>(1) ~ (3) 採択</p> <p>(4) 「等価リチウム量」を削除</p>
06/103 (事務局) (2a i)	適用除外危険物	<p>事務局が指適する適用除外危険物規定案に対する主として編集上の修正である。</p> <p>(1) 危険物リストの第 7 欄の説明において区分 5. 2 は UN3316 (化学検査キット等) に限って適用除外危険物が適用できるとしているが、リストにはこの脚注が示されていないので、区分 5. 2 の第 7 欄は「NONE」とし、SPXXX としてこの脚注の趣旨を規定する。</p>	適宜	(1) 採択 (修正)

<p>06/103 (事務局) (2a i) (続き)</p>	<p>適用除外危険物</p> <p>(2) 区分 2.2 のガスには E-2 が適用され、その脚注に内容量(水容量)についての説明があるが、この内容は適用除外危険物の分野では有用なので、3.5.1.2 の表の後に加える。</p> <p>(3) PG のない若干の危険物(18 エントリ)には適用除外危険物が規定されていないので、これらについては「NONE」とすべきである。</p> <p>(4) UN3316 を「NONE」とすれば(上記(3)参照)、SP251に「内蔵する各危険物の量が適用除外以下の化学検査キット等は3.5の規定に基づき輸送できる」旨を加える。</p> <p>(5) 適用除外危険物規定案では第7欄を上下に区分し、上欄に少量危険物、下欄に適用除外危険物を示すことにしたが、エクセル書類処理上からは問題があるので、欄を上下に分けず一つの欄として上部に少量危険物、下欄に適用除外危険物を示し、第7欄適用除外危険物の説明をこの趣旨に改める。</p> <p>(6) 適用除外危険物が適用できないものには「NONE」に替えて「E-0」を用いる。</p> <p>(7) 危険物リスト第7欄の改正(適用除外危険物の新設)に伴う関連規定(SP236、SP251、SP301、3.4.1及び5.4.1.5.2)</p> <p>3.5.1.2 の表第2/3欄の標題を、夫々「内装容器当たりの最大量」/「外装容器当たりの最大量」に変える。</p> <p>(8) 輸送物の表示(3.5.1.5)に関して次の改正を助言する。</p> <p>(a) 過去の ECOSOC 決議に鑑み、“DANGEROUS GOODS IN EXCEPTED QUANTITIES”を“EQ”に変える。</p> <p>(b) “Class &amp; Division Number(s)”はこの文字を表示することではなく、該当する数字等を表示するので、“*/”Class &amp; Division”を表示する場所の趣旨に改める。</p> <p>(c) “Class &amp; Division Number(s)”の意味を明確にすべきである。</p> <p>(d) 「荷送人等の名称」も(b)の例に倣い「*/」によりその旨に変える。荷送人等については法的解釈が異なることを想起する必要がある。</p> <p>(9) モデル規則には3.5.1.6(表示)の「輸送ユニット」が明確にされていない(5.3.1.1.1を除いて)。5.3.1.1.1ではこの項における定義であり、これと異なる場合には1.2.1に含まれるべきである。IMDG Code では「cargo transport unit」、ADR では「motor vehicle」が用いられている。</p> <p>(10) 3.5.1.7(書類)の適用には問題がある。適用除外危険物には5.4章の書類要件を適用するかどうか、書類が不要な場合には、紙に替えて EDP/EDI による適用除外危険物の情報が要求されるのかどうかを明確にする必要がある。</p> <p>(11) 3.5.1.1の注の「2.7.7.1.2.1及び2.7.9.1」は「1.5.1.5」に改める(Class 7関係の改正に伴う改正)</p>	<p>適直</p>	<p>(2)～(4) 採択 (5) 採択(修正) (6) 採択(修正) (7) 採択 (8) 採択 (9) 採択(修正) (10) 採択(修正) (11) 採択</p>
---	---	-----------	--

\*\*\*

## 付録 2.4 第 30 回国連危険物輸送専門家小委員会審議概要

### 1. 会期、参加国、議題及び議長等

#### 1.1 会期及び開催場所

会期 : 平成 18 年 12 月 4 日～12 日

場所 : 国連欧州本部 (Palais des Nations、ジュネーブ)

#### 1.2 参加国等

##### 1.2.1 国及び国際機関

(8) 委員国 : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェッコ、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリー、日本、オランダ、ノールウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スペイン、スウェーデン、英国及び米国 (出席 : 22 カ国、 欠席 : インド、イラン、メキシコ、モロッコ及び南アフリカ、)

(1) オブザーバー国 : ケニア、ルーマニア、及びスイス

(2) 国連機関及び政府間機関 : IAEA、ICAO、EC、IMO、OTIF、UPU、WHO 及び OTIF

非政府国際機関 : AEGPL、AHS、AISE、CGA、CEPE、CLEPA、COSTHA、COLIPA、DGAC、EIGA、EFMA、FEA、FIATA、EMPAC、IATA、IAPRI、ICCA、ICCR、ICDM、ICIBCA、ICPP、IFALPA、IFDI、ISO、RCMASA、PRBA、SAAMI、UIC、USFCC、VOHMA 及び WNTI

##### 1.2.2 わが国からの参加者 (敬称略・五十音順)

兜森 俊樹 (日本電機工業会)

斉藤 修一郎 (日本電機工業会)

佐藤 光雄 (日本電機工業会)

園田 敏彦 (国土交通省海事局)

中島 紀 昭 (産業技術総合研究所)

松木 邦夫 (日本化学工業協会)

三宅 庸 雅 (危険物輸送専門家小委員会委員、日本海事検定協会)

八十川 欣勇 (日本海事検定協会)

IEC メンバーとして出席

森脇 和郎 (三洋電機株)

西村 尉辞 (松下電池工業株)

#### 1.3 議題の採択

第 29 回会合の予定議題 (ST/SG/AC.10/C.3/59) は、期限後送付された Informal Documents を今回会合文書に含めることを承認して採択された。

#### 1.4 検討結果

今回会合の各正式提案に対する検討結果は、資料 UN18-4-3 の備考・結果欄に示した。

### 2. 危険物輸送勧告の改正提案

#### 2.1 危険物輸送モデル規則

2.1.1 今次 2 年間の第 27、28 及び 29 回会合で採択された危険物輸送モデル規則第 14 版の改正案については、事務局が作成した総合改正案一覧(06/101:事務局)及び関連する改正提案についての検討が行われ、一部修正を加えて採択された。

2.1.2 IBCs の振動試験結果の判定基準改正に関する提案(06/78:カナダ)及び落下試験の落下面要件の改正提案(06/81:DGAC/ICCR)は、何れもより実務的規定となるように修正して採択された。

2.1.3 引火性ガスを内蔵する燃料電池の新エントリーに関する提案(06/82:カナダ)は、次の内容で採択された。

(1) 次のエントリーを加える。

UN 3478 液化ガスを内蔵する燃料電池 SP328/SP336 P004

UN 3479 水素吸蔵合金を内蔵する燃料電池 SP328/SP337 P004

(2) 水素吸蔵合金を内蔵する燃料電池の規格としての ISO TS 16111 の参照は、安全上の疑念があるとされ採択されず、この規格の代替案として提案されている同提案 Annex の内容(一部修正)を SP337 として規定することとした。

2.1.4 29SCETDG で採択された適用除外危険物(Excepted Quantities : EQ)規定は、これに関する修正提案(06/92:英国及び 06/103:事務局)に基づき、修正して採択された。主な修正は次のとおりである。

(1) 危険物リスト第 7 欄は、2 つに分け、夫々 7a を少量危険物(LQ)欄と、7b を適用除外危険物(EQ)欄とする。LQ 又は EQ が適用できないエントリーは、夫々 LQ には 0 を、EQ には E0 を示す。

(2) EQ の輸送物に表示する EQ マークが新に設けられた。EQ マークには、EQ 形象、分類又は区分の番号、荷送人又は荷受人の名称を表示する。

(3) EQ には、輸送書類要件を適用しない。ただし、B/L や Airway Bill のような輸送書類がある場合には、当該書類に EQ である旨及びその個数を記載する。

## 2.2 未解決事項及び新提案

2.2.1 リチウム電池のエントリーは、有する危険性の違いに基づいて「リチウム金属電池」と「リチウムイオン電池」に分けるとする提案(06/83:IFALPA)は採択され、次の 2 エントリーが新に加えられた。現行エントリーの UN3090 及び 3091 は、夫々「リチウム金属電池」とされた。

UN 3480 リチウムイオン電池 SP188/230/310 P903

UN 3481 リチウムイオン電池(装置等に内蔵されたもの等) SP188/230 P903

SP188 により適用除外となるリチウム電池(金属及びイオン)に対しても電氣的危険性を考慮して安全輸送要件を適用すべきとの提案(06/97:米国)は、提案の一部を修正して、SP188 に追加の要件を加えることが採択された。

2.2.2 最近における煙火を構成する煙火組成の変化に伴い、無試験煙火分類表(2.1.3.5.5)注 2 の閃光剤の定義を改正すべきとする提案(06/84:英国)は、Ad Hoc. W/G において検討され、「割薬、揚薬等として用いられる閃光剤とは、時間/圧力試験における圧力上昇率が 0.5g 当たり 8ms (提案は 4ms) を超える煙火組成をいう。」とされた。

## 2.3 放射性物質関連規定

2.3.1 29SCETDG で採択された UN/IAEA の規則調和のためのモデル規則改正案 (C.3/58/Add.2: 29SCETDG 報告書付録 2) は、若干の編集上の修正を加えて採択された。

2.3.2 IAEA 事務局は、UN/IAEA の規則調和の促進に関する IAEA 総会決議及びこの決議履行のための諮問チーム設置計画があることを紹介した。このチームには IAEA 及び UNSCETDG の各専門家が参加する予定であることを報告した。

2.3.3 更に IAEA 事務局は、放射性物質の輸送阻害 (拒否) の問題について、輸送遅延や放射性医薬品輸送に重大な影響が及んでおり、この問題に関する IAEA や輸送モードに係る 国連専門機関での対応を報告した。

## 3. モデル規則の策定基本指針

3.1 29SCETDG でその提案趣旨が支持され、同会合及びその後の意見を踏まえて作成された修正案 (06/86: 英国) は、若干の修正を加えて採択された。本指針の概要は次のとおりである。

### UN モデル規則策定のための基本指針

- 0 部： 序文及び一般原則
- 1 部： 総則、定義、教育・訓練及び保安
- 2 部： 分類
- 3 部： 危険物リスト、少量危険物及び適用除外危険物
- 4(1)部： 包装基準 (PI)
- 4(2)部： IBC PI 包装基準 - 物質の割り当て
- 4(3) I 部： タンク基準 - 一般指針 4(3) II 部： タンク基準 - 分類、区分、PG 及び副次危険に基づく物質のグループ化指針 4(3) III 部： タンク基準 - タンク特別規定
- 4(3) IV 部： バルクコンテナ基準 - 物質の割り当て
- 5 部： 輸送手順
- 6 部： 容器、IBCs、タンク、MEGCs 及びバルクコンテナの構造及び試験
- 7 部： 輸送作業

## 4. GHS に関する問題

4.1 GHS による標識システムに関する提案 (30/INF. 5:CTIF) は、システム化の趣旨は理解できるが、現行標識がようやく関係者に周知されてきた段階であることを考えれば本提案を支持できないとの意見が多く、SCETDG はこの提案を不採択とした。

## 5. 2007-2008 年次の作業計画

5.1 次期年次の作業計画に含める事項は、次のとおりとされた。

- 危険物の分類等及び容器/タンクに関連する問題
- 容器 (IBCs を含む) 性能

- 少量危険物の輸送規制に関するモード間調和の促進方策
- くん蒸貨物コンテナ及びドライアイスの安全輸送規定
- 開放型超低温容器による危険物の輸送規定
- 書類要件における電子媒体 (EDI) の利用
- IAEA 規則と UN モデル規則の調和促進に関する提案
- UN モデル規則による危険物輸送の地球規模での調和促進のための更なる方策
- 物理化学的危険性、例えば、化学的に不安定な物質の分類に関するあらゆる作業の SCEGHS との協力 (SCEGHS の要請があれば)

## 6. ECOSOC 決議案 2007/

6.1 事務局提案 (30/INF. 77) の「ECOSOC 決議案 2007/ 」は、提案どおり採択され、危険物輸送・分類調和専門家委員会に上程されることとなった。

## 7. 2007-2008 年次の役員選出

7.1 2007-2008 年次の議長及び副議長選出のための投票が行われた。

議長選出の投票では、Mr. R. Richard (米国) と Ms. L. Hume-Sastre (カナダ) の両候補が 2 回の投票とも同数となり、規定による抽選の結果 Mr. R. Richard が当選した。副議長には Mr. J. Hart (英国) と Mr. C. Pfauvadel (フランス) の両候補について投票結果が行われ Mr. C. Pfauvadel が当選した。

## 9. その他

8.1 次の非政府機関は、SCETDG にオブザーバーとして参加することが承認された。

- International Organization of Aluminium Aerosol Container Manufacturers (AEROBAL)
- Responsible Container Management Association of Southern Africa (RCMASA)
- European Bitumen Association (EUROBITUME)

\*\*\*

付録 2.5 第 11 回国連分類調和専門家小委員会提案文書概要

文書番号	標 題	提 提	案 内 容	対 応	備 考・結 果
06/1 (OECD) (2c)	ODCs の分類及び表示システムの詳細比較	<p>SCEGHS は、その第 6 回会合でオゾン層破壊物質 (ODS) の GHS への採り入れに関する CWG の設置を決定し、8 回会合で本件検討を 2005-2006 年次の作業計画に含め、OECD に国や地域における ODS の分類システムの詳細比較調査を要請した。本提案はそれに基づき作成したものである。比較項目は次のとおりである。</p> <p>(1) 分類及び表示システムの導入：米国及び EU                  (2) モントリオール議定書 (MP) の取り入れ：米国及び EU                  (3) 現行システムでの分類の定義/基本                  (4) MP 締約国における化学品の ODP (オゾン破壊潜在力) 値決定手順                  (5) 現行システムでの分類及び表示の範囲                  (6) 現行有害性表示システムにおけるラベル要素</p> <p>提案内容及び意見は、8/INF. 10 に示したが、ODCs の調和分類システムの策定が必要である。</p>	<p>SCEGHS は、その第 6 回会合でオゾン層破壊物質 (ODS) の GHS への採り入れに関する CWG の設置を決定し、8 回会合で本件検討を 2005-2006 年次の作業計画に含め、OECD に国や地域における ODS の分類システムの詳細比較調査を要請した。本提案はそれに基づき作成したものである。比較項目は次のとおりである。</p> <p>(1) 分類及び表示システムの導入：米国及び EU                  (2) モントリオール議定書 (MP) の取り入れ：米国及び EU                  (3) 現行システムでの分類の定義/基本                  (4) MP 締約国における化学品の ODP (オゾン破壊潜在力) 値決定手順                  (5) 現行システムでの分類及び表示の範囲                  (6) 現行有害性表示システムにおけるラベル要素</p> <p>提案内容及び意見は、8/INF. 10 に示したが、ODCs の調和分類システムの策定が必要である。</p>	適 宜	ODS の GHS への採り入れに関する検討は継続する。
06/2 (EIGA) (2a)	引火性ガスの分類に関する ISO 基準	<p>UN モデル規程は引火性ガスの分類等に ISO 10156:1996 を 2.2.2.1(a) (ii) 及び 2.2.3 で、並びに GHS は酸化性ガス分類等に ISO 10156:1996 を 2.4.4.1 及び 2.4.4.2 でそれぞれ引用している。最近、ISO は毒性及び腐食性ガスの酸化力のより正確な決定基準を新第 2 部として出版したので、最新 ISO 基準の第 2 部をそれぞれの勧告で参照することを提案する。</p> <p>(1) UN モデル規程 2.2.2.1(b) (ii) 及び 2.2.3 (b) の参照 ISO に ISO 10156-2:2005 を、及び                  (2) GHS 2.4.4.1 及び 2.4.4.2 に ISO 10156-2:2005 を、それぞれ加える。</p>	<p>UN モデル規程は引火性ガスの分類等に ISO 10156:1996 を 2.2.2.1(a) (ii) 及び 2.2.3 で、並びに GHS は酸化性ガス分類等に ISO 10156:1996 を 2.4.4.1 及び 2.4.4.2 でそれぞれ引用している。最近、ISO は毒性及び腐食性ガスの酸化力のより正確な決定基準を新第 2 部として出版したので、最新 ISO 基準の第 2 部をそれぞれの勧告で参照することを提案する。</p> <p>(1) UN モデル規程 2.2.2.1(b) (ii) 及び 2.2.3 (b) の参照 ISO に ISO 10156-2:2005 を、及び                  (2) GHS 2.4.4.1 及び 2.4.4.2 に ISO 10156-2:2005 を、それぞれ加える。</p>	適 宜	SCETDG の勧告 (採択) を採択 (C. 3/06/2)
06/3 (EIGA) (2a)	UN 勧告、GHS 及び RID/ADR の数値の調和	<p>UN 勧告、GHS 及び RID/ADR における区分 2.2 のガスの定義に次の差異がある。</p> <p>UN 勧告: 280kPa (ゲージ圧) / 20°C (深冷液化ガスを除く。) 以上のガス、GHS: 280kPa / 20°C (ゲージ圧) を超えるガス又は液化ガス、RID/ADR: 300kPa / 15°C (絶対圧) で輸送中ガス状のもの。UN 勧告のゲージ圧は、USCFR から採り入れており、CFR では絶対圧と明示している。UN 勧告の換算ミスと考えられる。280kPa と 300kPa の差異は小さく実務上の確認のし易さからすれば 300kPa (200kPa ゲージ圧) とすべきであると考へ、次の改正を提案する。</p> <p>(1) UN 勧告: 2.2.2.3 を「区分 2.2 のガス (液化ガスを除く。) であって 200kPa / 20°C 未満の圧力で輸送されるガスは適用除外とする。」に改める。                  (2) GHS: 1.2 章 ガスの定義の「300kPa」の後に「絶対圧」を加える。</p> <p>2.5.1 の定義を「200kPa (ゲージ圧) / 20°C を超えるガス又は液化ガス」に改める。                  2.5.4.1 の判定論理 2nd Box (a) の「3bar」を「300kPa (絶対圧)」に改める。</p>	<p>UN 勧告、GHS 及び RID/ADR における区分 2.2 のガスの定義に次の差異がある。</p> <p>UN 勧告: 280kPa (ゲージ圧) / 20°C (深冷液化ガスを除く。) 以上のガス、GHS: 280kPa / 20°C (ゲージ圧) を超えるガス又は液化ガス、RID/ADR: 300kPa / 15°C (絶対圧) で輸送中ガス状のもの。UN 勧告のゲージ圧は、USCFR から採り入れており、CFR では絶対圧と明示している。UN 勧告の換算ミスと考えられる。280kPa と 300kPa の差異は小さく実務上の確認のし易さからすれば 300kPa (200kPa ゲージ圧) とすべきであると考へ、次の改正を提案する。</p> <p>(1) UN 勧告: 2.2.2.3 を「区分 2.2 のガス (液化ガスを除く。) であって 200kPa / 20°C 未満の圧力で輸送されるガスは適用除外とする。」に改める。                  (2) GHS: 1.2 章 ガスの定義の「300kPa」の後に「絶対圧」を加える。</p> <p>2.5.1 の定義を「200kPa (ゲージ圧) / 20°C を超えるガス又は液化ガス」に改める。                  2.5.4.1 の判定論理 2nd Box (a) の「3bar」を「300kPa (絶対圧)」に改める。</p>	適 宜	SCETDG の勧告 (修正採択) を採択 (C. 3/06/4)

06/4 (英国) (4c)	人の経験による Class 6.1 及び 8 の分類基準	<p>英国は毒物及び腐食性物質の分類基準適用の困難性について注意喚起したい。モデル規則 2.6.2.3 には具体的分類基準が規定されているが、一方、2.6.2.2.2 には中毒事故における人の経験を考慮すべきことが規定されている。しかし、人の経験の評価については明確にされていない。人への影響は、種々のデータの評価方法によりその結果が大きく異なってくる。人の経験の考慮は Class 8 にも規定 (2.8.2.4) されている。GHS の危険有害物質及び混合物の分類に関する 1.3 章には、分類のための利用可能なデータ、試験方法及びデータの質に関するより詳しい指針が示されている。更に、QSAR (定量的構造活性相関) や代用データの使用も専門家の判定の一部として用いられている。英国は 2.6.2.2 (Class 6.1) 及び 2.8.2.4 (Class 8) に次の趣旨の新規定を加える。</p> <p>(1) 化学品の人に対する疫学的データ及び経験を考慮すべきである。  (2) 分類当局の機能として物質データの解釈、特に証拠の重み付けの判断が必要である。  (3) データの質及び信頼性が重要である。(注記) 証拠の重み付けに関する若干の説明  上記手順に従った物質の記録には専門家の判断及び使用データを示し、1 年以上保持する。</p>	適宜	SCETDG の勧告 (趣旨採 択: 具体的提案作成) を 採択 (C. 3/06/19)
06/5 (ドイツ) (2a)	GHS で未規定の爆 発性状	<p>28SCETDG においてドイツは、モデル規則に規定する爆発性を有する物質で GHS に含まれていないものについて指摘し、SCETDG 火薬類 W/G での検討が同意された。本提案は、この検討に関する提案である。</p> <p>(1) 硝安: 既に TDG で分類されているものに基づき、GHS ではこれらを別の細区分とし、硝安の危険性状 (爆発性、自己分解性) を含めた分類基準。  (2) 火薬類に分類されない爆発性物質: 熱的/機械的鋭敏性を予備的に試験し火薬類への分類の可否を判定する予備試験 (シリーズ 2/3) をこれら物質の分類判定に用いる方法。  (3) 無包装爆発性物質/物品: 無包装爆発性物質/物品で包装されたものとその危険性が異なる場合における判定及び危険有害性の情報伝達の実際的な方法の策定。  (4) 鈍性化爆発物: 鈍性化爆発物の特殊な危険性に合わせて別の分類/区分を GHS へ採り入れるための方法。</p>	適宜	SCETDG の勧告 (修正採 択) を採択 (C. 3/06/27)
6/6 (ドイツ) (2a)	不安定ガスの物理 化学的危険性	<p>化学的に不安定なガスは、他のガスの存在なしに分解又は重合して危険な反応を起こす恐れがあるとして分類されている。この種ガスの分類基準は無く、他の安定ガスの危険性 (引火性、毒性、酸化性等) として分類されている。モデル規則 4.2.2.4 は、化学的に不安定なガスは輸送中に分解又は重合しないような措置を講じることを規定しているに止まり、GHS においても分類基準は示されていない。化学的に不安定なガス等は輸送、取り扱い及び使用において特別な注意が必要であるので、該当する危険有害情報の提供が必要である。これらのガス類の分類に関する試験方法は UN 試験マニュアルに無く、そのガスが化学的に不安定であるか否かの情報も得られないので、このガス類の化学的不安定性を判断する新しい試験法を策定しなければならぬ。このためには、関連する ISO 基準を基に検討することも可能である。分類基準策定までの間は、化学的不安定性が知られているガス類を GHS は TDG の個別のエントリーを参照し、該当する危険有害情報を作ることも可能である。</p>	適宜	SCETDG の勧告 (趣旨採 択: W/G 設置) を採択 (C. 3/06/28)

06/7 (SAAMI) (2a)	GHS2.1 章(火薬類) の改正	8SCGHS は、ノールウェー提案 (C. 4/04/12) により区分 1.4 の火薬類の絵表示を「1.4」から「爆弾の爆発」に改正した。その理由は、「1.4」は輸送に由来するものであり、作業場所や消費者の安全面からは十分ではないとしている。しかしこれによれば 1 個の包装物に輸送上の表示と作業場所や貯蔵における表示を付さなければならず、その取り扱いに混乱をきたす。更に、小火器弾薬や小火器用空砲のように爆発危険性が殆ど無い物品に「爆弾の爆発」を表示すれば、的確な緊急時対応ができなくなる。航空輸送では「爆弾の爆発」が表示されれば通常その輸送が禁止される。GHS の基本である全ての分野における調和趣旨からも外れると考える。これらから 2.1 章 (2.1.2 表) に次の趣旨の注記を加えることを提案する。「1.4S となる小火器弾薬 (0012)、小火器用空砲 (0014) 及び作動薬包 (0323) は「1.4S」を表示する。」	適宜	SCETDG の勧告 (不採択) を採択 (C. 3/06/61)
06/8 (CEPIC) (3b)	危険有害性情報及び注意書きのコード化	10SCGHS での議論に基づき CEPIC は、危険有害性情報及び注意書きのコード化に関する CWG の意見を採り入れて、豪州案 (05/8) をベースに危険有害性情報及び注意書きコード案を作成した。コード案は、次の点を検討の対象として作成した。 (1) コードの使用に関する関連本文に関しては、1.4.5.2 (b) 及び (c) を改訂する。 (2) コード文字 “P” は輸送規則の包装基準にも用いられているので、“S” の使用を検討する。 (3) Annex 3 の構成は、第 1 節 危険有害性情報のコード化、第 2 節 注意書きのコード化、第 3 節 注意書きの使用、第 4 節 注意絵表示の例、とする。 具体的規定案は、06/8/Add. 1 及び 06/8/Add. 2 に示した。	適宜	採択 (修正)
06/9 (CEPIC/ 他) (3b)	危険有害性情報及び注意書きのコード化(Annex の様式替え)	危険有害性情報及び注意書きのコード化に関する CWG のメンバーである CEPIC、AISE 及び IPPIC は、コード化に関する提案とは別に GHS の Annex 1、2 及び 3 の有用性、利用者利便性等を向上させるため、これらの Annex の様式替えを検討し、その具体案 (06/9/Add. 1) を作成した。Annex の構成案の概要は、次のとおりである。 Annex 1 (現行 Annex 2) : 分類基準 (有害通報要素に関する情報を除く。) Annex 2 (現行 Annex 3 の拡大及び改訂) : TDG/GHS の分類及び区分の絵表示、危険有害性情報文及びコード、注意書きのコード、注意書き絵表示の例等 Annex 3 (現行 Annex 1 に注意書きのコードを導入) : 各分類の危険区分に対する絵表示、注意喚起語、危険有害性情報コード及び注意書きコード	適宜	検討継続
06/10 (事務局) (2d)	包装手段の定義	GHS 第 1.2 章には、勧告で用いられる用語についての定義が示されているが、包装手段(コンテナ、包装物、タンク、容器・包装等)に関する定義が規定されていない。これらの包装手段はある分野(例えば輸送)では極めて特定された意味を持っているが、他の分野ではより一般的に用いられている。 GHS では、容器・包装の用語として “Container” “Gas cylinder” “Drum” “Package” “Packaging” “Receptacle” “Tank” “Vessel” とが用いられているが、その定義はない。UN モデル規則では容器、コンテナ、輸送物、圧力容器等の定義を明確にしている。 GHS においてもこれら定義の導入の有用性や異なる文章中の用語夫々の意味を明確にするために他の規則の定義についても検討する必要があるのではないかと考える。	適宜	報告

06/11 (CEFC) (3e)	区分 1.5/1.6 の火薬類の絵表示	GHS の区分 1.5/1.6 の火薬類の絵表示に関する規定 (1.4.10.4.2.3.2.1.2 表、Annex 1 の火薬類の表、Annex 2 の火薬類のシンボル要件及び Annex 3 の火薬類規定) には矛盾がある。これらを整合させるために関連規定の次の改正を提案する。 (1) 2.1.2 表の区分 1.5/1.6 の絵表示を「爆弾の爆発又はオレレンジ地に 1.5/1.6」に改める。 (2) Annex 1、火薬類の表の区分 1.5/1.6 の絵表示を「爆弾の爆発」に改める。 (3) Annex 2、火薬類の区分 1.5/1.6 のシンボルを「爆弾の爆発」に改める。 (4) Annex 3、区分 1.5 のシンボルを「爆弾の爆発」に改め、区分 1.6 の表を設ける。	適宜	取下げ
06/12 (CEFC) (3d)	極小寸法容器の表示	化学品には極めて多種類の寸法の容器が必要となる。この中には寸法の関係から GHS で要求される全ての表示が可能なものもあるが、小寸法の容器であっても危険有害性を無視できないものがある。このため小寸法の包装物の表示に関するガイドラインを作成した。このガイドラインは、輸送分野に適用するつもりはなく、消費又は作業場所での包装物の取り扱いに限り適用する趣旨の提案である。ガイドラインは GHS の Annex 7 として新しく設ける。 A7.1 極小寸法容器の表示に関するガイドライン A7.1.1 序：一般要件 A7.1.2 表示情報の決定：表示の優先順位 (製品同定、供給者同定、GHS 危険有害性絵表示、危険有害性情報、注意喚起語、注意書きの順) A7.1.3 作業場所での表示：製品同定の後に「使用前に SDS を参照のこと」を表示する。A7.1.4 消費における表示：積重ね商品の 1 層目に全表示情報を表示する。A7.1.5 表示の適用除外：極小寸法容器なので人や環境に害を及ぼす恐れのないことが証明できる場合には表示要件を適用しない。 A7.1.6 小寸法容器の表示例	適宜	趣旨採択 (次期作業計画として次回検討する。)
06/13 (OECD) (2b)	発がん性潜在力の評価法	SCEGHS の要請により 2003-2004 年次から OECD の発がん性専門家グループにおいて発がん性潜在力の評価法について検討を行ってきたが、現時点までにその成果を得るに至っていない。本件検討には種々の困難な問題があり、発がん性潜在力の評価法に関する作業は中止すべきであり、これを再開するかどうかに関する決定は後刻行うべきであるとするのが OECD の現時点での見解である。	適宜	採択 (発がん性潜在力の評価法に関する作業は中止する。)
06/14 (OECD) (2b)	毒性ガス混合物	TSCGHS は、OECD に対し毒性ガス混合物に関する検討を要請した。本文書は、2005 年 2 月に開催された毒性ガス混合物専門家会合における検討概要及び SCEGHS からの質問に対する回答をその内容としている。 (1) GHS の限界値は適切な防護の準備には低すぎる値であり、表示の不適切による致死中毒の可能性がある。 (2) 現行方式での GHS の適用は、ラットの 4 時間 LC <sub>50</sub> との比較で 80-200 fold を超えなければ区分 5 又は 4 に分類されない。 (3) 有害ガスを含むガス混合物は、例外的ではあるが、ラット LC <sub>50</sub> 値が人の中毒濃度の一桁大きい値を超える場合には該当する GHS 分類ができる。 (4) 問題は、GHS におけるガスの区分 5 又は 4 の分類基準値により大きい値を用いることで解決できる。OECD は今後も吸入毒性ガス混合物に関する検討を続ける。	適宜	検討継続 (W/G 設置)

06/15 (事務局) (2b)	健康有害性に関する用語の明確化	1 訂版 GHS の翻訳過程においてロシア語翻訳部から 3.8 章及び 3.9 章で使用されている用語の意味についての質問があった。これは、“Specific Target Organ Systemic Toxicity” と “specific target organ/system” におけるスラッシュ(“/”) の用い方である。これら用語の英語、仏語及びスペイン語の意味を正確に表し、誤訳や誤解釈等を避けるため小委員会での明確化を要請する。	適宜	“Specific Target Organ Toxicity” (特定標識臓器毒性) とする。
06/16 (OECD) (2b)	感作性の強弱	現在殆どの国や分野では感作有害性を規定しているが、米国の FHS の規定を除いては感作性の強弱に差を設けていない。GHS も呼吸器及び皮膚の感作性の分類はあるものの、その強弱については差を設けていない。4SCEGHS は、OECD に GHS における感作性の「強弱」の利用について検討するよう要請した。検討の目的は、感作性の「強弱」についての有用な情報を調査し、該当するものがあれば感作性の分類基準の改訂を提案することである。本文書は、この要請による OECD 専門家グループにおける検討状況の報告である。	適宜	検討継続 (次回最終決定)
06/17 (OECD) (2c)	水生生物に対する慢性毒性の分類体系の開発	4SCEGHS は、「慢性有害性区分の割当てに水生生物への慢性毒性を含めるための分類体系の開発」の作業開始を OECD に要請し、8SCEGHS ではこの作業に関する科学的論点に関する文書の完成を 2005 年に提出するよう要請した。本文書は、この問題に関する科学的背景及び水生生物に対する慢性有害性の確認に必要な基礎の概要である。本作業は次の点について行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行分類システム ・ 急性及び慢性毒性に対する試験法 ・ 急性/慢性毒性率及び関連情報 ・ ACR 分析の結果及びホルモン破壊に対する試験法 ・ 慢性/慢性毒性率及びエンドポイント ・ 高脂質物質</li> <li>・ 追加分析の結果 ・ 代替システムと慢性 NOECs との比較</li> </ul> 得られた情報の分析では、慢性データ及び「代替データ」に基づく分類は補足的な異なる分類をカバーすることができる可能性がある。 十分に高い慢性毒性を有する全ての物質はその致死性状に拘わらず特有の有害性を有し、慢性毒性に基づく分類をすべきである。更に、慢性毒性と本来的な致死性状の組み合わせも化学品の潜在的有害性を変化させるので、分類基準を決定する場合には、この可能性も考慮すべきである。	適宜	検討継続 (次回検討の進捗状況を報告する。)

\*\*\*

## 付録 2.6 第 11 回国連分類調和専門家小委員会審議概要

会期、参加国、議題等

### 1.1 会期及び開催場所

会期 : 平成 18 年 7 月 12 日 (PM) ~ 14 日

場所 : 国連欧州本部 (Palais des Nations、ジュネーブ)

### 1.2 参加国等

#### 1.2.1 国及び国際機関

- (1) 委員国 : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、カタール、セネガル、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国及び米国
- (2) オブザーバー国 : カンボジア、キプロス、ガンビア、インドネシア、ケニア、韓国、ラオス、メキシコ、ナイジェリア、フィリピン、ロシア、スロベニア、スイス及びタイ
- (3) 国連機関及び政府間機関 : UNITAR、EC 及び OECD
- (4) 非政府国際機関 : AISE、CGA、CEFIC、CI、DGAC、EFMA、EIGA、IFPCM、ICCA、IFPCM、IPPIC、ISO 及び SDA

#### 1.2.2 わが国からの参加者 (敬称略・五十音順)

加藤 二子 (経済産業省製造産業局化学物質管理課)

城内 博 (日本大学大学院理工学研究科)

中島 紀昭 (産業技術総合研究所)

藤原 修三 (産業技術総合研究所)

三宅 庸雅 (日本海事検定協会)

八十川 欣勇 (日本海事検定協会)

### 1.3 議題の採択

1.3.1 第 6 回小委員会の予定議題 (ST/SG/AC.10/C.4/21) は、期限後送付された INF. Paper を含めて採択された。

## 2. GHS の最新化

### 2.1 物理化学的危険性

物理化学的危険性に関する提案 (06/2:EIGA, 06/3:EIGA, 06/5:ドイツ, 06/6:ドイツ及び 06/7:SAAMI) は、何れも 29SCETDG の決定が採択された。

### 2.2 健康有害性

2.2.1 現在 OECD で検討されている発がん性潜在力の評価法については種々の困難な問題があり当面これを中止すべきであるとする提案 (06/13:OECD) は採択され、本件作業は中止されることとなった。

2.2.2 毒性ガス混合物分類基準に関する提案(06/14:OECD)及び感作性の強弱を分類基準に採り入れるべきとする提案(06/16:OECD)は、いずれもその検討の継続が承認された。前者はW/Gを設置して検討し、後者については次回最終決定することが同意された。

2.2.3 健康有害性に関する用語の明確化についての提案(06/15:事務局)は、“Specific Target Organ Systemic Toxicity”及び“specific target organ/system”を“Specific Target Organ Toxicity”(特定標識臓器毒性)に統一することとした。

### 2.3 環境有害性

2.3.1 オゾン層破壊物質(ODS)の分類及び表示システムの詳細比較に関する報告(06/1:OECD)をtake noteし、ODSのGHSへの採り入れに関する検討は継続することとした。

2.3.2 水生生物に対する慢性毒性の分類体系の開発に関する報告(06/17:OECD)及び本件に関するOECDでの作業の進捗状況が次回報告されることをtake noteした。

2.3.3 スペインは、土壌環境有害の分類及び表示基準策定に関する専門家グループの作業について報告した。

### 2.4 その他

包装手段の定義の明確化に関する事務局意見(06/10)が報告され、メンバーには本件に関する情報の提供が要請された。

## 3. 危険有害性情報の伝達

### 3.1 危険有害性情報及び注意書きのコード化

3.1.1 危険有害性情報及び注意書きのコード化に関する提案(06/8:CEFIC)は、修正の上採択された。

3.1.2 危険有害性情報及び注意書きのコード化(Annexの様式替え)(06/8:CEFIC·AISE·IPPIC)についてはその提案趣旨が同意され、CPWGによる検討結果が次回提案されることとなった。

### 3.2 その他

3.2.1 極小寸法容器の表示に関するガイダンス策定についての提案(06/8:CEFIC)はその趣旨が採択され、次回会合において次期作業計画への取り入れについて検討することとなった。

## 4. GHSの実施

### 4.1 政府及び機関からの報告

4.1.1 GHSの採り入れの進捗状況及びこれに関連する事項については、カナダ、ニュージーランド、ブラジル、ナイジェリア、ガンビア、カンボジア、ラオス、タイ、メキシコ、FAO及びECから報告された。

### 4.2 人の経験によるClass 6.1及び8の分類基準

4.2.1 危険物輸送勧告における人の経験による急性毒性及び腐食性の分類基準の問題点を指摘した提案(06/4:英国)は、SCETDG の決定が同意された。英国は、具体的提案の作成を申出ている。

#### 5. 調整及び作業計画

5.1 小委員会は、次期 2 年間の作業計画に含めるべき事項についての提案を次回会合に提出することをメンバーに要請した。

5.2 米国は、混合物の分類に関する CPWG の作業の進捗状況を報告した。

#### 4. 次回会合

12 SCEGHS	2006 年 12 月 12 日 (PM) ~ 14 日
30 SCETDG	2006 年 12 月 4 日 ~ 12 日 (AM)
3 CETDG&GHS	2006 年 12 月 15 日

\* \* \*

付録 2.7 第 12 回国連分類調和専門家小委員会提案文書概要

文書番号	標 題	提 案	内 容	対 応	備 考・結 果
06/19 (事務局) (2)	GHS 改訂初版への修正案一覧表		第 9, 10&11 SCEGHS において採択された GHS の改正事項を取りまとめたものであり、今回合会でそれらの改正事項を最終的に承認するための資料である。	賛成	採択 (一部修正)
06/20 (SEFIC) (2d)	GHS 付属書 1, 2 及び 3 の改訂案		前回合会に提出された付属書の様式替えの提案 (06/09 及び 06/09Add.1) は W/G にて継続審議することとされたが、W/G は前回合会での意見や採択された改訂事項を含めて改正の具体案を作成した。しかし、改訂すべき範囲や様式等について検討する事項は多く、引き続き W/G で作業を続け、次期 2 年間の作業計画にこの作業を組み入れるよう提案する。	適 宜	検討継続
06/21 (英国) (3d)	MARPOL73/78Annex II によるばら積み物質の輸送情報について		安全データシートは貨物の保管や取り扱い方法及び緊急時対応の指針を目的とするが、GHS 付属書 4 の安全データシートの作成規定は国連勧告に従った貨物についての情報のみを記載することとしている。しかし、海上輸送されるばら積み液体貨物は国連勧告によるのではなく MARPOL73/78 Annex II 及び IBC コードに従うよう規定されている。従って、GHS Annex4 の SDS 作成の項に新しいパラグラフを加える趣旨を加えることを提案する。 A4. 3. 14. 7 MARPOL73/78Annex II 及び IBC コードに従ったばら積み輸送 (1) この規定は MARPOL73/78Annex II 及び IBC コードに従ったばら積み輸送にのみ適用する。 (2) 貨物の品名は IBC コードの 17, 18 章または IMO MEPC. 2/Circular の品名を使用すること。 又船型要件と汚染分類も記入すること。	適 宜	採択 (一部修正)

06/22  
(事務局)  
(2d)

危険有害性クラス、区分のオプティミズ/境界の修正

GHS 付属書の改訂提案を検討中、分類基準に関し、本文と付属書、本文と表、英語版とフランス語版との間に統一性が無いことに気がついたので、事務局は分類基準の矛盾を解消するよう提案する。また、特定標的臓器/全身毒性物質として分類された混合物成分に区分 3 を設けることを提案する。

(1) 皮膚刺激性区分 2

	English	French
Para. 3.2.2.5.4 (5 <sup>th</sup> sentence)	$\geq 2.3 \leq 4.0$	Between 2.3 and 4.0
Para. 3.2.2.5.4, table 3.2.2	$\geq 2.3 < 4.0$	Between 2.3 and 4.0
Annex 2, table A2.18 (English: page 285; French: page 295)	$\geq 2.3 < 4.0$	$\geq 2.3$ and $< 4.0$

(2) 目に対する重篤な損傷性区分 1 の pH 値

	English	French
Para. 3.2.2.5.4 (5 <sup>th</sup> sentence)	$\geq 2.3 \leq 4.0$	Between 2.3 and 4.0
Para. 3.2.2.5.4, table 3.2.2	$\geq 2.3 < 4.0$	Between 2.3 and 4.0
Annex 2, table A2.18 (English: page 285; French: page 295)	$\geq 2.3 < 4.0$	$\geq 2.3$ and $< 4.0$

(3) 急性毒性及び慢性毒性

	English	French
Sub-section 4.1.3.5.5.3		
Sub-section 4.1.3.5.5.4		
Table 4.1.2	greater than 25 %	greater than 25 %
Table 4.1.3		
Annex 2, tables A2.28 (a) and (b)	$> 25 \%$	$> 25 \%$
decision logic 4.1.1 (English: pages 237 and 238; French: 248 and 249)	$\geq 25 \%$	$\geq 25 \%$

適宜

採択 (一部修正)  
数値は数式で統一することとした。  
特定標的臓器/全身毒性物質として分類された混合物成分に区分 3 を設けることを提案は採択されなかった。

6/23 (ドイツ) (2b)	GHS 3.4 章 判定論 理 3.4.1 及び 3.4.2 の改正	GHS 3.4 章 判定論理 3.4.1 及び 3.4.2 には矛盾があるので次の改正を提案する。 (1) 判定論理 3.4.1 呼吸器感受性の「混合物は、呼吸器感受性として分類された成分を一つあるいはそれ以上、下記の濃度で含有するか？」欄の数値を次のように改正する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>\geq 0.1\%</math> W/W (solid/liquid), or</li> <li>• <math>\geq 1.0\%</math> W/W (solid/liquid)</li> </ul> or <ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>\geq 0.1\%</math> V/V (gas) (see 3.4.3.3)</li> <li>• <math>\geq 0.2\%</math> V/V (gas) (see 3.4.3.3)</li> </ul> (2) 判定論理 3.4.2 皮膚感受性の「混合物は、皮膚感受性として分類された成分を一つあるいはそれ以上、下記の濃度で含有するか？」欄の数値を次のように改正する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>\geq 0.1\%</math> or</li> <li>• <math>\geq 1.0\%</math>? (see 3.4.3.3)</li> </ul>	適宜	SCETDG の勧告 (趣旨探 択: W/G 設置) を採択 (C. 3/06/28)
06/24 (フ ランス) (3c)	ビルディングブ ックアプローチ の実施ガイド ライン	ビルディングブックアプローチの解釈については、前回会合の提案 (11/INF. 20) で議論されたが合意に至らず正式文書にて提案することとなった。議論の内容及び各国の意見を踏まえ次の内容を提案する。 (1) 危険有害性クラスはビルディングブックである。 (2) 危険有害性クラスの区分についてはビルディングブックである。 (3) 危険有害性クラス・区分から分離されたラベルはビルディングブックではない。 (4) 安全データシートの使用はビルディングブックであるが、その内容はビルディングブックではない。	適宜	採択 (一部修正) (1)、(2) は採択されたが (3)、(4) は不採択。
06/25 (米国) (2a)	毒性ガスの混合物	前回会合で小委員会、OECD WG の意見を踏まえ、現在の GHS の毒性ガス混合物の分類基準は不十分で検討の余地があり、WG を設けて検討するよう決定した。今回 WG の検討内容を踏まえ次の内容を提案する。 (1) 表 3.1.1 「急性毒性区分及びそれぞれの区分を定義する急性毒性推定値」の内、区分 4 のガスのカットオフ濃度 (ppmV) を 5,000 から 20,000 とする。 (2) 表 3.1.2 「実験的に得られた急性毒性範囲推定値 (または急性毒性区分) から各暴露経路に関する分類のための急性毒性点推定値への変換」の内、分類または実験で得られた急性毒性範囲推定値のガスの区分 4 の上限値を 5,000 から 20,000 とする。また、変換値を 3,000 から 4,500 とする。 (3) 判定論理 3.1.1 の内、区分 4 となるかどうかの判定基準の該当事項「Inhalation (gas) LC <sub>50</sub> > 2500 but ≤ 5000 ppm」の 5,000 を 20,000 とする。	適宜	採択

\*\*\*

## 付録 2.8 第 12 回国連分類調和専門家小委員会審議概要

### 1. 会期、参加国、議題等

#### 1.1 会期及び開催場所

会期 : 平成 18 年 12 月 12 日 (PM)～14 日

場所 : 国連欧州本部 (Palais des Nations、ジュネーブ)

#### 1.2 参加国等

##### 1.2.1 国及び国際機関

(1) 委員国 : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、セネガル、スペイン、スウェーデン、英国及び米国

(2) オブザーバー国 : カンボジア、ガンビア、インドネシア、ナイジェリア、フィリピン、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スイス及びタイ

(3) 国連機関及び政府間機関 : UNEP/SCB、UNITAR、FAO、ILO、WHO、EC 及び OECD

(4) 非政府国際機関 : AEGPL、AISE、CGA、CEFIC、DGAC、EIGA、IFPCM、ICCA、ICPP、IPIECA、IPPIC、RCMASA、SAAMI 及び SDA

##### 1.2.2 わが国からの参加者 (敬称略・五十音順)

加藤 二子 (経済産業省製造産業局化学物質管理課)

城内 博 (日本大学大学院理工学研究科)

園田 敏彦 (国土交通省海事局検査測度課)

中島 紀昭 (産業技術総合研究所)

藤原 修三 (産業技術総合研究所)

三宅 庸雅 (日本海事検定協会)

森田 健 (国立医薬品食品衛生研究所安全情報部)

八十川 欣勇 (日本海事検定協会)

#### 1.3 議題の採択

1.3.1 第 12 回小委員会の予定議題 (ST/SG/AC.10/C.4/23) は、取り下げられたカナダ提案 (06/18) を除き、期限後送付された INF. Paper を含めて採択された。

### 2. GHS の最新化

#### 2.1 GHS 改訂初版への改正案

今次 2 年間の第 9、10 及び 11 回会合で採択された GHS 改訂初版の改正案について、事務局が作成した総合改正案一覧 (06/19:事務局) の検討が行われ、一部修正を加えたのち、委員会に上程されることが承認された。

## 2.2 健康有害性

- 2.2.1 皮膚感作性物質又は呼吸器感作性物質の混合物に対するカットオフ値、濃度限界を修正すべきであるとする提案(06/23:ドイツ)は一部修正の上採択された。
- 2.2.2 毒性ガス混合物に関する急性毒性カテゴリー4のカットオフ濃度を5,000ppmから20,000ppmに修正及びそれに伴う関連事項の改訂をすべきとの提案(06/25:米国)は採択された。
- 2.2.3 小委員会はOECD専門家グループが強い感作性と弱い感作性の分類に関する作業を再開するという決定報告(INF16)を考慮して、次期2年間2007-2008の作業計画にこの作業を引き続き取り入れることを決定した。

## 2.3 環境有害性

- 2.3.1 スペインは、土壌環境有害の判定基準策定に関する専門家グループの作業について報告し、提案はOECDで検討される段階にきており、本件を次期2年間の作業計画に含めるよう要請した。土壌環境有害判定基準策定の優先度は高くなく、環境有害性に関しては慢性水生環境有害性判定基準に集中すべき等の意見や早く作業を開始しなければ提案採択までに数年間の遅れを引き起こす等に意見が分かれたが、議論の末、小委員会はOECDに依頼し次期2年間の作業計画に土壌環境有害の判定基準策定を含めることを決定した。
- 2.3.2 OECDは慢性水生環境有害性、オゾン層破壊物質、変化/溶解の評価に関する進捗状況を報告した。作業が遅れていることから小委員会は引き続き次期2年間の作業計画にこの作業を含めることとした。

## 2.4 その他

- 2.4.1 小委員会はGHS付属書1、2、3の改訂に関するコレスポネンスグループの作業に感謝するとともに次期2年間も作業を継続することを決定し、コレスポネンスグループは改訂すべき範囲や内容を合意し誰が責任をもって提案するか等を小委員会に報告するよう要請した。
- 2.4.2 GHS付属書1、2、3の改訂や英語/フランス語版により本文中の有害性項目や区分においてカットオフ値/濃度限界に統一性がなく見直しが必要であるとする提案(06/22:事務局)は、数値を言葉で表現するのではなく数式で表すこととして数値の統一がなされた。
- 2.4.3 特定標的臓器/全身毒性物質の混合物に区分3を追加する提案(06/22:事務局)は、採択されなかった。

## 3. 危険有害性情報の伝達

### 3.1 ビルディングブロックアプローチの解釈に関するガイダンス

- 3.1.1 ビルディングブロックの解釈についての提案(06/24:フランス)は、危険有害性クラス及び区分はビルディングブロックであるとの合意は得られたが、その他の提案については合意が得られなかった。

### 3.2 ばら積み物質の輸送情報

- 3.2.1 GHS 付属書 4 の SDS の作成の手引きに関し、ばら積み物質の輸送については MARPOL 付属書 II 及び IBC コードに従うべきとする新しいパラグラフを追加する提案 (06/21 : 英国) は一部修正の上採択された。

## 4. GHS の実施

### 4.1 政府及び機関からの報告

- 4.1.1 GHS の採り入れの進捗状況及びこれに関連する事項については、EC、オーストラリア、米国、ブラジル、ナイジェリア、中国、アルゼンチン、ニュージーランドから報告がなされた。

### 4.2 他の国際機関との協力

- 4.2.1 他の国際機関との協力に関しては、UNEP/SBC、FAO、WHO から報告がなされた。

### 4.3 その他

- 4.3.1 IPPIC から GHS 実施についての問題点が報告され、小委員会は IPPIC に GHS 実施に関する状況を報告するよう要請した。

## 5. 管理能力強化

- 5.1 UNITAR は管理能力強化に関する活動報告をし、活動への継続的な財政援助を要請した。

## 6. 2007-2008 年次の作業計画

- 6.1 ガスに対するシンボルの割り当てに関する提案 (12/INF. 12 : CEFIC) は、ラベルにあまりに多くの情報を要求しており、解釈と使用に困難を生じるという点で危険物輸送専門家小委員会と意見が一致し、ガスに対するシンボルの割り当てに関する件については次期 2 年間の作業計画に入れなかったこととした。

### 6.2 事務局提出の作業計画案の検討

- 6.2.1 次期 2 年間 (2007-2008) の作業計画に関する事務局提案 (12/INF. 7) は、修正の上採択された。
- 6.2.2 ドイツ、フランス、英国及び CEFIC は作業計画の一部に主導的役割を果たす用意があることを表明した。

## 7. 経済社会理事会勧告案 2007/...

- 7.1 事務局提案 (12/INF. 24) の「ECOSOC 決議案 2007/...」は、提案どおり採択され、危険物輸

送・分類調和専門家委員会に上程されることとなった。

## 8. 2007-2008 年次の役員選出

8.1 次期 2 年間の議長に Ms. K. Headrick (カナダ)、副議長に MR. G. Moore (スウェーデン) 及び Mr. R. Puiatti (ブラジル) がそれぞれ再選された。

## 9. その他

### 9.1 GHS の出版

9.1.1 小委員会は今 2 年次に承認された全ての修正を含んだ新しい改訂版 GHS を出版し、GHS 改訂版第 2 版として 2007 年に発刊することを決定した。

\*\*\*

## 付録 2.9 第3回国連危険物輸送・分類調和専門家委員会審議概要

### 1. 会期、参加国、議題及び議長等

#### 1.1 会期及び開催場所

会期 : 平成18年12月14日

場所 : 国連欧州本部 (Palais des Nations、ジュネーブ)

#### 1.2 参加国等

##### 1.2.1 国及び国際機関

(1) 委員国 : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリー、アイルランド、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、セネガル、スペイン、スウェーデン、英国及び米国

(2) オブザーバー国 : コロンビア、ガーナ、インドネシア、ナイジェリア、フィリピン、ルーマニア、スイス及びタイ

(3) 国連機関及び政府間機関 : UNEP/SCB、UNITAR、FAO、ILO、WHO、CEC 及び OECD

非政府国際機関 : CEFIC、IFPCM、AEGPL、DGAC、ICCA、IATA、ISO、SDA、CGA、IPPIC 及び SAAMI

##### 1.2.2 わが国からの参加者 (敬称略・五十音順)

園田 敏彦 (国土交通省海事局)

三宅 庸 雅 (日本海事検定協会)

八十川 欣勇 (日本海事検定協会)

城内 博 (日本大学)

加藤二子 (経済産業省)

### 1.3 議題の採択

第3回会合の予定議題 (ST/SG/AC.10/33) は、期限後送付された Informal Documents を今回会合文書に含めることを承認して採択された。

## 2. 役員の選出

2.1 委員会は、議長には Mr. S. Bennisai (イタリー) を、副議長には Ms. K. Headrick (カナダ) を夫々選出した。

## 3. ECOSOC の決議及び決定

3.1 前回 (第2回) 会合以降に ECOSOC において採択された決議及び決定は、事務局提案文書 (06/1) に基づき説明された。

3.1.1 決議 (2005/53、2005年7月27日) : 危険物輸送・分類調和専門家委員会が行った2003-2004年次の作業結果及び2005-2006年次の作業計画を承認したこと。

3.1.2 決定 (2005/2010、2005年4月24日) : ザンビアを新に SCEGHS のメンバーとして承認したこと。

#### 4. SCETDG 及び SCEGHS の作業

4.1 委員会は、2005-2006 年次に開催された SCETDG 会合 (第 27、28、29 及び 30 回) の報告書及び SCETDG 第 30 回会合 (2006 年 12 月) において採択された危険物輸送勧告、モデル規則 (第 14 版) 及び試験マニュアル (第 4 版/修正 1) の改正案を承認した。

4.2 委員会は、2005-2006 年次に開催された SCEGHS 会合 (第 9、10、11 及び 12 回) の報告書及び SCEGHS 第 12 回会合 (2006 年 12 月) において採択された GHS (改訂版) の改正案を承認した。

#### 5. 2007-2008 年次の作業計画

5.1 委員会は、SCETDG 及び SCEGHS が策定した夫々の 2007-2008 年次の作業計画を承認した。

6. 2007-2008 年次の会合日程は、次のとおりとされた。

2007 年	7 月 2 日-6 日	31 SCETDG
	7 月 9 日-11 日	13 SCEGHS
	12 月 3 日-12 日 (a. m.)	32 SCETDG
	12 月 12 日 (p. m.)-14 日	14 SCEGHS
2008 年	6 月 30 日-7 月 9 日 (a. m.)	33 SCETDG
	7 月 9 日 (p. m.)-11 日	15 SCEGHS
	12 月 1 日-9 日 (a. m.)	34 SCETDG
	12 月 9 日 (p. m.)-11 日	16 SCEGHS
	12 月 12 日	4 SETDG・GHS

#### 7. ECOSOC 決議 2007/... 案

7.1 委員会は、ECOSOC が 2007 年独立会合において審議するために事務局が作成し ECOSOC 決議 2007/... 案を承認した。



平成19年3月 発行

発行者 **社団法人 日本海事検定協会**

〒104-0032 東京都中央区八丁堀一丁目九番七号

Tel 03-3552-0149 (海事ビル)

(本書は、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成したものです。)

